

# 飛驒市歷史文化調查室報

第5集

2024

飛驒市教育委員會

## ごあいさつ

「いい祭ですね」「天気もよくてほぼ全行程を行うことができたな」。二〇二三年四月一九・二〇日には、多くの笑顔と共に、こんな会話が古川の街中で飛び交いました。コロナ禍ではありましたが、古川祭の関係者のご尽力で、四年ぶりに通常に近い形で例祭が執行されたのです。当例祭は、古川祭の起し太鼓・屋台行事として、国重要無形民俗文化財に指定されており、またユネスコ無形文化遺産を構成する日本の祭礼「山・鉾・屋台行事」の一つでもあります。このような背景から、市ではその変遷を調査する古川祭史編集委員会を組織し、各台組のご協力のもと、台組関連文書調査や祭礼の写真撮影を実施いたしました。

今号は、このような古川祭の記録作成を進める中で、古代の「氣多若宮神」、江戸・明治・大正・昭和の記録から紐解かれた祭礼の一面、また今年度の例祭とそれを支える地域や屋台、古川祭史編集委員会についての論考等が集まりました。これらは、近世・近代・現代と、各時代の人々がいかに古川祭と向き合ってきたかを示すものでもあります。本書が、飛騨市に関する資料研究の礎として、更是先人の残した事績への関心が高まる一助になれば幸いです。

最後になりましたが、史料提供をいただいた皆様、ご寄稿いただいた皆様、常日頃から古川祭の執行にご尽力されている皆様に厚くお礼申し上げ、発刊に寄せてのごあいさつといたします。

令和六年三月

飛騨市教育委員会教育長 沖畠康子

## 凡例

- 一、本書は、飛騨市に関する歴史・民俗・文化などの調査研究や資料紹介を基本とする。
- 二、本書の編集にあたっては、各執筆者の研究成果・研究視角を尊重する方針を取っているため、必ずしも全体として統一した記述になっていない。本文中の原資料の掲載の仕方をはじめ、図や表などの表示方法、引用文や参考文献の記載などについても各執筆者の判断を優先した。
- 三、本書掲載の論文等の記述については、執筆者個人の見解であり、飛騨市としての見解を示したものではない。
- 四、歴史的記述の一般にならい、本文中の人名には敬称を省略した。
- 五、年紀には和暦を用い、適宜（）内に西暦を補記した。日付の明治五年十二月二日以前は陰暦、それ以後は陽暦を用いた。
- 六、資料中には、プライバシーや公共性の観点からふさわしくない表現が含まれている場合もあるが、これらは史実に基づいて歴史研究を進める立場で取り上げたものであり、その趣旨をご理解いただきたい。

## 九世紀飛驒における神階昇叙の背景

—「氣多若宮神」の初見をめぐって—

はじめに

早川 万年

『延喜式』卷十（神名・下）飛驒国条には、大野郡三座・荒城郡五座の神社が掲出される。これがいわゆる式内社であつて、『延喜式』撰上時（延長五年（九二七）奏進、康保四年（九六七）施行）に、神祇官において奉幣の対象として把握されていた神社である。後述するように、式に掲載されないものの、神階昇叙などによつて、六国史（多くは『三代実録』）に見られる神社がある。飛驒国の氣多若宮神はその一つである。

史料 A　『三代実録』承和天皇貞觀十五年八月四日丙申条（飛驒国正六位上氣多若宮神從五位下）（飛驒國の正六位上、氣多若宮神に從五位下を「授く」）  
このでは、貞觀十五年（八七三）八月に、氣多若宮神は正六位上から從五位下に昇叙されたとする。

貞觀十五年は『延喜式』が撰上される五十年以上前でありながら、と共通し、同じく「神名式」には、越中國射水郡に氣多神社（名神・大）、越後国頸城郡に居多（ケタカ）神社も見られる。「ケタ」の地名

は、「和名抄」の郡郷名からだけでも、但馬国氣多郡・因幡国氣多郡・遠江国山香郡氣多郷がある。むろん、これらすべてに何らかの関連があるとは即断できないが、飛驒の氣多若宮と能登・越中の氣多神社とは、地域的な近さも含め直接の関わりが想定できる。また飛驒の氣多若宮は「若宮」の初見ともされる（2）。一のよう興味深い神社でありながら、他の多くの神社と同様、古代の史料上の所見はきわめて乏しい。

本稿では、古代の氣多若宮神を考察するにあたつて、次の二点の記載に注目したい。

史料 B　『先代旧事本紀』（国造本紀）「羽咋国造、泊瀬朝倉御世、三尾君祖石擅別命兒石城別王、定賜國造」（羽咋国造、泊瀬朝倉御世（雄略天皇）、三尾君の祖、石擅別命の兒、石城別王を国造に定め賜いき）

史料 C　『續日本後紀』承和三年（八三六）四月条（飛驒国人散位三尾臣永主、右京史生同姓息長等賜姓笠朝臣、貫附右京五条二坊、永主、稚武彦命之後也）（飛驒の国人、散位、三尾臣永主、右京史生、同姓息長等に姓笠朝臣を賜い、右京五条二坊に貫附す、永主は稚武彦命の後なり）

B の史料には、三尾氏の祖が、氣多神社所在地である能登国の羽咋国造であるとし、C の史料においては、その三尾氏の有力者と思われる人物（稚武彦の後裔）が飛驒国に本貫を有していたことが知られる。

記載の時期、あるいは史料の成立時期の違いを度外視すれば、能登國羽咋郡の氣多神社所在地と飛驒とは三尾氏の存在を介して結びつ

そこで本稿は、式外社（国史現在社）としての気多若宮神、能登國の氣多神社との関係、そして三尾氏の存在に注目して、九世紀飛驒の政治社会の一端を検討するものである。

### 一、古代飛驒国の官社と式外社

飛驒国の式内社と式外社についてまず簡単に触れておきたい。

『延喜式』卷十「神名式下」4 飛驒国条の神社を掲げると、

大野郡 水無神社 櫻木神社 荘名神社  
荒城郡 大津神社 荒城神社 高田神社 阿多由太神社 栗原神  
社

である。これらの神社は中央の神祇官によって新年祭の幣帛を受けける神社とされていた。いわゆる官社である（3）。ただしこの神社が当時の神社のすべてであったわけではない。これら以外にも多くの神社が存在していた事実は、例えば『出雲国風土記』各郡に列挙される神社に「在神祇官」「不在神祇官」の区別があり、神祇官に登録記帳されてゐる神社とそうでない神社を並記していることからも察せられる。また、神社を何らかの施設（社殿）を有する場所とのみ考える必要もなく、むしろ集落構成員にとって重要なのはあくまで祭祀そのものであつて、もともと、建物等はそれに付随するもの、あるいは後次的なものである。

飛驒のいわゆる式外社は、氣多若宮のほか、『三代実錄』貞觀九年（八六七）十月四日条に、大歲神・走瀬神・四天王神・遊轄石神・度瀬神・道後神が見え、同じく貞觀十七年十一月五日条には木母国津神・劍精神

が見られる。氣多若宮神は、元慶五年（八八一）十月九日には徒五位上に昇叙され、同じ日に賀茂若宮神に從五位下が授けられている（いずれも『三代実錄』）。これらの式外社が式内社に對してどのような位置にあつたかという点がまず問題となるが、概に由緒や神の知名度などにおいて式内社の方が優先すると言ひ得るものではない。式外社の「成立」が式内社より遅れたかどうかも不明である。

ただ、飛驒の場合、式内社が八座であるのに對し式外社は十神にのぼる。この点、美濃國の式内社が三九座であるのに對し式外社が五社、近江國が式内社一五五座であるのに對し式外社二社、信濃國が式内社四八座に對し式外社一八社、越前國式内社一二六座に對し式外社五社、越中國式内社が三四座に對し八社、能登國四三座に對し一社、加賀國四二座に對し五社であるとの比べると、やや異なる傾向が認められる。

もつとも、そもそも式内社の国別の数が、例えば陸奥国が一〇〇座であるのに對し出羽国が九座に過ぎず、山陽道安芸国がわずかに三座、長門国も五座とされるよう、国ごとに数の偏りが大きく、全國的に一律の基準で官社化がなされたかどうか甚だ疑わしい。したがつて、式外社の数だけに着目して、飛驒の非官社には積極的に位階が授与される傾向にあつたと言いつ切れるものではない。とはいへ、官社（式内社）以上の数の神に位階が授与されている点には留意が必要である。また、その式外社には四天王神という、明らかに仏教の色彩を帯びた神名が掲げられ、また、氣多とならんと賀茂の若宮も見られる点に注目したい。

これら式内外の諸社の地域的分布の問題は興味深いが、式内社にして、現在の該当社（比定社）が古代にさかのぼつてその地に社殿を有したかどうかは確たるものではない。まして現今の神社名が平安時代まさかのぼるとは限らない。例えば『式内社調査報告』飛驒国

の項には、式内社の比定地にかねてから諸説あつた事例が記され、現在の比定に至つたのは多くは明治三年とされる（4）。

近世には、八幡社・神明社・稻荷社・白山社・天王社など、多くの神社・祠等があり、近世後期から明治はじめに、それらの「候補」から式内社を「選定」する場合もあつた。つまり、式内外の古代の神社の多くは、その名称のもとに長く祭祀を継承していった歴史的根柢は乏しく、むしろ祭祀の場の名称の変化、あるいは神社とする施設の移転等があつたのみならず、新たな名称のもとに「神社」が設けられる例も少なくなかったと推測できる（5）。

全国的な傾向からすれば式内社の名称の多くは、地名と共通すると思われ、その地の集落と密接不可分の存在であつた。ところがおよそ平安時代以降、白山等の例に見られるように、特定・共通の信仰意図なり祭祀の拠点が各地に設けられ拡大する傾向も生じた。もともと、「延喜式」の神名にその傾向は顕著とは言い難い。それに対して、式外の飛驒十神のなかには、早い時期の若宮が二例も含まれ、後述するように、これらは飛驒以外の地域との交渉・交流がなされていた証拠となり得る。しかもその影響が地域社会に新たな神祭の場を設けたのみならず、それが神位授与の対象となるほど政治的にも認知されたことを示唆する。

## 二、古代の神階（神位）昇叙

次に神階（以下、神位とする）昇叙についてであるが、そもそも神位を授与するということ自体、八世紀においては限定的であり、九世紀に拡大した事実に目が向けられる必要がある（6）。神々への報謝・祈願等は、通常、奉幣をもつて行われる。それに対し神位授与は、例えば越前国の氣比神に、天平三年（七三一）十二月十日符從三位料二百戸（新抄格勅符抄）大同元年牒とあるのが非常に早い例で、しかも神位の授与としてはかなりの高位である。

平安時代、それも九世紀中葉から後葉に、神位の授与の対象は大きくなり広がり、とくに嘉祥から貞觀年間に注目される。ただ、その実情については、一定の全国的な基準のもとに神位が授与されたとは考え難い。官社の一覽はとりあえず「神名式」で示されているのに對し、「延喜式」撰上以前の神位授与と「官社」の関係は概して不明である。「延喜式」全体を見ても神位に関する規定は見られない。ただ「延喜式」（中務省）内記式10条には「神位記式」があり、「養老公式令」16勅授位記式条を適用していることがわかる。

『新儀式』（卷四）「奉加神位階事」にも、  
神位階は諸司諸國の申請に隨い、上卿勅を奉らんには先ず本位を下し勘えしめよ、加授を奉らんには内記をして位記を勘作せしめ、内侍に附けて奏聞せよ、請印し訖らば領給せしめよ。  
とあり、諸司諸國の申請により、勅裁を経たうえで位記が頒給されるとする。実際に、『類聚符官抄』（奉授神位記）所載の延喜二十一年二月二十七日太政官符（正五位下横山明神に從四位下を授く等）は、太政官が中務省の解を経て神祇官に符を下している。

これに対して官社に列せられる際は、「延喜臨時祭式」63預名神官社条に、

凡そ名神・官社等に預からんには、官符の下るを待ちて更に国に下す符を修りて内印を請え。

とあって、太政官符が神祇官に下され、さらに神祇官が諸國に下す符をつくり内印を請うとされる。しかしながら本条には神位授与は見られない。(つまり、神位の授与は、太政官・中務省(内記)所管で内印を請けて、(神祇官に対して)班給されるのに対し、預官社の場合に神祇官から「国に下す符を修りて」示達されるのとは手続きが異なる。)

同様に「延喜太政官式」11条の内印外印を請う例には、詔書を下す、得度・還俗、官員の増減、駕伝使の派遣等と並んで「官社に預かる神」があるが、やはり神位の授与は掲出されない。

諸国に對して神位が伝達される過程は、「中務式」40位記印条に、位案は内記が省(中務省)に送り、「省は位帳に附し、すなわち具に本位年紀ならびに今授けむ位階等を注し、弁官に申し送れ、官・大臣に申し所司に下知せよ」とあって、末尾分注に「神位を授けん、僧尼満位已上を授けんもまた同じくせよ」とあり、ここに神位の授与が記される(7)。

少し時代は下るが、天暦六年(九五二)四月十五日の「応祐奉神位記事」とする五畿内諸国司宛太政官符(『類聚符官抄』奉授神位記)には、神位記を奉持した使者が到着すると、国司は潔斎して使者とともに宣命を披き読み、かかる後に国司は位記を請い取りて頌ち奉る、となる。

以上からすれば、預官社・神位授与はともに内印を必要とし太政官符によって下達されるが、神位は神祇官に對してと同様に、太政官から直接、諸国に給されることが判明する。それは、対象が神であつても五位以上の位を官人に授与する際の規定が準用されていたことにも、

よる。結果として、神祇官は諸国諸社に対する官(組織)としての示達権を失う傾向にあつたと言えよう。このことが「神祇式」における神位の消極的な扱いにつながつたと考えられる。

さてこのことは別の一面を示している。それは神位授与が国司について、中央政府と結びつく一つの手段であった事実である。

神位授与の事情は明確でない場合が少なくないが、理由が記載されるいくつかの例を挙げると、「続日本後紀」承和七年(八四〇)十月丙辰条に、伊豆国阿波神物忌奈乃神に從五位下が授けられており、その事情が同年九月乙未条に詳記される。それによれば、上津島に坐す阿波神は三嶋大社の「本后」であり物忌奈乃神は御子神であったが、「冠位」に預かっていなかったために怪異を示したとあり、その崇りは国郡司をも亡ぼすものであるという。

同じく承和十二年七月辛酉条に、丹波国出雲神・但馬国出石神・美濃国伊奈波神など五神に從五位下が授けられているが、それは「国司等解狀に依る」とある。(つまり何らかの災厄が起り、それが国郡司にも及ぶと意識されたために神位授与に至る)のである。

また貞觀十六年六月二十八日太政官符(『類聚三代格』卷二)には、

如今、諸国の神社其の數目多くして国司偏に靈験と称し請いて爵位を増さんとす、二・三年間に或いは三位以上に叙す(下略)。

とあって、中央政府側の視点からであるが、やはり国司による神位の加増が問題とされていることがわかる(8)。

地方の官社の場合は、この時期には多くが国幣社であつて、国司が奉幣を担当する。「預官社」にあたつても国司が介在した場合が少なくないと思われるが、官社とされるにあたつて統一的な基準があつたとは考えられず、さらに神位の授与と預官社との関係も見出しがたい

(9) ただ官社の場合は神祇官において奉幣対象社として把握されることがいわば前提である。それに対して神位の授与は国司と太政官との関係において成立する。国司にしてみれば、神祇官を介することなく、より簡便にその地の神社（直接には神をまつるその地の有力層）に地方官からの恩恵を与えることができる。この点は、官制から神位制への移り変わりを示すとも受け取ることができるようが、いずれにせよ、神社に対する行政側の格付けの表明である。しかも官社の場合は預官社の次は名神等があると言つてもその例は少なく、これに対し神位には位階という細分された向上ステップが設けられており、授与する側にとつて、扱いに適した仕組みであったとも言えよう。

このように考えてみれば、神位授与には国司がその主たる推進者であつたと見てよい。ただし、あるいは、國司を取りまく諸般の状勢により、神位の昇叙に多様な結果を招いたと思われる。

ここで改めて飛驒の場合を考えてみれば、ある種の傾向を見出せる。それは、式内社の位階に比べて明らかに式外社の位階が低くされている点である。

式内社である水無神・榎本神・岸名神・大津神・荒城神・栗原神・阿多由太神・高田神は、貞觀九年（六八七）十月四日に從五位下から從五位上に昇叙されているのに對し、式外の大歲神・走瀬神・四天王神・遊舩石神・（彦）渡瀬神・道後神は、同日以正六位上から從五位下とされている。すなわち、大歲神以下「六神」は一階下に遇されており、「神名式」の八座とは明確に区別されているのである。そしてこれら六神は「延喜式」に至つても官社とされていない。貞觀十五年八月四日に、

氣多若宮神が正六位上から從五位下とされ、その二年後の貞觀十七年十二月五日には、本母国都神・劍緒神（式外社）に從五位下が授けられているが（ただし「三代実録」元慶元年閏二月二十六日条にも重出）、いずれも式内社の位階より低い。

この間、貞觀十五年四月五日に式内社である水無神が正五位上から從四位下に昇叙されている点は、氣多若宮神が同年八月に從五位下とされていることと関連するであろう。つまり氣多若宮の叙位よりも水無神の昇叙を先行させるべきとの配慮があつた。ないしは、水無神の昇叙を経てはじめて氣多若宮神の神位昇叙が可能となつたと考えられる。その意識は、太政官あるいは神祇官において形成されたものであるかというと、おそらくそうではない。それは飛驒国衙の意図と見なされるべきであろう。

そもそも飛驒の場合は、官社（式内社）はわずか八座と少ない。それらのすべてが当初、一律に叙位される対象であり（10）、しかも式外諸神の位階は国史上に判明する限り、一貫してこの八神より下位に置かれている。それは、式内社と関わりの深い伝統的勢力に対する、飛驒国府側の姿勢を示したものと推測される。

一方で、式外の神には、「氣多」（賀茂）という飛驒以外の地に由来する名称が含まれる。四天王も仏教に由来するとすればそこに從来の在地神とは異なる神格が登場したと見なすべきであろう。つまり、式内諸神に対して、式外の神には、当時の新興勢力の存在を反映している可能性が認められるのである。

### 三、「氣多若宮」と氏族

以上を踏まえて「氣多若宮」について検討してみたい。

この場合の「氣多」は、「神名式」下、能登國羽咋郡所在の氣多神社

〔名神・大〕を念頭に置いて理解することに問題はないであろう。氣多神社は『萬葉集』卷十七（四〇）五番歌、大伴家持の歌の題詞に「赴參氣太神宮 行海邊之時作歌一首」とあり、天平二十年（七四八）に越中守であった家持が諸郡巡行の際に参詣していることがわかる（11）。

したがつてその頃には既に地域の有力な神格と認識されていたと推定される。早く『続日本紀』神護景雲二年（七六一）十月に「能登國氣多神に廿戸・田二町」を充つ、とあり、『新抄格勅符抄』（神封部・大同元年牒）に「氣多神・卅戸・能登國」と見える。神位は『続日本紀』延暦三年（七八四）三月丁亥条に「從三位氣太神を正三位に叙す」とあって、かなり早い時期に三位を授けられていたことが判明する。その後、嘉祥三年（八五〇）六月に從一位（『続日本後紀』・仁寿三年（八五三）八月には「正一位勲一等氣多大神に封戸十烟・位田一町を加う」とあり、貞觀元年（八五九）正月に從一位（『三代實錄』）と昇叙する。ちなみに北陸地方は神位の授与が早くからなされる傾向にあつたことが知られており（12）、その第一に登場するのが氣比神社であつて、その次に氣多である。氣比神社については『新抄格勅符抄』（大同元年牒）に、天平三年に從三位と見え、承和二年（八三五）二月に正三位、承和六年（八五〇）十月に正二位（『文德美録』）、貞觀元年（八五九）正月に從一位（『三代實錄』）となる（13）。

ここで注目すべきは、八世紀には氣比神社の方が先に三位に叙されおり、その後も氣比の神位が先に昇叙されていたと推測されるのに

対し、貞觀元年正月には氣比・氣多の両社がともに從一位とされていることである。

氣多神社が所在する能登國は、養老二年（七一八）に越前國から四郡を割いて立国されたが、天平十三年（七四二）に越中國に併合され、のち、天平宝字元年（七五七）に再び立国されたといふ経緯を有する（14）。越中國守大伴家持が氣多神社に参じたのは、當時羽咋郡が越中國に含まれていたからであるが、そのことは、羽咋郡氣多神社の存在が、何らかの意味において射水郡（越中國府所在地）に近しいものとなる一面があつたと思われる。それを示すのが越中國射水郡の氣多神社である。

越中國の氣多神社は、「神名式」下に掲出されるとともに、その古本たる花山院本（武田本・中院家本）に「延」の標注が見られる（15）、〔名神・大〕の注記も見られる（16）。おそらく越中國の政治的な要衝であった伏木地域に「氣多社」があることに意味があり、それは北陸の大社たる羽咋郡の氣多社との交流の上に成り立つと見られる。しかも、「神名式」書き入れの標注が信じられるとすれば「貞觀式」編纂以降に官社となり、それでありながら名神祭に預るという、九世紀後半にいたつて一躍存在感が向上したと推測される。このような社会的動きの延長線上に飛騨の氣多若宮の登場も理解できる。

次に取り上げたいのは氣多と結びつく羽咋君氏、三尾君氏である。  
『古事記』垂仁天皇段に、天皇と山代大国之瀬の娘、弟剣羽田刀弁との間に生まれた子として石衡別王の名が見られ、この王は羽咋君・三尾君の祖であるとする。羽咋氏は『新撰姓氏録』（右京皇別）に羽咋公が見え、垂仁天皇皇子の磐衝別命の後とあり、『日本書紀』垂仁天皇

紀二十四年三月条には、山背大國不連の女（むすめ）を召して後宮に入れ磐衝別命が生まれ、それが三尾君の始祖であるとする。すなはち、磐衝別命を祖とすることによって羽咋君は「国造本紀」に見られる羽咋国造（史料B）の系譜上に位置づけられる。ちなみに「国造本紀」には、加我國造も、羽咋国造と同じく雄略天皇の時に、三尾君の祖である石衝別命の四世の孫、大兄彦君を国造と定めたとある。

このように羽咋君と三尾君は同祖とされ、垂仁天皇以来の系譜に位置するが、注目すべきは、三尾君氏が繼体天皇と婚姻関係を結ぶことである。繼体の系譜は「上宮記」云く、「(承)日本紀」によると、天皇の母である布利比彌命（振媛）が偉波都久和希（磐衝別命）の六世の孫に当る（17）。「古事記」繼体天皇段に示される婚姻記事には、尾張連の祖である凡連の妹、目子即女などと並んで、三尾君の祖である若比売、同じく三尾君加多夫の妹、倭比売が天皇の妃であるとする。同じく「日本書紀」繼体天皇紀（即位前紀）では、「近江國高島郡三尾之別

業にいた彦主人王（応神の四世の孫）が、使いを遣わして活目天皇

（垂仁）の七世の孫である振媛を「三国の坂中井」に迎えて妃としたとある。「古事記」では繼体天皇は近江にいたとするが、「日本書紀」では、繼体の父は近江高島郡にいたものの、父すなわち彦主人王が早く死くなつたため、妃の振媛は自らの郷里である越前国坂井郡（越前国「高向」）に戻り、そこで天皇を育てたとする。そして「古事記」と同様に、三尾角折君の妹、稚子媛、三尾君堅穂の女、倭姫を妃としたとある。

このような婚姻關係からすれば、繼体天皇は三尾氏と深い関係につたとみられ、三尾氏自体、越前国坂井郡から北近江にかけて勢力を有していたのであろう（18）。その三尾を名乗る氏族が飛驒に居住し

ていたことを示すのが史料Cである。「記紀」に見られる君姓ではなく臣姓であり、祖とするのもイハツクワケでなく、稚武彦（孝靈天皇皇子）であつて系統を異にする。とはいへ、位階を有している者が地方から京中に移貢するという以上、その人物（永主）は既に京師において何らかの役割を有していたことを想像させる。つまり、飛驒出身でありながら、中央政府において必要な官人とみなされたのであって、少なくとも永主に関してはそのような関わりを有するに至つた経緯があつたことになる。

北近江から越前にかけて勢力を有していた三尾氏の一支族が飛驒に居住していても不思議はない（19）。また、三尾氏と同祖とされる羽咋君の本拠には氣多神社が鎮座していた。すると、養老二年までは越前国に含まれていた羽咋の地にも、国造本紀に示される三尾氏の影響が及んでいた可能性は高く、三尾氏と羽咋の氣多神社との結びつきも想定してよいであろう。

次に「若宮」についてであるが、神社の名称に「若宮」が付される例は、八幡をはじめ、賀茂、春日等、しばしば見られるところである。その意味は、親神に対する子神、苗裔神などといった解釈がなされる（20）。「神名式」には、加賀国江沼郡に氣多御子神社が見え、陸奥国牡鹿郡に鹿島御兒神社、行方郡に鹿島御子神社があることから想定できるように、ある神を奉斎する人々、あるいは本社の所在地の人々が移住する等、その地との交流が深ければ、本社の「御子」神が祀られた。越前国の氣比の場合も、承和七年（八四〇）九月に「氣比大神之御子」である「無位天利劍神・天比女若御子神・天伊佐奈彥神」に從五位下が授けられている（続日本後紀）。また、「大社の封戸をも

つて小社を修理すべきこと」とする貞觀六年六月二十八日官符(『類聚三代格』)、これは撰格所起請による所引、弘仁年間の大和国解には

「封無き苗裔の神を以て封有る始祖の社に分かち付けよ」とあって、

祖神(大社)と苗裔神(小社)を経済的な関係としても位置付ける政

策が講じられていたことがわかる。

このような祖(神)と子孫(神)との関係は、氏族というあり方とも連関し、血縁的な意識が向上するとともに、奉斎する神意識に反映する。それが有力社(大社)である場合は、それだけ氏族としての結びつきも強調されたのである。

「氣多」の場合、その御子神社が加賀國に見られ、かつそれが「神名式」所載である一方で、飛驒の「若宮」が式外であることに目が向けられねばならない。(つまり能登國の氣多神社を前提に越中の氣多神社が奉斎され、その御子神、新宮として飛驒に「若宮」が誕生したのである。飛驒國の賀茂若宮神の場合もおそらく同様であつて、京の賀茂神社を本宮として飛驒に若宮が奉斎されたと推測できる。北陸方面と飛驒との交流、人の移住、そして京との交渉の進展によって、このような神社が誕生するにいたつたのである。

#### 四、都・北陸・飛驒

ここで改めて九世紀の飛驒について検討したい。

従来の研究でしばしば取り上げられたのは、飛驒匠丁(飛驒工)の逃亡についてである(21)。中央政府は逃亡した飛驒匠丁の捜索を重ねて命じている。一例として承和元年(八三四)四月二十五日太政官符(『類聚三代格』)を参照すると、この官符は「飛驒工を捜し勘え言

上すべきこと」として弘仁五年(八一四)五月二十一日官符を引用する。

そのなかの飛驒国解に、当時の状況が次のように記される。

都での労役を終え、帰国するはずの匠丁が、帰国後の課役を忌避して他郷に赴き雇用される。そのため国内での労役にたえるものが減少し、人々の生活が窮屈する。…すなわち、飛驒工の「逃亡」とは、帰国すべき者が戻らないことによって、匠丁の円滑な交替・上京に支障をきたし、飛驒国内においても有力な働き手を失うという事態を指している。これを受け太政官は逃亡した飛驒工の捜索を命ずることとともに、匠丁を隠匿した者を厳しく処罰するむねを指示している。ところが、この承和元年の官符の末尾には、「下知の後、曾て言上無し、職園の司、符旨を慎まず遂に此の意を致す」とあり、改めて飛驒工の搜索・言上を厳命しているのである。

この官符は興味深い点が少なくないが、ここでは、飛驒国府の切実な要望にもかかわらず、逃亡した飛驒工が長きにわたって確保されなかつたことに着目したい。中央政府の指示よりも、飛驒工自身、および彼らを「容隱」した者たちの行動が、世間では通用したと言つてよいであろう。連勅罪に問うとした政府の命令は実効性を欠き、実利を見込んだ者が横行したのである。

ただし、その後の飛驒工に関する史料を見ていくと、貞觀六年(八四四)九月十四日太政官符には「役畢えて國に帰る匠丁の徭を免ずべきこと」として、飛驒工が都での労役を終えて國に戻る年の雜徭を免除する(22)。〔政事要略〕交替雜事、同八年二月十九日には、貞觀六年(八三五)九月二十五日太政官符(『類聚三代錄』)によると、飛驒工の定数を二か年間四十人減じて六十人とするとの処置がなされている(『三代實錄』)。この処置はその後貞觀十七年まで延長さ

れいたらしく、元慶五年（八八二）七月十五日にいたり、「朝堂院・

神泉苑を作るの間」、貞觀八年より年百人に増員されていたのを

「今、作事既に畢る」ゆえに匠丁四十人を減ずるとされている。この

頃には、かかる現実的な負担軽減策がなされていることがわかる。

そして、元慶元年四月九日の大極殿造作の開始に当つては飛驒工六十人が賜養の対象に含まれており、同三年十月八日完成の賜養の際に

は、飛驒工二十人ほどが「感悦にたえず座を起ちて手を拍ち歌舞す」

とある（ともに『三代実録』）。

貞觀年間に、大極殿等の焼失（貞觀十八年四月）にとゞまらず、

富士山の噴火（貞觀六年五月）、応天門の焼亡（貞觀八年閏三月）、陸

奥国大地震・津波（貞觀十一年五月）、咳逆病の流行（貞觀四年末

から翌年正月、および同十四年正月）、貞觀十一年七月の肥後國大風雨

などといった災害が目につき（22）、そのなかで注意すべきは北陸地

方にも大規模な地震が起きていることである。

『三代実録』貞觀五年（八六三）六月十七日条に「越中・越後等国  
の地、大いに震う、陵谷處を易え水泉涌出す、民の廬舍を壊し圧死す  
る者衆し、此れより以後、毎日常に震う」とあり、越中・越後に大地  
震があつたとされる。おそらく飛驒にも相当な被害が及んだであ  
る。

また、外患という点でも、新羅との緊張関係が続き、貞觀八年（八  
六六）十一月十七日には、新羅の賊兵が常に間隙を窺うとして、能  
登・因幡・伯耆・出雲などの国府に対し、「邑境諸神」に班幣する（  
前国の年貢綿を略奪するという事件が起きている（いずれも『三代  
実録』）。この時期、九州から北陸に至る日本海側が緊張しつつあつた

ことは容易に推測できる（23）。

すると、貞觀六年九月の、帰國する飛驒工への免徭、翌々年二月の  
飛驒工定員の四割減は、貞觀五年六月の北陸地震の災害を受けての処  
置という一面を考えられるのではないか。また、ちょうどこの直前に  
「飛驒国荒城郡人太政大臣家扶日奉部若善」が左京職に貴附され  
ることにも注目したい（『三代実録』貞觀四年七月二十八日条）。この  
人物は太政大臣藤原良房に近侍していたらしく（24）、同年二月二  
十五日に天皇が良房の染殿第を訪れて櫻の遊宴を行った際には、正六

位上の若善に対して外從五位下が授けられている（『三代実録』同日  
条）。とすれば、史料Cにおいて飛驒国の三尾臣永主が京に移貢され  
たのと同じく、日奉部若善の場合も、政権中枢と飛驒との接点になつ  
た可能性が高い。貞觀六年九月及び同八年二月の飛驒国への負担軽減  
策は、この人物が影響したこととも考えられよう。

貞觀十八年四月の大極殿焼失にあたり、飛驒工が再建に関わった事  
実は既に触れたとおりであるが、その前年の貞觀十七年正月には冷然  
院で出火し、倉五十四宇を焼失しており、匠丁の必要度はこの時期に  
急速に高まつていたと思われる。

以上の推移からすれば、貞觀九年十月四日に式内社人座・式外六神  
に拂つて神位が授与されることをはじめとして、元慶五年十月の  
水無神・氣多若宮神・賀茂若宮神への神位昇叙にいたる過程は、一連  
の流れとして理解できるのであるまいか。

飛驒匠丁が都に赴きさまざまな造作に従事したこと、おそらくはそ  
れと関わりを有しつつ、飛驒出身者が都に移貢するといった事態と  
もに、飛驒國の神位昇叙が進められていった。ちなみに、氣多若宮を  
含む元慶五年十月の神位昇叙の前々年、元慶三年十月には大極殿が竣

工している（25）。そして、式内社への叙位が式外神よりも必ず上階であることからすれば、飛驒国内における伝統的な勢力と結びつく諸神を優遇する配慮を窺うことができる。これに対し、式外諸神は、いわば伝統的な勢力に対する新興勢力、すなわち他の地域や都との関わりを強くもつた集団、あるいは地域在来の集団とやや距離を置いて成長していく者たちと結びつく「神」が対象に含まれたと考えられる。

このような見地からすれば、九世紀の飛驒に関する史料は、きわめて断片的ではあるものの、全体として関連性をもつて理解できる。気多若宮神については、北陸方面との関連を前提とするのももちろんであるが、能登の氣多社と関わりを有する集団が越中国射水郡に居住していたこと、さらには中央政府による北陸有力神社への厚遇と、いう状況下、三尾氏の一族が飛驒にまで移住したであろうこと、このような事情が重なって飛驒国に氣多若宮神が祀られ、貞觀十五年の神位昇叙に至つたと推測される。越中國氣多神社が「延喜式」においてはじめて「神名式」に記載されたと推測できることからすれば、飛驒の氣多若宮神はさらにそれに遅れ、式外社とされるのはむしろ自然なる行きである。

## むすび

高山市上切町の野内遺跡は、繩文時代中期から近世にいたる遺跡であるが、注目すべきは、平安時代前半、とくに九世紀の遺構が顕著に存在することである（26）。約六六〇〇平方メートルに及ぶ調査面積のなかに、堅木住居や鍛冶関係の遺構等が検出されており、その多く

が古代3～5期（九世紀から十世紀前半）であって、この時期に尾張や美濃など他地域からの搬入土器も増加している。墨書き器八六点が出土していること、硯類・腰帶具・綠釉陶器なども見つかっている事実にも注目されるが、その多くはやはり八世紀後葉から九世紀のものと推定されている。そして、鍛冶関係の遺構が（九世紀中頃から十世紀にかけて）見いだされ、鉄器生産がなされていたことも判明している。

このような所見から、野内遺跡における九世紀の集落形成は「官衙（公的施設）などの支配下において」広域に展開されたと推定されている（27）。

飛驒は森林の占める面積が大きく、気候の上でも稲作に適しているとは言い難い。しかしながら、中小河川の流域沿いには田畠の耕作も積極的になされており、七世紀後半に創建されたと見られる寺院跡もある（28）。一年任期で都へと向かう飛驒匠たちは、官人たちとはまた異なる視点で都宮の光景に接していたであろう。それだけ多様に、都の文物・諸事業が飛驒に影響を及ぼすこともあつたと思われる。また、尾張・美濃から飛驒川に沿つて北上する東山道飛驒支路だけではなく、越中・信濃との交渉・交流も、積雪期の困難はあったにせよ、相当な頻度でなされていたと推測される。九世紀には、白山信仰も次第に拡大し、北陸国境の山が登拝の対象となりつづつあった（29）。人の動きにはさまざまな要因が求められようが、八世紀末から九世紀初頭にかけての遷都にともなう事業、蝦夷との長きにわたる戦いなどは人と物の移動を活発化させる契機となり、九世紀における神仏の習合や飛驒出身の若者（匠丁）の「拡散」も、飛驒国内の社会

的な変容を押し進めたと見るべきであろう。それは、既に取り上げた弘仁年間の飛騨国解に見られるような、地方の衰微という側面でのみ理解されるべきものではなく、野内遺跡に示唆される、新たな集落の拡大という別の一面をも有していたと考へるべきである。その気運のなかで、能登国由来の氣多の「若宮」が飛騨において存在感を高めたのである。八世紀後葉から九世紀にかけての地方社会は、中央政府の意図とは別に、近隣地域にとどまらない交流圈を構築、拡大しつつあつたのではないか。

隣国の美濃では、その点で、從來の統治のあり方から逸脱する様相を呈しており（広野川事件）、そこにむじろ地域勢力の新たな活力が示唆されている（30）。

氣多若宮神の史上への登場は、右のような九世紀飛騨における社会状況を背景として理解されるべきであろう。

### [注]

(1) 梅田義彦「国史見在社考」「神道の思想」二（雄山閣、一九七四年）所収、初出一九六四年。近藤喜博「稿本国史現在社神名帳」一九七五年、孔版、参照。

(2) 菅田稔・橋本政宣編「神道史大辞典」（吉川弘文館、一九〇四年）、國學院大學日本文化研究所編「神道事典」（弘文堂、一九九四年）、ともに該当項目参照。

(3) 「官社」については梅田義彦「官社考」「神道の思想」二（前掲）所収、初出一九五八年。小倉慈司「古代律令国家と神祇行政」（同成社、一九一二年）、早川万年「官社の展開」岡田莊司編「古代化」四九一二、一九九七年、加瀬直弥「平安時代の神社と神職」吉

の信仰・祭祀」（竹林舎、一九一八年）所収、等参照。

(4) 「式内社調査報告」北陸道一（皇學館大学出版部、一九八五年）二二六頁。氣多若宮・古川祭に關しては、菅田稔「原空間の民俗」「祭りの現象学」（弘文堂、一九九〇年）所収、初出一九八四年、に比較的詳しい言及がある。なお、谷川健二編「日本の神々 神社と聖地」（美濃飛騨信濃（白水社、一九八七年））「氣多若宮神社」の項目（長倉三朗氏執筆）、大野政雄「古川祭」（氣多若宮神社、二〇〇六年）、参照。

(5) 岡村利平「飛騨編年史要」（住伊書店、一九二一年）清和天皇貞觀九年十月五日条に、式内八神式外六神を挙げて「後世湮滅して元禄七年檢地帳調製の時、昔のままの社号を存せしは概本（月元）と書す一社にして、延享二年飛州志彌纂の時水無・荒城・大歳三社加へられしに過ぎず」（四六頁）とあり、元禄年間にはこれらほとんどどの古社の所在が不明になっていたことがわかる。

なお古代の神社のあり方については、原田敏明「神社」（至文堂、一九六六年）三九頁以降、池辺謙「古代神社史論収」（吉川弘文館、一九八九年）、小倉慈司「古代律令国家と神祇行政」（前掲）、岡田莊司・小林宣彌編「日本神道史」（吉川弘文館、二〇一二年増補新版）等、参照。

(6) 古代の神階に関する研究は、岡田莊司編「古代諸國神社神階制の研究」（岩田書院、一九〇〇年）において、岡田氏はじめ小林宣彦・菊田龍太郎・加瀬直弥各氏による総論とともに、国別の分析が収載されている。なお、三宅和朗「古代國家の神祇と祭祀」（吉川弘文館、一九九五年）一四三頁以降、川原秀夫「神階社考」「古代文化」四九一二、一九九七年、加瀬直弥「平安時代の神社と神職」吉

川弘文館、一〇一五年、小林宣彦『律令国家の祭祀と災異』吉川弘文館、二〇一九年、等参照。

(7) この分注は『貞觀式』あるいは『延喜式』編纂の際に付加されたものである。

(8) 岡田莊司「古代の神社と神階」「古代諸国神階制の研究」(前掲)所収。

(9) 林隆朗「官社制度と神階」「國學院雑誌」五四一、「一九五三年、西山徳『増補上代神道史の研究』(国書刊行会、「一九八三年)二三〇頁以降、已波利江子「八・九世紀の神社行政」「東洋史苑」三〇、一九八五年、小倉慈司「古代律令国家と神祇行政」(前掲)等、参照。

(10) この点に注意が必要なことは、「古代諸国神社神階制の研究」(前掲)一四二頁(参照)の神階に関する注記、古田健一郎氏執筆に指摘がある。

(11) 木本秀樹「越中古代社会の研究」(高志書院、「一〇〇一年)七八頁以降、後川尚紀「越中守大伴家持の能登巡行をめぐって」「地方史研究」三七〇、「一〇〇六年、鐘江宏之「大伴家持」山川出版社、「一〇一五年、森田喜久雄「能登・加賀立国と地域社会」(同成社、二〇二一年)六八頁以降、等参照。

(12) 小林宣彦「奈良時代の神位の性格」「律令国家の祭祀と災異」(前掲)所収、初出「一〇〇一年。

(13) なお虎尾俊哉編『訳注日本史料延喜式』上巻(集英社、「一〇〇〇年)「一〇一二頁以降、参照。

(14) 森田喜久雄「能登・加賀立国と地域社会」(前掲)四七頁以下、参照。

(15) 「中院家本延喜式卷十」燃焼社、「一九九九年。

(16) 九条家本延喜式等による。この注記が妥当であるのは射水郡冒頭十三座に「大一座・小十二座」とあることから明らかである。

なお、「神名帳頭注」に「延喜八年八月十六日乙卯、越中氣多大神を以て官幣に預る」とあるのも参考となる(小倉慈司「古代律令国家と神祇行政」(前掲)一九頁)。

(17) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究」考証編第一、吉川弘文館、「一九八二年、二二四頁。

(18) 三尾氏に関しては、米沢康「三尾君氏に関する考察」「北陸古代の政治と社会」(法政大学出版、「一九八九年)所収、初出「一九七八年、大橋信弥「三尾君氏をめぐる問題」「日本古代の王權と氏族」(吉川弘文館、「一九九六年)所収、水谷千秋「三尾氏の系譜と伝承」「繼体天皇と古代の王權」(和泉書院、「一九九一年)所収、初出「一九九一年、堀大介「越の豪族・三尾氏と三國氏」「古代豪族」(洋泉社、「一〇一五年)所収、等がある。ここでは山尾幸久「日本古代王權形成史論」(岩波書店、「一九八三年)四六二頁の見解に従う。繼体天皇の即位事情に関しては諸論があるが、とりえず篠川賢「繼体天皇」(吉川弘文館、「一〇一六年)参照。繼体擁立基盤と式内社の分布との関連については、米沢康「式内社分布の歴史的地域性」「信濃」四五一、「一九九三年、参照。ちなみに近江国の三尾神の神階について、「続日本紀」延喜三年八月壬寅条に「叙近江国高島郡三尾神從五位下」とある。

(19) 藤本健三「飛驒の古墳時代」森浩一・八賀晋編「飛驒」(大巧社、「一九九七年)所収。

(20) 原田敏明「若宮祭祀」「村の祭祀」(中央公論社、「一九七五年)

所収。ワカミヤについては、『時代別国語大辞典』上代編（三省堂、一九六七年）「若宮」の項に、新宮の意と解するのかがわかる、となる。なお、堀一郎「若宮信仰」堀一郎著作集第四卷所収、未来社、一九八一年、初出一九五一年、あるいは『日本民俗大事典』（吉川弘文館、二〇〇〇年）「若宮」の項に、「神の子としてまつられる御子神。本来は荒々しい崇で人々を恐れさせたために、新たにまつられた御靈神を意味する」とあって、崇りをなす神との解釈もある。また『日本書紀』神代上〔第六段〕本文に「仍りて日の少宮に留まり宅む」とあり、「少宮」をワカミヤと云うとの訓注がある。

(21) 「類聚三代格」所収。飛驒工に関しては、赤水貞三「飛驒工」「日本古代社会経済史研究」（岩波書店、一九八〇年）所収、初出一九七一年、早川万年「飛驒匠と古代の飛驒国」飛驒木工連合会編「新・飛驒の匠ものがたり」所収、二〇〇二年、石川千恵子「賦役令『斐陀国条』の考察」『律令制国家と古代官都の形成』（勉誠出版、二〇一〇年）所収、参照。

(22) 今津勝紀「古代の災害」吉村武彦ほか編「シリーズ地域の古代日本 東アジアと日本」所収、角川書店、二〇〇三年、保立道久「歴史のなかの大動乱」岩波書店、二〇一二年、一一一頁以降、等、参照。

(23) 生田滋「新羅の海賊」森浩一ほか「海と列島文化2 日本海と出来世界」小学館、一九九一年、所収、森公章「遣唐使と古代日本の对外政策」（吉川弘文館、二〇〇八年）一三〇頁以降、渡邊誠「海商と古代国家」鈴木靖民ほか編「日本古代交流史入門」（勉誠出版、二〇一七年）所収、神谷正昌「清和天皇」吉川弘文館、二〇一〇年、一三三頁以降、等参照。

(24) 良房については、今正秀「藤原良房」山川出版社、二〇一二年、吉川真司「藤原良房・基経」『古代の人物4 平安の新京』所収、清文堂、二〇一五年、中野渡俊治「藤原良房と基経」『人物で学ぶ日本古代史』3 平安時代編、吉川弘文館、二〇一三年、参照。地方から京への移貴に関しては、市川理恵「京貴記事の基礎的研究」『古代文化』五〇一八、一九九八年、参照。なお、良房の家扶であった日奉部若善が、天皇を迎えた染殿花亭の造営に関与した可能性も考えられよう。

(25) また式外神「四天王」が飛驒国に登場しているのも、同じく貞観九年五月二十六日に、新羅の貳心を調伏するため、八幡の四天王像五鋪、各一鋪を伯耆・出雲・石見・隱岐・長門等国に下したあとのこと（『三代美録』）との関連が推測できるかもしれない。

(26) 岐阜県文化財保護センター「野内遺跡B地区」（第二分冊）二〇〇九年。

(27) 右同書、一三三七頁。

(28) 八賀晋「飛驒国伽藍」について「美濃・飛驒の古墳とその社会」（同成社、二〇〇一年）所収。

(29) この点に関しては、神仏混淆の問題も含めて、本郷真紹「古代北陸の宗教文化と中央」小林昌二編「越と古代の北陸」名著出版、一九九六年、所収、参照。

(30) いわゆる広野川事件は『三代実録』貞觀八年（八六六）七月条に見える。野村忠夫「古代の美濃」（教育社、一九八〇年）一三〇頁以下、赤塚次郎・早川万年「東海・東山」上原真人ほか編「列島の古代史1 古代史の舞台」（岩波書店、二〇〇六年）所収、参照。

福井 重治

## はじめに

付図を含めて四巻からなる『古川町史 史料編』（以下『町史』）は、自治体史の中で白眉といえる。それはひとえに、碩学大野政雄氏とそれを支援した古川町民との厚い信頼関係がもたらした賜物である。大野氏

（一九〇九—一九〇七）が亡くなつて久しい今でも、町には氏への変わらぬ感謝と敬愛の念が残る。

こうしてできた町史には實に良質な史料が収められている。それによりこの地域を深く理解することができるだけでなく、一地域史という枠を越えて広く示唆を与えることになる。個別特殊な著作であるとともに、普遍的な価値をも備えているのである。あるいは、個別特殊であることを極めたが故に、普遍的価値を持ち得たといえよう。

今回取り上げる、飛驒国後風土記書上もそうした史料の一つである。町史には

- ・信包（個人蔵）

- ・杉崎（寿楽寺蔵）

- ・上北（飛驒市蔵）

の三村分の書上が収載されている。明治二年に高山県知事官原稿が富田風土記として結実する。編纂に先立ち、高山県が飛驒中の村々に飛驒国後風土記書上を作成して提出したことを命じた（『町史二・四九五』）。飛驒の四百余か村がそれに応じて、村内を調査し書き上げることになる。

しかしながら、その書上の実態を明らかにしないままに、これまで『斐太後風土記』を富田礼彦の著書と解して安易に重玉がり利用してきた傾向があった。最近では、明治期に編纂された『斐太後風土記』を幕府に献上したとか、国立公文書館所蔵の写本を原本とするなど誤認が目に余る（『高山市史』（一九〇一）は論外にしても、もう一度このすぐれた古典的著作の成立を丁寧に検証しその性格を明らかにすることで正確な利用を心掛けていく必要がある）。

## 一、引用書目

江戸時代に高山役所の地役人であった富田礼彦は、高山の国学者田中大秀の門下であった。その豊かな学識は、著書冒頭に掲げられた「引用書目」によく表われている。引用書目とは、今日風にいえば参考文献であり出典である。そこには和漢の書物が九十四種挙げてある。和本では記紀をはじめとした古典的書物、それに加えて飛驒国内の『飛州志』『岷江記』『荏野冊子』などもある。漢籍では『史記』『前後漢書』『杜律』などである。

一方、本文にあたると引用書はそれらにとどまつてない。たとえば、『梅花無尽藏』『雲根志』『閑田耕筆』『畸人伝』『北海遊薄』や飛驒で書かれた『高原旧事録』『郡神社考』『連村園会』『千光寺記』『三沢記』など、さらには元禄檢地帳・村明細帳・宝曆除地帳といった地元古文書にまでおよんでいる。また、同僚山崎弘泰『山分衣』、亡友蒲八十村『旧記』（見開録）『遺録』などの引用も目を引く。

それらに加えて今回取り上げる書上が、「村長が風土記書上帳」・「風土記書上」・「村長書上帳」・「村長の書上」・「今般調書」などとして随所にちりばめられている。

## 二、残された書上帳

飛驒で編まれた各自治体史の中で、明治三年に高山役所に提出したこの書上を採っているものは『古川町史』以外には『神岡町史』『河合村誌』しかない。それらはすべて地元に残された控えとなつてゐる。地元に残る控えを採取することこそがたいへん地道で重要な作業なのであり、他の地域でも同様な努力が期待される。しかしながら一方では、当時高山県に提出された正式文書が実は残つてゐることはあまり知られていない。本来なら、提出先の高山県役所に残るはずだが、実際は編集にあつた富田礼彦の手元に置かれたまま残されたのである。そうした残り方をしたのは、明治四年に高山県が筑摩県へと再編制され、発注した高山県が消滅したためと推測される。

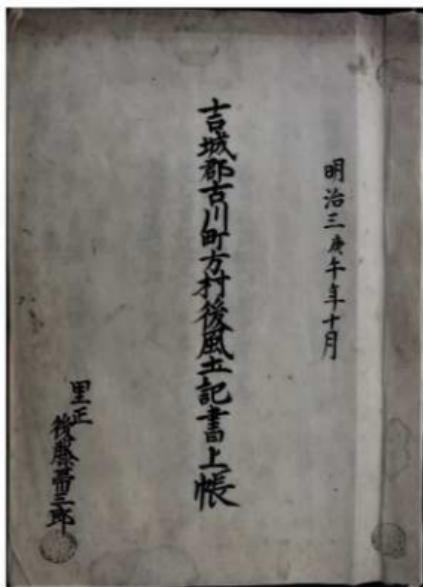
これまでに書上原本の存在を明らかにしてくれたのが、礼彦の孫にあたる富田令禾氏である。昭和三十九年から十九回にわたり、「飛驒春秋」に連載された「風土書上帳」でそれらの一部を紹介したのである。令禾氏によれば、當時富田家に残されていたのは大野郡六十六か村、吉城郡六十一か村、益田郡四十五か村の各分だという。それ以外の分は、散逸したのかそもそも未提出だったのか確認できていない。令禾氏は、それらの中から十六か村を取り上げて翻刻し紹介した。書上の内容は村により濃淡の差があり、令禾氏はそれらの中から中身の充実したものを持ち選んだと思われる。その十六か村の中に古川町方村が含まれている。その分量は多く、五回にわたって掲載していく。全体の四分之一の紙面を占めることになる。その辺の事情を次のように後書きしている。

この書上帳の表紙に、里正後藤帶三郎と筆者の名が明記してある。他町村のに比べて詳細な書き方であるが、此人は山崎弘泰の篤字者で、田中大秀門の重甥の長男である。通名は源七郎かこの帶三郎で重泰が

本名。明治維新には戸長や大区長となり、後、郵便局長も勤めた。明治四十四年十二月十三日、六十八才で没した高名の有識人である。以下で古川町方村の書上を写真で載せる。長文であるため、当初は一部の紹介に留めることも考えた。というのは、令禾氏がすでに全文を翻刻しているし、「斐太後風土記」がこの書上に多く負つていて重複する部分が多いからである。したがって、ここで多くの紙面を割いて紹介することに躊躇したが、古川町方村について詳細に記したかくも貴重な遺産を、まずは地元の方々に是非とも知ってほしいと考ええて全文を掲載することにした次第である。

なお、史料の撮影には飛驒高山まちの博物館の牛丸岳彦館長および松永英也学芸員に多くの便宜を図つていただき。記して感謝申し上げたい。

三、古川町方村後風土記書上帳



美圖一種、古首（二局）

鱗ハ兩流トモミ

鯨ハ宮川ニミニテ虎姫川ニミニテ春名ヲナシ  
事未ハ金移家化國ミリ椎子持參テ增萬城ノ姫  
植テレバ北國ニテ始マリトイリ

美ハス子川ノ東九方ナヨドシニ移種ニシム高トセリ

イヘアレ、此邊ノ地ヨリタナリ

梨ハタ地ニ應ニテ古ヨリ収集シテ慶應元年、

火災ニ皆焼失テ今ハ名ナシ有リ。

清油ハ米泔水ナ齊カニテ湯レテ于シテ醸ヒテ此

里ニテ始ル

木油ハ松脂等脂木ヨリ火ニ製テ醸ヒテ今年、炮

吉川町方村

枝村

大野上町

旅館

仲宿

町表

藤村里程

東至

荒村八丁

岑村十六丁

是美村六丁

西至

平井村辛

大村十六丁

南至

達村辛

廣瀬村壹里

北至

下北村辛

中北村北瀬

行基村三丁

村名義

所居上丁

三島村アリ

上町一丁

林業立

植木場

三所畠

烟村東内

家七百

落五戸

外番兒戴戸

人九人

人三千五百五十九人

產物

葛糸 細 真綿 蕉 檬 梨 酒 黑豆 豆乳 豆漿

銘潤  
銘潤  
新作  
陳  
大江山  
木油  
汽油  
新作

支村

大野・別荘ナシ野トナリテ元銀ノサシニ前田コニヨリニテ先  
算ノ慶槍也日切取トイソニ二大野新田トナリ寛文延宝頃闇  
ム初ニシマ走室八年屢地四丘所寄モ可有トアリ

上町下町、桂町、吉川町、上り下町トイニテラ町トイニナリ  
旅館、猪高駄路ナリ、金森町重君ノ在城添印右半云、後高山  
城ニ移シテ后旅館アリ故元名アリ

仲之瀬ノ御殿宮川ノ隣テ西方ニリヨリ川筋ノ方文三五年ノ  
洪水ニ海ノ入をモニテミナホ北村ノ田園ノ地ト行ナリ今屋モ  
トイニ石籬ノト所則小篠路ナシ後満蒙ニ吉保年中ニ度  
矣モニテ古カラス今野銀杏トイフ所ナ行タシ更にシ野ノ  
健平ニ天保西半中北村今一木通ナセキトテ元川筋ニ水を流シ

タニシト仲之浦、ウチ西方面ナ由イケヘモ水治ノ事是三ノ事  
ニ得テノハ後吉仲之浦ノ名ヲシム分ナリ上古所々浦水ノ事  
テミ十田畠ニテハカリシナリ又字ナ久戸口也父タニトツハ難  
シ多所推測シルタス。

杉本太神  
上北村東園三鎮座祭神社記等右行之元

某日八月五日六日七日 上北村 起方

祭禮ノ式引勅ノオマコニ書ヘキヲ誤テ上元村三吉上侍

五社大神 高野社・鎮座於神社・高木神二座々等々傳有うべ  
三十六里傳・三集祭・新吉城郡ニ坐ス・或段五社ナリ・高川城  
守タル故・古川五社・松ノ城・玉古川二郎・傳未詳

三番叟  
屋臺水池  
白虎堂  
青龍堂  
鳳凰堂  
麒麟堂  
三光堂  
清曜堂  
龍齒堂  
朱雀堂  
金龜堂  
當午處  
三番叟丈父  
屋臺卓上出來  
三連  
一年  
軸  
十力年行持  
禁  
司  
执行  
翌年  
三番叟  
次日  
年行持  
三十  
九

二郎ノ傳未詳

高  
古

三

卷八

する」と西白しり——つ大野上町を起り家無ニ酒のいの  
事でまじりアタヨトカモニ高野村の御社より祭ト御送  
の船ト前二回一大神モ——とえども——船イタムモ

増島天滿宮

春日九月廿五日

在旅館

覆行三間半冬間九尺祠云秋祭完

社殿 桟四間茶三間瓦廈ニ當時取扱事

除丸臺之

下外御武城古今歩辰新田場所有之

攝社 先金刀比羅大神

右柏子大神

大和國春ノ未社ニ有之每十坪小苞ヲ初穂

增島の吉原ノ祭主は管原大神故而寺宇林泉寺御館の中

小舟奉在り以先毎五年出羽國上山移入るを以て體の廢也

後此所小倉の廢左——多村大倉主門内りてより

八度食坐今の所ニ遷奉らず其后明王院より遷て廢奉ニシテ

程經て明星院より來りてより加藤氏成モ今小島ノ仕奉より

柏荷社

春日二月中ノ午日 同所在東方

社 桜行火茶闇二間

此御社ノ增島城木舎の子孫——諸奉士々——と云ふ  
本會今之所を丁斗南方もアキラカニモニモモモモモモ  
御城を廢すとして後木舎今之地引移一御社モシモモモモモモ  
東方今之北藍原之神ノ傍ニ遷奉リケンモ此御神ノ御名の

米倉の心——米倉——みかわ山城關伏見を參伊良長と相馬作  
て祭りレシト御付レシ此所の米安間二十一年而て御付モ御神  
マサヒタモ完ヤ

増島天滿宮

校刊手稿規

難波路吉原寒消音波高見寺多賀外遊有相笑叶

同

秋月 平安僧堂裏

寂り相堂樹廬城だ高秋月楊柳清分明山水中宵色歸物忌神  
大雅情

同 茂松

浦 八十村

春の三月の夜を滅さけ——神のそらの静——月のうら  
ひ静の里のやうに——皆をそよいとお——暮——晝のま

古川管神相堂記

飛立吉川右藍原公初是原故壁障而其先墻家坐主祖妻加地

里正腰之奉直管神劍拂堂而聖母堂崩檣以松樹梅詔請

管公嘗所愛也大凡草木之生々乎天壤間莫可愛者不一而

異然市人各殊甚可惡者蓋育其心之所取而存也爰期鑿空

而已那——由是觀之更之愛草木不超也今也既爲此

諸公嘗所愛而輕不知固篤知重公愛之心歟抑得不

然慨焉如種之則必有如管公愛之心也然則使王子謁者視

夫所植則知管公嘗所愛之如管公管愛之則必有如管公

愛之心而思至深者是曰觀其松樹思忠志弟復其松樹思忠  
文章思至深者不已則達化于忠思忠父忠也复忠氏忠之不

赤浪平相堂厥位而西南次野壁盤築家獻翠自奉也亦

同云此地是邊地界平定也無事ノアリ  
而西也信之未だ有火燒トテアリト古事記創  
原方ナ塔出三人ア一在野翁參ウテ美后今人仲  
ニテ格ニ高松山長ミラテモソノ義主在野翁  
アシテシテシテシテシテシテシテシテシテシテシテ  
共其子ノ間也固て年少形シテモキタ格ニタタリ石ナトニ  
ニスアリテハ光ナ出セマシテ何品イニテモシテシテ  
后又次ニトヨタクシテ雷翁皆石ナキ捨フニハサマリ  
追ニ主發札ト茶椀ト塔出セリ二品矣セシイテナラ  
今福金寺ニテリ

今宮  
春八月十日 在千町  
春神末詳 里人主家今宮守家  
寺村 今宮守家高麗正合子  
天社別當

十一

社  
街  
行  
二  
間  
三  
尺

卷之三

今宮神社ハ、古くは御代主、鎌倉より通じて傳りて、江戸を出で  
遠く御平ノサムリノ御世の櫛、もと多さの御事、元乃木坂に御る  
事にて尊子武将の御社す。其跡所にて、木々が絶えず、片の柳、  
瓦一箇、一石一百石の土遣、生、死、五十年を度り、百日  
もそれまで生きてゐる社と延びて、ひやかと名へ、金舎と御神、水井  
の志の出来、一大直日の幸也。しかる、此所の御社、御社の御社、  
御社の御社、小祠、御神、今ノ社、延長、大政の年増え

豐原神社

里傳曰上町分字大伏御の隣異名ノハシニ詠美と有す所  
大寺の鬼手御堂ニ東原神社坐す田地ニ高城彦  
大寺人坐すも高城郡五社ニ集祭奉はし時高宗神社は據  
奉す井の田村御靈寶等之相殿詔書奉す高川五社と於奉す  
之れ故當追付高城社ニ何事所申たるトナリモアレシ  
セの事より其事御社ニ坐すと令ニ其事一皆奉一也トナリ  
特ノレシモ事と東京の本ノ御社タマニト傳不存アリト  
近ニ奉現吉田殿の御三事と云ふト今ハ中身ナシト高島  
御靈寶追付高城社奉す

開玉堂の御机は各子のものと東樹のモノがてし故名を  
平古ハ此地雲林ノ有げし今ハトシ人一百人以上

野原一元春山田子成意も所れに今海野原  
と云ふ事多々其の先の大成東先生所もかゝる處  
年越冬の付近に於て坂上を亘りたる山也

三葉で西へ走り去る。其の後も

川原。崎居の邊。大木の木と山の毛並みがうつく

素寺の除だすり是モ御社の地焉にすり誰モ考ノ歴史

トモシイトヨキノ音にはと、元氣の餘地の所を、四つ角い  
今社の跡除外の四隅小家等有り

三省山與余寺 一向宗玄都木祖寺本

水禁  
阿羅陀來  
竟內 三及九辰五步

覽外畱之藏書六步

平賀闇亭等在松谷

合ト大野郡白川村荻町字朝戸間ト立所ニ道場  
寺坊ノ号ニシテ明治十二年同上吉成郎古利下町

支那新寺ト馬フ天正十七年金森修吉川一地ノ身野ニ  
而當其半キ今一地ニ移轉ス此時可重若ヨリ僕ノ稱有ク

開基始念 二世明室

三世明祐

四世丁安 五世丁國

六世丁慶

七世丁因

八世丁心

九世丁善

十世丁本

土世丁寔

三世丁宗

吉世丁次

吉世丁超

吉世丁達

大世丁燈

土世丁林

大世丁雲

大世丁雲

大世丁雲

龍淵石記

大世丁雲

大世丁雲

大世丁雲

大世丁雲

飛州古川真宗寺老人曰高秀性慈而行愈勤識明而  
言愈信爲其檀越者不下十家矣上人日誦法不忘檀  
信愈深寺之右方一條長川北流入越所謂古川即莫義  
下流西北十許里有村曰袈裟九川中一大石巍然盤  
于水中石傾汎而爲底如小池周四十丈天造自然  
人皆以攝奇嚮余之遊飛州也知一人有故是大否  
上大寺今慈光院上人來京師請余一語卒然及

大石遂移之然未有名奉今故來請願爲名石記

半圓其形容以說移石一事甚詳且盡矣其言曰

先是寬政八年春太江村檀越宇右衛門者來告

曰袈裟九村大石天箕雄布有生物如能驅之其家

寺院正面當辟活泉數斛水供盥漱之用不一

狀半然任重而川險不如姑俟其時計之已閱十

有二年以迄文化五年邑人有以荒木爲屋號舍人

稱久野門男稱久藏父子持爲唱首以謀諸貧

道之熟慮之曰據三年辛未歲則吾高祖親營鑿

人五百五十年田忌辰持斧是庚午歲造遠以當同

社移石在吳前則幸甚矣至佛殿正面有櫛樹一

柯葉枝葉形如經幕其大小與石稱悉合矣

大石於其下則宛然爲之蓋如有待而然后焉其尺  
餘長九尺七寸橫六尺容水二石七斗五年癸未歲量  
以北土製二石色黯然而之如削成以上下無澗後但耕  
面近上有凹處亦成山谷狀余曰既聞其詳如此則有  
可記者有可名者彼里人之言失可以名者也夫  
龍之爲物大小變化難測大石泡中其盤捲裏可  
以爲淵者乃以龍淵爲石其誰謂不可蓋一  
石之動萬人之力萬人之力無之者一工人也人生草  
津深淵漫不怠此其福報圓通之功今爲之贊  
哉而致之者亦未可知也使余觀在其地而見之者  
半確有可記者今以大工所作條陳爲龍淵石記立爾

壬午文化六年乙卯仲冬

中野隱居

白岳山本光寺 西京京都本藏書

本藏附錄院如來

境內堂及九藏四步

壇界武及戎武步

閑基始祖敷了俗名山下嘉市郎白川牧戶城主

内萬特進爲文宗正子市下市右衛門次男母公爲氏之

妹上野今雅氏娘ナリ秀莊ノ名冠ナル方無常子龍

三中野照蓮寺明心ノ勳化ニ歸休ニテ利髮ナリ法

名敷了ト改ノ熙蓮寺了敷代ニ到古川下町神

廢寺建敷了居シ於慈天文十九年三月立昌殿

又二代了惠天正十七年古町ヨリ古川ヲ移サル、

時寺ヲ達ニ移轉ノ依金森可重君ヨリ松柏百本ヲ寄  
賜フ三代了賢（第三代了賢）日本二十二年 故如上人ヨリ寺子ノ本光寺  
給フ元和三年金森重頼君貢之除地高堂石六斗餘  
ト井原大丘代了賢山本村ニテ土中ヨリ木佛一株掘出  
てアリ智顥御堂祥シテ本尊ヲス七代アサム實永三  
年東本願寺ノ木ヲ離レ本願寺江浦矣、寂加止

人ノ木佛裡書曰賜フ當時本尊是也。旧說曰安

房山普峰寺真院ノ木尊ニシテ 聖德太子ノ御作ト

云八代了信本堂再建延言五年林上九代了海梵鐘

铸造家

脚免尾寺御部代布施彌市郎殿

開基本廟子祥書

方便法華尊形 木願寺祥蓮如正月 文明十七年乙

未月十八日飛驒國白川谷俊門徒義農國郡上郡  
奈良谷穂主祥圓實

木尊木佛裡書

木佛尊像釋寂如正月 寛永三年丙戌九月丁日

飛驒國古川村本光寺住持穂主祥了誓

梵鏡之銘

雖缺六塵鏡 照心在闇 仁宿能育 鏡曉破虛空

寶永十四年中三月

住持判世

開基本廟 二代了惠 三代了賢 四代了寔 五代了智

六代了信 七代了譽 八代了信 九代了藩 十代了國  
十一代了本 壬辰系 壬午建 落水泉 表光雄

十六代現住了歷

飛躍山圓光寺 一白雲和尚題

本尊阿弥陀如來

境內嚴父五詔拾五步

境外畠七兩步

開基始祖釋正圓俗姓八高原鄉領主江間家臣岩  
佐吾太麻正直ト云明應四年春家子長子善直二  
室ニ易ニ進階方進至シテ大坂ニ至 莲西上人

勸誨ナ開心慶喜ナ別髮ヲ願ニ門侶ナ成落合  
村居え後病ニ伏シ六男子ナ招き還言シテ曰浮世多

夢ノマニ各ハヤリ佛家ニ入テ出離ニ求ムヘシトテ明

應六年八月逝去六男子江間時綱ノ前ニ出父道

言ナ掛公勢ヲ遺事ナ願フ江間ノ曰岩佐(累代ノ)

旧臣ナリ長善直八家名ヲ挂木子五人ハ遺言ニ

質ヘシトテ善直歎ニ曰公命又輕ヨリラス六人圍チ

取ア縮素ナ決セシ時細失意ニカセ開サトラス二十六

縮三ハ素四五六十人細ニ當レリ依三男家ナ掛岩吉

太郎ト名束タクレ三代後慈盛時主役八日町ナ計

元三ノ壁立人各別髮ス一男專勝寺祖二男圓光

寺四男勝久寺祖五男了泉寺祖六男淨德寺

祖十一代二世正祐半津江村海具江三峰庵ノ塔  
正十一年本尊ヲ移 賀如上人ノ蒙御免道場  
ト成始城主塩屋筑前守數地寄附シ給ヒト出ニ移  
三世淨味天正九年照蓮寺ミ紀伊國勝義  
軍旅御見舞ノ使僧久  
類如上人本尊木佛安置ノ裡書賜フ天正十七  
年全森君古川ノ今地ニ移サル時諸人三光連下  
町荒木川ノ邊ニ移ヒ先達ノ廢寺ニ移板二百枚ヲ  
給フ四世淨善慶長八年准如上人ヨリ寺号正  
覺寺ト語フ故地川ニ近ク折々洪水ノ恐れ有依  
改易ヲ國守江訴植村宗雲ノ旧地今ノ地ヲ捨フ  
六世淨善照蓮寺宣心ノ勅氣ヲ變越中國公

嗚呼大哉 錄文為德 誣得死稱 震鑿震  
宣其漏世 美譽直督 縱為使解 地府宣忠 隆秋驚落  
祭無先道 古聖所造 嘉言載之 益恩報則 非利危陰  
四天乾闢 因循作為 銅石難冥 奈利宣祀  
允由決疑 鑑矣覺學 惟佛慈應 嘴呼大哉  
延享五年歲在戊辰某月日

禪高山來テ城江訴帝國御免ニ成聖延寶四  
年彼所ニ寂ス七世淨真帰國ノ後照蓮寺ナ  
離し開名寺末ニ成庫裡ノ建元錄八年增嵩  
城廢ノ時門ノ替フ八世淨明洪福ノ第造ス

大乘山一向寺

本尊阿彌陀如來

除地藏祇廿九步

大正三年ノノ前田信地

開基正圓二世正祐 三世淨味 四世淨善 五世淨從  
六世淨忍 七世淨興 八世淨明 九世淨曜 十世淨超  
十一世淨安 十二世淨欣 十三世淨喜 十四世現住正誓  
尼開名寺ニ倚ヒ彼地ニ居ヒ貳八年開名寺覺  
禪高山來テ城江訴帝國御免ニ成聖延寶四  
年彼所ニ寂ス七世淨真帰國ノ後照蓮寺ナ  
離し開名寺末ニ成庫裡ノ建元錄八年增嵩  
城廢ノ時門ノ替フ八世淨明洪福ノ第造ス

開基本尊御書

方便法身尊形 永正十一年霜月日大谷本願寺  
貴和吉川 飛州吉城郡寺江海東江洞禪正祐

本尊木佛裡書

木佛並像釋迦如來 天正九年三月 藤原國  
吉城郡古川上町祖林堂住物頭主釋淨味

洪鐘之銘

大乘山一向寺 一由來於開基元年  
開基正圓二世正祐 三世淨味 四世淨善 五世淨從  
六世淨忍 七世淨興 八世淨明 九世淨曜 十世淨超  
十一世淨安 十二世淨欣 十三世淨喜 十四世現住正誓  
尼開名寺ニ倚ヒ彼地ニ居ヒ貳八年開名寺覺  
禪高山來テ城江訴帝國御免ニ成聖延寶四  
年彼所ニ寂ス七世淨真帰國ノ後照蓮寺ナ  
離し開名寺末ニ成庫裡ノ建元錄八年增嵩  
城廢ノ時門ノ替フ八世淨明洪福ノ第造ス

本尊阿彌陀如來

除地藏祇廿九步

大正三年ノノ前田信地

開基正圓二世正祐 三世淨味 四世淨善 五世淨從  
六世淨忍 七世淨興 八世淨明 九世淨曜 十世淨超  
十一世淨安 十二世淨欣 十三世淨喜 十四世現住正誓  
尼開名寺ニ倚ヒ彼地ニ居ヒ貳八年開名寺覺  
禪高山來テ城江訴帝國御免ニ成聖延寶四  
年彼所ニ寂ス七世淨真帰國ノ後照蓮寺ナ  
離し開名寺末ニ成庫裡ノ建元錄八年增嵩  
城廢ノ時門ノ替フ八世淨明洪福ノ第造ス

本尊木佛裡書

方便法身尊形 永正十一年霜月日大谷本願寺  
貴和吉川 飛州吉城郡寺江海東江洞禪正祐

本尊木佛裡書

木佛並像釋迦如來 天正九年三月 藤原國  
吉城郡古川上町祖林堂住物頭主釋淨味



諸号光計ニ申  
令杜あらへよぶの  
者相違し旨譲考

檢校官書濟寧縣雜任  
先寫主事錢任官長道  
以訖送之件

明早庭文集

六

山号先生詩  
乙未仲夏  
天香住於城東山之北  
學館出山以示不苟過  
子也以稿送少伴  
庚辰三月廿日  
未

明星覽古

官川 當國北方ノ長流ニシテ原大野郡宮村ナリ廣瀬  
町村ヨリ此里江流

人徐復觀  
俗稱牛馬頭  
長二間  
巾二間三尺  
花蝶川子掛且

船梁  
舟載拾七艘  
長丘間  
申昌天守  
底由之空一寸

鐵長八十五間  
和鐵橋共二十六架  
每架高五丈  
寬八尺  
厚一尺

卷之三

二流落合下二掛渡ス佐吉、宇舟場トイニ漫舟ナリ  
シテ文化年頃始テ板橋ナシテ出水ノ毎川筋  
麥轉多ク橋場ミ所々三移ト替リ舊七楚ニ成ツタ  
アリ殊ニ道來川敷深ノ成行橋枕ノ保十惠ノ橋ノ  
落ダメ度ニ三十日除モ往來滯ルトマアリシニ依テ近ニ生  
現村長加藤翁季副長谷川信平等種々ニ更ミテ  
舟橋ア思サツ年出水ノ后試二川筋村ミヨリ普諸母  
信集ニ两岸ヨリ繩引ヘテ夫ニ舟ヲ結舟浮空ヘタル  
舟ノ上ヘ引板ナシ亘舟橋ニシツケニ通路スル二人而更  
滑ヒトトク且洪水ノトキモ早クトヨ圓ニ減水ナ待テ直ニ  
滑ヒトトク且洪水ノトキモ早クトヨ圓ニ減水ナ待テ直ニ

滑レコトナリ且洪水ノトキニ早クトリ固ニ滅水ナ待テ直ニ  
引渡スモ甚幸利シハ今度掛替ノコト元則ノド板  
橋ト新観舟橋ト兩マリニ公ニ御白セハ舟橋ノ方御免

中國庄村ノ所大工ヲ呼來テ今載安監年成ニシテ

舟橋  
舟歌  
一  
艘  
長五  
翻  
中  
國  
詩  
之  
有  
分  
部

宮川エ架豆ヲ是ミ古ヘ板橋ナリシテノ後又正徳二年六月  
鉢長八十間

トナシヌ川巾ハイソトナゾ廣ノ成テ上下ハ淺ナリ等ナリ

卷之三

ナニア  
アリス  
ナニコ  
サス

卷之三

古城跡

増嵩ニ在天正十七年金森長道入道素玄添印  
君ノ茶ル所ナリノ始天正十三年當國二討入  
トキ白川郷ヲ經テ古川ニ押參り先古川城ニ入

當城ハ往古川次郎居テ其后塩屋荒前守ノ

石城タリ

古川城ノ傳子荒前守ハ越中國新川郡討

取格尾衆倉二城罪ヲ構江日代トシテ知江翁右

衛門轉定

チ置其身ハ古川城ニ居ケンカ天正六年

八月越後鎌信猿倉ヲ攻ケ由ナ聞駕向ニ利テ

矢ニ同年十月廿日六十三九ニテ討死シテ其后

室城タリ依テ當城ニ居テ國士等ヲ攻討古音ヨリ

城中ニ蛤石ト稱ミ奇石アリ故ニ曰稱ナ改蛤城ト

改メタル古川・相田フ

夫ヨリ増嵩ニ新城ヲ築移レリ其

后高山城十三年目ニ成竟テ增嵩城ニ築子

喜藏可宣君二一万石ヲ添家臣而脇右近ヲ附

置玉ツ慶長十三年湯印君京都ニテ逝去可宣

君出高山城ニ移其后家臣交代シテ守ラ

シム故ニ旅館ト云三代出雲守重顯朝臣ノ五女

須磨唐子又高顯院當城ニ居テ寛文十一年死去

元禄五年出雲守頼吉御臣羽州上山城ニ移督

一後高山城六石賀寧相湖紀鄉三角ノシ家臣

來子存ニ寔四年同八年台命ニヨリテ高山城及

雷城二段半悉ク破セシム其時城門ノ林翠半真

宗寺本光寺圓光寺ホヘ合ニ場フ所今現ニ存

在ニアリ鋪地、卷之田畠ニ壁今字ニ曰馬鳴通

リ夫倉郡木丸、二丸、東丸三丸、古藏、金平、

羊太夫、勘解由、九右衛門、右工門七、侍屋鋪

御馬屋、室屋鋪ナリ是々旅館分トエ

杜廢跡

上町分ニアリイレノ頃廢絕ト成シマラレス寫宮去

上町大野ノ庄神五社大神ハ社地高野村敷ニテ川向

ニヘ年々此可ナ御神莫ノ御旅所トス

此地續ナシテヤシニ所ナシノシテの誤ノモ栗原神社

此地ニ空ニシテ過年吉田版ノ御主事ニ詣ニ

の御旅所江相殿ニ祭リ來サ

井北より手引と其跡行西所すましに燒け  
神屋舗を手邊ハ双方大糞を用シハ事の如  
と今に柴石灰のみを作れシモ歎日

多々

因云高田トイフ邊スヘテ高ノ田ヲ望ケル

トニ水トセシクテ井地低クマ有ケン川上チ

サシハナテ水分神ニ貴松社ナ諸奉レリ

高田トイフ内ニテモ一キク高所

社地ノサマ今現ニミト

ハナタノ御行、四三明、  
ハカタ御行、御事ナリ

古寺跡

上町分字カハ富ノ内美名塔ノ碑ト云地アリソノ頃

廢し既タリミマ不加大石ノ礎ナト今現ニ在ル邊モ窓

ナ底出世シアリ毫目或ハ簾目ノ地故アリテ裡幕目ア

リサレト金備ナル稀ナリ

圓光寺跡上町分ニテ今ノ古川圓光寺ノ白地ナリ

真宗寺跡下町分ニアリ是之前二同

福全寺跡同所ニアリ前二同

本光寺跡同所ニアリ前三同ニ古川里增萬野ニ

移首ノトキ光寺ナキニ移テ瓦屋ナ移レントニ傳ヘ

又今谷田園ト六成スト共内ニ傳版ノ跡行八管小  
家アリ

圓光院跡町裏分ニアリ往昔修驗ノ跡行ナリ

古跡

宗雲屋舗 金森家士種村宗雲ノ居宅ナリ今

圓光寺境内トナル堂外ニ宗雲カ植タリ三毛松今ニ

繁茂シテ宗雲ハ同家士園部彌九郎ニ寄セラル

トナリ

古戰場

小田原城主牛丸久太郎親相ハ祖父重親ヨリ前國司  
ノ一路ヲ持ノ領ニテ状意ニ蒙レリ是ニ因テ廣瀬山

城守宗城此形勢ヲ聞テ急モ牛丸久カ不義ヲ誅セ

ニト家臣磯村長十郎高橋寅潤介之進宗義ナ

兩大將トシテ兵勢二百餘騎小田原ヲ指テ駆向

ケリ牛丸久是ナ聞テ伯父牛丸左馬允重清從弟

牛允治郎右衛門親次同對馬守吉重兵外宗徒ノ

面ミナ來ノテ詳哉ハ親次申ケルハ敵ノ寄ルヲ待テ居

ナリノ戰ハ謀拙ニ似タリ秋ニキ勢ヲ賜テハ馳向テ

一戰ニ追返スヘシト申ケル各此義兵同シテ次郎右五門

親次ヲ隊特トシテ一百餘人ヲ相添ヘテ遣シテル

リ古川ニ陳ヲ取テ多ノ勢ヲ待テタリ

ハ先ニ赤三二討テタクルコトニセス小田原ニ於テ一騎

當キテ憑タル牛丸親次トハ秋寅ナリ討テ熱功ニ

獲レト時リテ敵ノ中一些を殺滅ス是モ萬葉集

脊納秀鏡さんミナラス兼テ聞ヘシ大刀ナレ、廣瀬  
 東西江頭ト引退キ中ナ間テ通シテ牛丸八馬ニセ  
 不來弓夫ミ不持而モ唯一人ナレハ何程ノ事ア有  
 遠矢二射殺ド宗泰刀下知ニ鐵ヲ拂ヘテ射ケド  
 七名譽者ナハ不屑大キチ廣シニ追回る音助  
 ノ子ナ故ス如ノ逸失タリオレトヨセ暮ケレハ軍ハ明  
 日ノ更ト各陣所ニ引退ク爰ニ宮谷寺佛山和尚  
 牛丸ノ所舉人ナハ双方ヘ利害ナ解テ反詔ク  
 和睦アリテ相引ニ陳拂ス

### 古墳

高顯院 墓 旅館ノ内カウケキンニアリ全般重頼

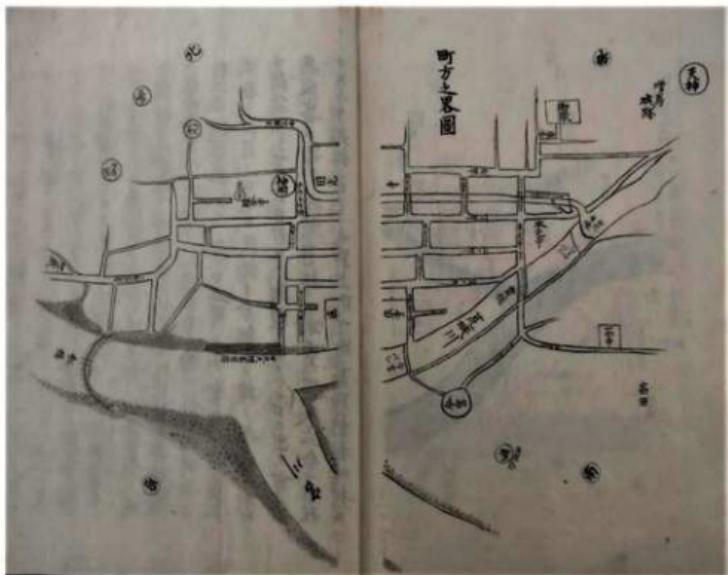
君ノ五女湧廢子トイフ増高城ニ來告テ寃文  
 十一年二月廿二日殂行年四十六法号高顯院  
 釋尼永祥

五阿彌塚 下町分ニアリ來由不詳

上人塚 町裏分福金寺境外ニアリ同寺中興  
 快存上人ノ家ナリ

地蔵堂 中北村元序ニ之町下ニ二野茶屋ニアリ  
 度中堂 福金寺境外ニアリ





本拠

古川ヲ桑用ル拠八字蓮製ニアラス自製ノ拠ニシ化  
コニ二分用ノ子ナノ其製  
常ノ壹貫目ヲ五百目ナシ常ニ二貫目ナ壹貫目トテ故  
ニ本拠ノ八貫目ハ當ノ格六貫目ナリ凡壹貫本成  
力格五貫目近位ナレハ貫目ナ極トス此拠町方ニ  
格ニ本組頭毎ニアリ年々五月上旬會所ニ持出臺  
本毎ニ貫目ノ甲乙ヲ改鉤ト分銅トノ緒ノ端ニ目丙印  
ナ附ハニシテサ日前三ヨリ組頭ノ家々店ニ出ス市人ハ  
其城守ニ持行組頭自拠ノ取賣買人立合ノ書載  
ナキケリ北岸百ヨリ大野上町下町高野村杉崎村ニ  
アリ他村ニハナシ是古川ノ金森家士家内販シテ  
桑飼ヲカバレショヨリ始ヒトソ其境ヨリ用ニ來シル拠今ニ  
三四本存セドリ頭ニ焼印有テ拠ハ虫ハミタリ

市日

桑市ハノ今けの日より正前項をも始ムモ吉トノ例  
シ所ハニモ町ニアリ朝夕ノへて家々新端子候  
入る者ソシニ莫ニ盛の頃に至リ大道ノ所ニ立  
ミニ御す事無クシムヘシモシテソノ價を家に立  
ソトキニ人の袂に入て指三三商う下うが直ニ合  
ひし物多クヘ並居モ或ノ高く買あらば下く賣  
まき所の上下コト六價五シモモニト更ニ少モ

いわゆる又時方間にかくちあひ或もまた一朝のうそもいと度とゆき價のたゞ支へせりひまほが大坂の木相場と云ふてやうにさうにこそあつて遣の有吏ハカヒトニシテ

夏至の時も先のことと物をすれり春至の時も先  
ニ及し

四月八日灰市より二支町下そ物を田の三里手より  
土の灰より冬春よりソサエ家々に野山の芝山の土を  
焼けきを此日商ひ

市日ハ此里のゆきひ吉日トシテ月廿二日サ七年中三月廿四日  
リ春のものけの物ア商ト業タリハ越中國漫々の無人  
高山の商人里の商人等何品レモ一持來て大路  
所ヨリ近道ヲ机代のつゝ作リ具上ニ種々立  
チ買入人古川道三村々より群集て按合协商  
モ角立トシテうそう声ナシトシテ商ノるノ  
其中ニ十三四四ツカタリノ德利ト益ニ先右ノ持  
リシムアラシムナシタメテ温酒ノシニシナシト  
シ木桶シ頃ハハナシニシナシトシテ脚腰ニ及ニシ  
エリ買一萬ペソトク替タリモアリ——而時ニテ  
旅宿の家テ挑灯コ火とモ——采手了帳ノツヅ

卷之三

此里甚シテ村々シテ粗掠クダツナ十月下旬ニ古川御番マサニ收スル  
公ミコト御奉行二人前日來カムセタニミテ村々シテ斗ノ日トノヒニ  
直朝早アツハヤシナキナシ熱ヤハラギ也九クシ七ナナノ間ニ期終クシヨウテ御番マサニ  
封ヒラフ里正收スル契年番シヤンバン御藏番マサニ等ドウ江原道守エイハントウシ高  
山江原里正タケヤマエイハタケヤマ此村々シテ古川收スル然粗クダツトイヘリ翌年春番シヤンバン  
二月ニイニ木キガタ雪消足場シキシマツ能タメナチルタメナチル待マサニ高山御  
館マツダ御藏マサニ運スル是シテ俗ハタチ三登米ミヤマツト云ウム

の御蔵、少ち早く者より「前記と並びて里諺等調書」「後  
と美日のりいほく御館より本廣のわづかや、時  
し」として「有り」がある。

- 注 1、各村からの書上は、「後風土記明細取調」「古跡・里諺等調書」「後風土記書上」「風土書上」などさまざまに表記されている。(二)では、書上を命じた高山役所の廻状が、「当飛驒國後風土記、新規出来に付き、左の類い取調べ申し出すべき事」となっていることから「飛驒國後風土記書上」を探るが、便宜上、単に書上ともした。

- 2、廻状に例示された取調べ事項は次のようになっている。系譜類(旧家や武士またはその家来)・古記類(社寺縁起や鐘の銘、本尊裏書、経文の奥書、棟札)・旧家・古書・古画・古器・古跡・名所・古墳墓・神社(祭神)・古寺院跡(宗派)・村名・郷名・郡名(名称の由来)・草木鳥獸。

3、「斐太後風土記」に対する『高山市史』の根本的な誤りについては、堀祥岳氏が適確な指摘をおこなっている(『斐太後風土記』の書誌学的考察)(『斐太紀』第26号)。

4、今禾氏によれば、書上は各村以外に寺社や旧家からも提出されたといふ。

5、飛驒高山まちの博物館所蔵。

6、「斐太後風土記」に書かれている事柄が、その成立年である明治六年のものとは言えない。たとえば、この書上にある「杉本大神」は同三年段階の社号であり、同六年には氣多若宮神社へと変更になつていがことである。

## 昭和十一年以前の主事太鼓

—金龜台組所蔵文書よりみる主事太鼓の借用事例—

中斎 洋平

### はじめに

「こんにちの古川祭起し太鼓行事のさいに使用される、両側の鼓面に大きくなされた氣多若宮神社の神紋が印象的な主事太鼓は、氣多若宮神社が所有されており、ふたんは神社本殿に置かれている。氣多若宮神社が主事太鼓を所有する以前は、神祇によつて主事に選ばれた台組が、古川町内の寺院から主事太鼓として使用する太太鼓を借用したとするのが、先学の指摘されるところである。しかしに、古川町内のどの寺院から太太鼓を借用したかについては、先学において、管見のおよぶところ一致をみていない。

さて、私は、小稿の副題にも掲げた、金龜台組が所蔵される文書を見させていただく機会を得た。金龜台組所蔵文書のうち、現在と先代の屋台にかかる文書や、屋台藏にかかる文書は、「古川町史」史料編に採録されているところであるが、これ以外にも、金龜台組の歴史、あるいは古川祭の歴史を把握するうえで闇かすことのできない文書が残存している。

質量ともに充実した金龜台組所蔵文書のなかから、私は、金龜台組における年度ごとの古川祭にかかる文書群に注目した。この文書群は、明治初期から昭和末期までの文書が残存している。ゆえに、これは金龜台組における古川祭の歴史を把握するための一助になる。

そこで、先学においても見解が一致していない、古川祭起し太鼓行事に使用される主事太鼓の借用にかんして、金龜台組所蔵文書によって把握することを小稿の目的とした。また、氣多若宮神社が所有される主事太鼓の歴史についてもふれておきたい。

### 一 氣多若宮神社所有の主事太鼓

ここでは、氣多若宮神社が所有される主事太鼓についていささかのべていくが、はじめに、現在の起し太鼓行事において使用される主事太鼓にかんしてみていくことにする。

現在使用される主事太鼓の歴史については、大野政雄氏が言及されており、大野氏はかようにしておられる。昭和十一年十一月、渡辺一郎氏が、従来のものより胴を長くし、胴廻りも大きくした太太鼓を奉納した。両面に三つ葉の神紋を描いた現在の太鼓がそれである(1)。

右の叙述のうち、昭和十一年(一九三六)十一月に、渡辺一郎氏が氣多若宮神社に主事太鼓を奉納されたことにはかんしては、「この主事太鼓自体に手がありがある。すなわち、太鼓の胴にかような記載がみられる。昭和十一年丙子十一月

奉納 渡辺一郎

また、大野氏は、現在の主事太鼓は、「従来のもの」つまり、昭和四年(一九二九)に氣多若宮神社が新調された主事太鼓よりも、胴や胴廻りのサイズを大きくしたものであるとのべておられる。現在の主事太鼓の寸法は、『平成元年の古川祭』によれば、胴の長さが約三尺三寸(約一メートル)、鼓面の直径が約二尺四寸(約〇・八メートル)である。

る<sup>(5)</sup>。なお、後述するが、昭和四年に新調された主事太鼓は、胴が短いため、主事太鼓として使用するのには理想的ではないという指摘がなされていました。渡辺氏は、気多若宮神社に主事太鼓を奉納されたのである。ではなぜ、渡辺氏は、以下のように叙述している。

In December 1936, Watanaabe Ichiro, head of one of Furukawa's major sake-brewing households, donated and new and bigger drum to commemorate the birth of his first grandson. This is the same drum used in today's event, bearing the familiar hollyhock symbol of Kettawakanmira Shrine on its leather heads. (6)

つまり、渡辺一郎氏は、初孫（渡辺久郎氏）の誕生記念<sup>(5)</sup>に、気多若宮神社に主事太鼓を奉納されたと、シユネル氏はのべておられる。太鼓の両側の鼓面に氣多若宮神社の神紋が入れられたのは、奉納当初からである。なお、現在本光寺の本堂に置かれている元の主事太鼓、すなわち、昭和四年に新調された主事太鼓の鼓面には、気多若宮神社の神紋はえがかれていない。

つづいて、昭和四年に氣多若宮神社が新調された主事太鼓にかんして、のべいくことにする。じつは、この太鼓こそが、気多若宮神社がはじめて所有された主事太鼓なのである。

昭和四年に新調された主事太鼓にかんして、「一番の問題点は、新調された理由である。とはいものの、先学においては、管見のおよぶかぎりではあるが、ほぼ一致をみている。なかには、「御大典<sup>(5)</sup>のとき渡辺久衛氏が太鼓を寄付した」とする、現在の主事太鼓の来歴とを混同し

た証言がみられるものの、概ね、昭和天皇の御大典を記念して主事太鼓

が新調されたとする点は一致している<sup>(6)</sup>。ところが、清水文七氏が筆録された『神社議員集会日誌』（飛驒市行政資料）をみていくと、先学が指摘されるような主事太鼓新調の理由、すなわち、昭和天皇の御大典記念に太鼓が新調されたとは記されていないのである。『神社議員集会日誌』にかんしては、かつて、いささかふれたことがあるので、ここではくりかえさない。が、一つだけ言及するならば、『神社議員集会日誌』の記事は、神社議員会などが行なわれたつと書き継がれたものであり、いわば、同時代史料である。ゆえに、この主事太鼓新調の経緯について考えるうえで、關かすことのできない史料であると思われる。そこで、『神社議員集会日誌』より、主事太鼓新調にかんする記事をあげながら、のべていく<sup>(7)</sup>とする（以下に挙げる史料のうち、傍線は引用者）。

#### 【史料①】『神社議員集会日誌』昭和四年四月一日案

四月一日。神社議員集会日誌。（会場、清水宅）

本日夜七時半開会式。左記報告及決議ス。

一、昭和參年度經營費収支決算報告ス。

二、全上特別会計収支決算報告ス。以上承認ス。

三、例祭本則二十七条二二十八文字加増スル件。第九区長提案ハ原案通り決定シ、四月三日、区長・当番委員合同会議提出シテ可

決スルコトトス。

四、境外地接烟、例年通り、古川料芸組合へ前年通条件付ニテ許可スルコト。

五、御旅所位置移転ニ付キ、町長ヨリ希望ノ件。  
右、協議ノ結果、位置ハ、昭和式年四月一日議員会決定セシニヨ。

リ、変更セザル事ヲ町長へ回答スルコト。（回答委員ハ、渡辺正八・荒木内次・清水長太郎。）

六、御旅所ノ新築ハ、二ヶ年継続事業トシ、本年度ニテ敷地ヲ整地スルコト。費用ハ臨時割ニテ徵集スル事。

七、例祭二、御神輿ノ御巡幸ニ旭町へ巡幸相成タシ。（第一区長提案）

右、協議ノ決果、旭座前迄御巡幸スル事ニ決定ス。

八、目醒太鼓新調ノ件。（第三区長提案）

右ハ、協議ノ決果、経費多大折柄ニ付キ、從来通寺院ノ太鼓ヲ借用シ、礼金ハ主事ニテ負担スルコトニ決定ス。

九、大楠樹ハ、神木トシテ玉垣ヲ設置スルコト。三日実地視察ノ上事トス。

十、氏子總代任期満了選挙ノ件。

右、第九区長神出氏動議ニテ、全員一致ノ賛成ニテ再選ニ決定ス。

十一、氏子總代会計係ノ報酬ヲ、從來支給円ナリシヲ、本年度ヨリ参拾円ニ増額スルコト。

右、和田總代ノ発案ニテ全員賛成決定ス。然シ、会計清水君ヨリ增加ヲ辞退セシモ、全員ノ切ナル希望ニ付キ、清水君ハ、増額高ハ任期満了ノ切寄附スル事トシテ承諾セリ。右之通り決議ヲ了シ、例年通り慰労宴開ク。十二時解散ス。

【史料②】『神社議員集会日誌』昭和四年四月三日条  
四月三日。午後一時、例祭行事ノ神籠式祭執行ス。祭典後、左記ノ件ニ付、例祭本則加増案ノ役員案ヲ開会ス。  
一、例祭本則二十七条ヲ別紙ノ文面ニ変更スル件。（神社議会提案）

右ノ件、第一区・第十一区ハ反対ナリシモ、多数決ニテ原案通り可決ス。

同日。神社議員会。

右、決議後、社務所ニテ開会シ、左記決議ノ上、午後四時解散ス。一、御旅所位置ニ開シ、町長ヘノ回答委員ヨリノ報告ハ、町長前決議ヲ了解セラレタリ。

二、目醒太鼓ノ出来合ガ、高山町の店持合アリトノ事。価代至極安シ、代価金老百円位ノ事。（牛丸第八区長提案）

右、協議ノ決果、買上スル事。価格ノ事ハ、氏子總代ニ一任スル事。

昭和四年四月一日、清水文七氏子總代宅において、神社議員会が開催された。この会議において協議および決議事項は十一件あり、「目醒太鼓（○新調ノ件）」は第八番目であった。主事太鼓の新調については、渡辺正八第三区長から提案がなされたが、傍線部からも窺えるように、昭和天皇の御大典記念の文言はみられない。そればかりか、「経費多大折柄」のため、主事太鼓の新調は見送られているのである。なお、主事太鼓についても、これまでどおり寺院から太鼓を借用し、その礼金は主事が負担することが決議されている。

ところが、一日後（昭和四年四月三日）の神社議員会において、牛丸忠三郎第八区長より、主事太鼓の既製品が販売されている情報が発せられた。この情報を受けて、「現品実視」という条件が附されたものの、前回の神社議員会にて否決された主事太鼓の新調が行なわれる運びとなつた。

【史料①】【史料②】をみるかぎり、先学が指摘されるように、昭和天皇の御大典記念として主事太鼓が新調されたとは、とうてい思えない。むろん、「神社議員集会日誌」には、神社議員集会（神社議員会）におけるすべての発言が記録されているわけではないので、もしかしたら、昭和天皇の御大典記念として太鼓を新調すべきであるという発言がなされていたかも知れない。しかしに、当時の時代風潮から推察するに、もし、昭和天皇の御大典記念として太鼓の新調が提案されたとしたならば、「神社議員集会日誌」にその記録が残るであろう。また、否決されることなく、太鼓の新調が決定されたかも知れない。

私は、【史料①】【史料②】より、この主事太鼓の購入について、あらかじめ計画されていたものではなく、主事太鼓として使用できそうな太鼓の既製品が販売されていたという、偶然の産物ではないかと思えてならないのである。さらに、昭和天皇の御大典記念に主事太鼓を購入したとするのは、後世の附会ではないかと思うのである。ただこれは、あくまでも「神社議員集会日誌」の記事のみで憶測したにすぎない。さらに史料を渉覧すれば、昭和天皇の御大典記念に主事太鼓を購入したことを見度する史料が現出するかも知れない。「二」でのべたことは、現時点での私の理解であることを諒解されたい。

【史料③】『神社議員集会日誌』昭和四年四月十三日条  
四月十三日。本日、高山町の岩本善作、長太太鼓ヲ持參ニ付、実地調査ノ上、太鼓ノ胴体ガ余り短イノデ理想的ニアラザリシモ、価格ノ如何ニテ、交渉ノ決果、当店予定価代ヲ承諾セシニヨリ、買上ヲ現金仕払セリ。  
売価代金毫百拾円ヲ買上代金八拾円也。

四月三日に開催された神社議員会の決議にともない、四月十三日に主

事太鼓の実地調査が行なわれた。さきにも述べたとおり、「太鼓ノ胴体ガ余り短イノデ理想的ニアラザリシ」という指摘があつたものの、結局は購入することに決定し、代金はマリヤ商店に即日現金で支払われた。なお、この太鼓の購入については、気多若宮神社の会計書類からも窺つことができる（二）。

この主事太鼓は、現在の主事太鼓が奉納されたことによつて、その後目を終えた。役目を終えた主事太鼓は、昭和十三年（一九三八）一月に本光寺が購入され（二）、いまもなお同寺の本堂に置かれている。

## 二 主事太鼓の借用事例（1）—先学の見解

さきに述べたとおり、昭和四年に氣多若宮神社が主事太鼓を購入する以前は、神祇によつて主事に選ばれた台組が、主事太鼓として使用する大太鼓を寺院から借用していたと先学が指摘されている。ところが、古川町のどの寺院から主事太鼓とすべき大太鼓を借用していたかについては、一致をみていない。先学の見解を分類すると、以下の三つになるであろう。

①寺院から借用したとする見解

【史料①】傍縫部からも窺えるように、主事となつた台組は、寺院から主事太鼓用の大太鼓を借用し、そのつど謝礼金を支払っていたようである。しかるに、いったい古川町内のどの寺院から大太鼓を借用していたのか、また、太鼓を借用する寺院は固定されていたのかどうかは、当該史料から窺い知ることができない。

②円光寺から借用したとする見解

主事太鼓として使用する主事太鼓を円光寺から借用していたとみておられるのは、大野政雄氏と稲葉正三郎氏である。

大野氏は、昭和四十八年（一九七三）四月に古川町が発行した『広報ふるかわ』第一六五号に「起し太鼓の今昔」を寄稿され、そのなかで、かようにのべておられる。

昭和四年、御大典記念として太鼓を新調してもらい、円光寺の太鼓を借り出さなくとも済むようになった（一〇三）。

この叙述は、大野氏が主事太鼓の借用にかんしてのべられた最初のものであると思われる。このなかで大野氏は、円光寺から大太鼓が借用されたことを簡潔にのべられている。しかし、この叙述が史料にもとづいてなされたのか、はたまた聞き取られた証言にもとづくものなのか、明示されていないため、いまとなっては確認するのがむずかしい。

つきにあげる稲葉正三郎氏の証言は、大野氏の叙述よりもさき、昭和四十四年（一九六九）四月十四日発行の『飛驒春秋』第一四一号（桑谷正道氏編「特集 古川まつり」）に掲載されたものである。

ずっと昔は起し太鼓の太鼓がなく、円光寺から毎年借りてきていった。同寺では借すのではないが、同行が黙って持っていくのは仕方がないと默認していた（四四）。

このように、稲葉氏も大野氏とおなじく、円光寺から主事太鼓として使用する太鼓を借用していたと証言されている。しかし、後段の、円光寺から無断で太鼓を借用していた部分については、①のみかた、すなわち、太鼓借用のつど、主事が寺院に謝礼金を支払っていたという箇所と齟齬する。

③円光寺・本光寺・真宗寺の三か寺から借用していたとするみかた

かようにのべておられるのは、蒲正彦氏である。蒲氏は、「北飛ニユース」昭和五十九年（一九八三）四月十五日号に「古川祭、昔と今」を寄稿され、古川祭の歴史や現状を、「自身の体験をもとづきながら詳細に叙述している。そして、その最後に、

なお、昭和四年に新調する前は、主事の大太鼓には、円光寺・本光寺・真宗寺の大太鼓を順次借用していたと思われます（五〇）。

とのべておられる。

### 三 主事太鼓の借用事例（2）——金龜台組所蔵文書より

さて、私は、先述のとおり、金龜台組が所蔵される膨大な文書を披見させていたたまく機会を得た。そのなかから、金龜台組における古川祭にかんする年度（この文書群を見いだす）ことができた。この文書群を、假に「祭典書類」と呼称することにする。「祭典書類」の中身は、概ね以下の四点で、これが年度ごとに紙袋に収納されていた。

ア 古川祭のさいの買掛金を記録した「買物帳」

イ 買掛金などの支払を記録した「支払帳」

ウ 各戸に割り当たる祭費用の集金状況を記録した「割賦集金帳」

エ 古川祭のさいに使用する備品を当年度の当番から次年度の当番へ引継ぐための「備品引渡帳」

祭典書類の残存状況を示すと、左掲の表のことくなる。この表からも窺えるように、明治四年（一八七二）から昭和六十一年（一九八六）までの祭典書類が残存している。

そこで、この祭典書類より、金龜台組において、どの寺院から主事

太鼓を借用していたのかをみていくことにしたい。その範囲は、最初の祭典書類が残存している明治四年から、現在の主事太鼓が奉納された昭和十一年までとする。その間に金龜台組が主事を務められたのは、

大正 十二年（一九二三）  
昭和 三年（一九二八）  
昭和 十年（一九三五）

の八回である。このすべての年度の祭典書類が残存しているが、明治十年の祭典書類には、主事太鼓を借用した記録がみられない。それ以外の記録を以下に列挙する（以下に引用する史料は、すべて金龜台組所蔵文書。山括弧は引用者注）。

表 金龜台組「祭典書類」残存状況

年次	西暦	賃物帳	支払帳	割賦 集金帳	備品 引渡帳
明治 4	1871				●
明治 5	1872				
明治 6	1873				
明治 7	1874				
明治 8	1875				
明治 9	1876				
明治 10	1877	●	●	●	●
明治 11	1878	●	●	●	
明治 12	1879	●	●	●	●
明治 13	1880	●	●	●	●
明治 14	1881	●	●	●	
明治 15	1882	●	●	●	
明治 16	1883	●	●	●	
明治 17	1884	●	●	●	
明治 18	1885	●	●	●	
明治 19	1886	●	●	●	
明治 20	1887	●	●	●	
明治 21	1888	●	●	●	
明治 22	1889	●	●	●	
明治 23	1890	●	●	●	
明治 24	1891	●	●	●	
明治 25	1892			●	
明治 26	1893	●	●	●	
明治 27	1894	●	●	●	
明治 28	1895	●	●	●	
明治 29	1896	●	●	●	
明治 30	1897	●	●	●	
明治 31	1898	●	●	●	
明治 32	1899	●	●	●	
明治 33	1900	●	●	●	
明治 34	1901	●	●	●	
明治 35	1902	●	●	●	
明治 36	1903	●	●	●	
明治 37	1904	●	●	●	
明治 38	1905	●	●	●	
明治 39	1906	●	●	●	
明治 40	1907	●	●	●	
明治 41	1908	●	●	●	
明治 42	1909	●	●	●	
明治 43	1910	●	●	●	
明治 44	1911	●	●	●	
大正 1	1912				
大正 2	1913		●	●	
大正 3	1914				
大正 4	1915	●		●	
大正 5	1916		●	●	
大正 6	1917				
大正 7	1918	●			
大正 8	1919	●		●	
大正 9	1920	●	●	●	
大正 10	1921				
大正 11	1922	●	●	●	
大正 12	1923	●	●	●	
大正 13	1924				
大正 14	1925				
昭和 1	1926				
昭和 2	1927				
昭和 3	1928				

【史料④】明治十四年御祭典丁内入費払方判取帳

一、同（金）六拾錢 種村若連 目覺大こう人足酒二升代  
此金ハ谷口へ相渡し、酒三升ハ谷口ら相渡可申候。

一、同（金）五拾錢 円光寺

太鼓借用礼

【史料⑤】明治二十二年御祭典諸入費払方帳

一、同（金）五拾錢 本光寺 本光寺借用物

【史料⑥】明治二十二年借用品通

一、大太鼓二ツ 本光寺 五拾錢

【史料⑦】明治三十四年祭典諸費用支払帳

一、同（金）五十錢 本光寺太鼓礼金

【史料⑧】大正十二年例祭祭典割賦主事配役明細帳

一、金式円 太鼓御札 真宗寺

同木材捐料

【史料⑨】昭和三年例祭祭典割賦集金帳

一、参円 真宗寺 太鼓礼金

一、武円 青年会 青年会手当

一、参円 主事ノ「二付、特ニ青年会へ手当交付ス。

【史料⑩】昭和十年四月例祭祭典割賦集金帳

諸費用仕訳書

一、同（金）武円 青年団手当

一、金壱円十二銭 坂ノ上材木代

一、同（金）三円 真宗寺礼

【史料⑪】昭和十年主事當番諸事錄

太鼓 借入 大太鼓 真宗宗

太鼓打 五人

【史料④】から【史料⑪】より窺えることを、以下に述べる。

第一に、金龜台組においては、時期によって異なるものの、円光寺・本光寺・真宗寺から主事太鼓として使用する太鼓を借り、そのどちらが支払っていたことが窺える。

第二に、【史料⑧】【史料⑨】より、木材の費用や捐料を支払っていることが窺える。この木材は、主事太鼓を搭載する檜のものであろうか。起し太鼓行事において、主事太鼓を乗せる檜が組まれた時期は判然としないが、もし、【史料⑧】【史料⑨】の木材が、主事太鼓用の檜とするならば、この時期にはすでに檜が組まれていたことが窺える。ただ、【史料⑧】【史料⑨】のみでは、この木材が主事太鼓の檜かどうかは判断がむずかしい。

第三に、【史料⑩】【史料⑪】より、昭和十年にも真宗寺から主事太鼓として使用する太鼓を借用し謝礼金三円を支払っていたことが窺える。すでに、昭和四年に気多若宮神社が主事太鼓を購入しているため、本来ならば、真宗寺より主事太鼓を借用しなくてもよいはずである。金龜台組が主事太鼓を借用した理由は、そのことを示唆する文がありがな

いため分からぬ。が、【史料③】からも窺えるように、昭和四年に新調された主事太鼓は、主事太鼓として使用するには理想的ではないと指摘されている。金龜台組が神社所有の主事太鼓を使用されなかつたのは、かような理由によるものだらうか。あくまでも憶測ではあるが、可能性の一つとして考えられるであらう。

## おわりに

小稿にてのべたことを以下にまとめ、擲筆したい。

①昭和四年に氣多若宮神社が新調された主事太鼓について、先学は、昭和天皇の御大典記念として新調されたと説明される。しかし、『神社議員集会日誌』をみると、主事太鼓の購入は偶然の産物のように思われ、当初から新調計画があつたようには考えられない。

②昭和四年に氣多若宮神社が主事太鼓を購入する以前は、台組が寺院より太鼓を借用して、起し太鼓行事がなされたと先学は指摘されるが、どの寺院から借用していたかについては、一致をみていなかつた。そこで、金龜台組が所蔵される祭典書類をみると、金龜台組は、円光寺のほか、本光寺、真宗寺からも太鼓を借用していたことが判明した。

③昭和十年、金龜台組は、昭和四年に氣多若宮神社において主事太鼓が購入されたにもかかわらず、真宗寺より起し太鼓行事のために太鼓を借用している。借用の理由について明記されていないが、購入当初から主事太鼓として使用するには理想的でないという指摘がなされたのが、その背景にあらうか。

注

(一)『古川町史』史料編二(岐阜県吉城郡古川町、昭和六十一年八月四〇七頁)四四五頁に、一点の文書が採録されている。その表題のみを示すと、以下のとおりである。なお、文書表題冒頭に掲げた数字は、『古川町史』の文書番号である。

九四六「安永五年金龜台新造入用剣合帳断簡」

九四七「文政三年九月金龜台組屋台造月講費帳」

九四八「天保十一年八月金龜台組新屋台造立規定」

九四九「天保十二年金龜台新造屋台入用取調帳」

九五〇「天保十二年金龜台組屋台諸人用取調帳 坤」

九五一「天保十一年金龜台組屋台再建諸事出入帳」

九五二「天保十二年六月金龜台組伊人上京費用払方帳」

九五三「天保十二年六月金龜台組屋台諸人請取留帳」

九五四「天保十二年八月金龜台組屋台諸人用補高帳」

九五六「嘉永四年金龜台組屋台修理料資決算帳」

九五七「天保十二年十一月金龜台組新造屋台人用私方割取帳」

九五六「嘉永四年金龜台組屋台修理料資決算帳」

九五六「天保十二年十一月金龜台組新造屋台人用私方割取帳」

九五六「天保十二年十一月金龜台組新造屋台人用私方割取帳」

九五六「天保十二年十一月金龜台組新造屋台人用私方割取帳」

九五六「天保十二年十一月金龜台組新造屋台人用私方割取帳」

九五六「天保十二年十一月金龜台組新造屋台人用私方割取帳」

九五六「天保十二年十一月金龜台組新造屋台人用私方割取帳」

九五六「天保十二年十一月金龜台組新造屋台人用私方割取帳」

九五六「天保十二年十一月金龜台組新造屋台人用私方割取帳」

(二)『平成記録の古川祭』(古川町教育委員会、平成三年三月)五八頁。

(三)『平成記録の古川祭』(古川町教育委員会、平成三年三月)五八頁。

(四) Schmid, Scott, *The roasting drum: ritual practice in a Japanese community*, University of Hawai'i Press 1996, p.28. 備考は引用者。以下同じ。

(五) 渡辺久郎氏は、昭和十一年一月二十九日のお生まれ(『飛驒人物事典』(高山市民時報社、平成十二年五月)五九三頁)。

(六) 昭和天皇の即位式は、昭和三年(一九二八年)十一月十日、京都御所紫宸殿において挙行された(『實録』昭和三年十一月十日条)。

(七) 桑谷正道編「特集 古川まつり」(飛騨春秋第一四一號、昭和四十四年四月) 二二一頁

真

(八) 大野政雄「起し太鼓の今昔」七一四頁、Schnell, S. *The rousing drum: ritual practice in a Japanese community*, pp.238-239. ほか。

(九) 抽稿「氣多若宮神社の県小督格——『神社儀典集公日誌』の記事を中心にして」(飛騨市歴史文化調査室報)第四集、令和四年九月 七七頁。

(一〇) 「目覚太鼓」の呼称は、明治十一年(一八七九)九月の『御祭社奉告規式』(飛騨古川まつり会館所蔵)が初見である。大野政雄氏は、「明治十一年目覚まし太鼓と改称していつそその目的をはつきりさせたのは、警戒者の許可をとるための便宜からであつたつらと思われる」(大野政雄「古祭の変遷」『北飛タイムス』昭和四十九年四月十六日付)、のち『飛騨の文化 奉太の歴史— 大野政雄著述集』所収、七四〇頁)

とのべておられるが、明治十一年(一八七九)九月の『御祭礼奉告規式』(飛騨古川まつり会館所蔵)には、「屋台引廻之儀ハ、崩前勞三時、為「目覚」主事屋台ヨリ太鼓ヲ鳴ラシシ……(以下略)」とあって、成句としての目覚太鼓という言葉はみられない。また、こんなに「起し太鼓」の呼称について、大野政雄氏は、昭和十六年(一九四一)に、「氣多若宮神社規則が改正されたことにによって復帰したとのべておられる(大野政雄「起し太鼓の今昔」七三三頁)。しかし、それよりやまき、昭和八年(一九三三)四月十八日の『氣多若宮神社例祭細則』(飛騨古川まつり会館所蔵)第一条に「起シ太鼓ノ順路ハ出来得ル限り屋台順路ニヨリ之ヲ行フ」とあって、これ以後の例祭細則は、「貰し起し太鼓の呼称がつかわれている。よつて、起し太鼓の呼称が公的にも復帰したのは、昭和八年のことと思われる。

(一一) 「大正八年度臨時大祭費積入金取支整理簿」(氣多若宮神社所蔵)に、「昭和四年度

四月十三日 目覚長太鼓代、高山町岩本著作減」八〇円と記載されている。

(一二) 「大正八年度臨時大祭費積立金取支整理簿」に、「昭和拾弐年度一月三十一日本光寺御越太鼓不用品一個表却代入 四〇円」と記載されている。

(一三) 大野政雄「古川祭の今昔」七一四頁

(一四) 桑谷正道「特集 古川まつり」三二一頁

(一五) 薩正彦「古川祭、昔と今」(北飛ニュース昭和五十八年四月十五日号)一〇面。

## 大正十二年氣多若宮神社の臨時大祭について

田端 德弘

## 一 はじめに

飛驒の大祭の起源について菱村正文「飛驒の大祭」「飛驒春秋第九十号一九六五年」の中で、飛驒一之宮水無神社で安永八年（1779）八月十三日から三日間行われた大祭が史料上の初見であると指摘している。

また、大祭は、全国的に類例を見ない飛驒のみに行われる特殊神事であると述べている。安永八年以來二百四十年以上経過しているが、飛驒では、この間幾多の大祭が斎行されてきた。

気多若宮神社が大正十二年（1923）に斎行した臨時大祭は、当初は大正七年（1918）に予定されていた。しかし、準備日数不足や神社の施設や環境整備等の要因により日程変更を繰り返しながら、最終的には大正十二年五月六日から十日までの五日間、氏子や飛驒地域の神社の理解と協力を得て斎行された。

気多若宮神社所蔵史料の中には、大正十二年の臨時大祭、昭和四十一年（1965）の式年大祭、昭和六十一年（1986）の式年大祭の斎行の史料が現存している。

今回の史料紹介では、大正十二年の臨時大祭に関わる史料を取り上げる。この史料は、「大正十二年



図1 臨時大祭書類箱

十二月 臨時大祭書類 併社務所 玉垣新築費 本殿金具新調神輿修繕費書類 郷社氣多若宮神社」と墨書きされた一つの箱の中に収められた一連の史料、全八十一点であり、年代は大正九年（1920）から大正十二年に渡っている。

この中から、「臨時大祭事務章程綴」・御分盡招請状・御分盡供奉予定期回答の葉書・御分盡入御遷御記載簿」・「庶務部日誌」・「殿外裝飾係日誌」を取り上げ、臨時大祭斎行の実相に少しでも迫つていただきたい。

なお、史料紹介にあたっては、異体字等現用漢字に変更している。

## 二 史料紹介（二）郷社氣多若宮神社「臨時大祭事務章程綴」

郷社氣多若宮神社臨時大祭事務所規定

第一条 大祭事務所ヲ郷社氣多若宮神社臨時大祭事務所ト称シ左ノ役員ヲ置ク

　　總裁 一名 副總裁 一名 神問 無定員

第二条 本所ニ左ノ三部役員及各係役員ヲ置キ大祭ニ関スル事務ヲ分担ス

庶務部長 一名 副長 若干名 部員 若干名

- (一) 御分盡送迎係 (二) 殿外裝飾係 (三) 電燈係
- (四) 点燈係 (五) 整備係 (六) 衛生係 (七) 舞殿係
- (八) 一般休憩所係 (九) 御神輿及祭器預り係
- (十) 殿内裝飾係

各係長 一名 副長 若干名 係員 若干名  
但事務ノ都合ニヨリ係長副ヲ置サルコトヲ得  
典典部長 一名 副長 若干名 部員 若干名

- (一) 神體係 (二) 神職係 (三) 雅樂係 (四) 神樂係  
 (五) (殿内点燈係 殿守係 神樂舞係) (六) 采女係  
 各係長一名 副長 若干名 係員 若干名  
 但事務ノ都合ニヨリ係長副ヲ置サルコトヲ得  
 会計部長一名 副長 若干名 部員 若干名  
 (一) 献備品 (二) 上納係 (三) 用度係 (四) 養生係  
 (五) 直会準備係 (六) 直会神酒係  
 各係長一名 副長 若干名 係員 若干名  
 但事務ノ都合ニヨリ係長副ヲ置サルコトヲ得  
 第三条 總裁ハ臨時大祭ニ關スル一切ノ事務ヲ總括ス  
 第四条 副總裁ハ總裁ヲ補ヶ總裁不在ノ時ハ之力代理ヲナス  
 第五条 福間は總裁の諮詢に応シ重要事項ヲ協定す  
 第六条 本所ニ大祭日誌ヲ備へ處理シタル緊要ノ事項並ニ本所役員ノ  
 出勤宿直者氏名ヲ記載ス  
 第七条 各部係ノ事務要項ハ其章程ノ定ムル所ニ依ル
- 第一條 庶務部事務章程
- 第一条 本部ハ臨時大祭ニ關シ庶務ニ屬スル總テノ事務ヲ總理ス  
 第二条 本部ニ左ノ役員ヲ置ク  
 部長一名 副長 若干名 部員 若干名  
 第三条 本部ニ左ノ諸係及役員ヲ置ク  
 御分遣迎係 殿内裝飾係 殿外裝飾係 電燈係  
 点燈係 警衛係 衛生係 舞殿係 一般休憩所係  
 御神輿及祭器預り係  
 第四条 本部ハ左ノ事務ヲ担任ス  
 第五条 御分遣迎係 殿内裝飾係 殿外裝飾係 電燈係  
 点燈係 警衛係 衛生係 舞殿係 一般休憩所係  
 第六条 但夜間不得止事情アルトキハ羽織袴ヲ着用スルコトヲ得
- 一 郷社以上ノ御分遣奉送迎トシテ各部諸係中ヨリ數名宛委  
 員派遣ヲ總裁ノ決裁ヲ得テ施行スルコト  
 二 各部諸係ヲシテ事務章程ノ執務ヲ執行セシムル為メ時々  
 狀況ヲ巡察シ指揮監督ヲナスコト  
 三 本部各係ヨリ物品買入借入ノ請求アルトキハ審査ヲ遂  
 ケ必要ト認ムルモノニ限り品質数量ヲ定メ部長検印ノ上  
 其係ヨリ会計部ニ請求セシムルコト  
 四 本部及各係中必要ノ人夫小使ハ会計部へ請求スルコト  
 五 時々境内參詣路ノ清潔ニ注意シ毎朝掃除ヲナサシムルコ  
 ト  
 六 日誌ヲ記録シ日勤簿其他必要ノ帳簿ヲ調製明記スルコト  
 七 本部ニ屬スル各係ヨリ提出セシ普通事件ノ外ハ總裁局ノ  
 決裁ヲ經テ執行スルコト

第七条 必要物品アルトキハ係長及庶務部ノ検印ヲ得テ会計部へ請求

スル事  
スル事

第八条 臨時發生セシ事件ハ庶務部へ協議ノ上処理スルコト

\*以下の事務章程は、省略。殿内装飾事務章程・殿外装飾事務章程・電燈及点燈係事務章程・警衛係事務章程・衛生係事務章程・舞殿係事務章程・一般休憩係事務章程

#### 会計部事務章程

第一条 本部ハ会計ニ関スル事務ヲ總括シ金穀物品ノ出納ヲ担任ス

第二条 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

部長一名 副長 若干名 部員 若干名

本部ニ左ノ諸係及役員ヲ置ク

用土係 上納係 養心係 直会準備係 直会神酒係

献品係

係長一名 副長若干名 係員若干名

祭日中早朝ヨリ詰所ニ出勤シ左ノ事務ヲ掌ル

但祭日前後ノ事務ハ別ニ定ムル所ニ掲ル

一 日限り献納金穀物品ヲ上納所係ヨリ受領監守スルコト

二 各係ヨリ物品ノ借入買入ノ請求アリタルトキハ

調査ヲ遂ケ必要ト認ムルモノニ限り認印ノ上

其調達方ヲ用度係ニ命スルコト

三 請負人ヨリ受取タル養護菓子及神饌係ヨリ受領シ且購入セシ酒茶菓其他ノ品ハ嚴重ニ保監シ直会準備係及神職

賄人ヘ供給スルコト

四 毎日直会準備係ヨリ納付スル直会券ト供給セシ養護菓子

数ヲ調査スルコト

五 祭官ニ要スル飲食物夜具其他ノ物品ハ神職ヨリ毎日提出スル祭官出勤簿ニ依リ準備スルコト

六 借入品ノ受渡ヲ明細ニスルコト

七 購求物件代金其他ノ支払ヲナスコト

八 大祭中交代宿直ヲナスコト

九 人夫及小使ヲ各部ヨリ請求アリタルトキハ必要ト認ムルモノニ限り其供給ヲナスコト

第十条 揭記ノ金穀物品ノ受渡ヲナストキハ其係員若クハ関係者ノ檢印証印ヲ徵スヘシ

第十二条 第四条中普通事件ノ外ハ總裁ノ決裁ヲウケルモノトス

第十三条 所要ノ帳簿ヲ備へ金穀物品ノ出納ヲ明記ス

第十四条 臨時發生セシ事件ハ總裁ノ決裁ヲ經テ処理スルモトス

#### 用度係事務章程

第一条 当係ハ会計部ニ隸屬シ必要ノ器具雑品ヲ調度スル事ヲ担任ス

第二条 係員ハ祭日中早朝ヨリ詰所ニ出勤シ左ノ事務ヲ掌ル

第三条 既ニ新調シ又ハ借入タル物品ハ各係配布スルコト

二 各係ヨリ会計部ヲ經テ請求セシ物品ヲ供給スルコト

三 必要ノ物品ハ会計部當係保監ノ買物帳借物帳ヲ以テ買入借入ヲナスコト

四 買物借物ニシテ不要ニ属スル時ハ即時処置ヲナスコト

五 祭日終了後各係配布ノ物品ヲ集纏シ処理ヲナスコト

六 集纏セシ物品不足ヲ生シタルトキハ事実取調ノ上其係

(ヨシ)テ償ハシムルコトヲ得

第四条

第三条第一号第一号ノ物品ハ其係長副又ハ係員及部長副ノ  
檢印アリテ必要ト認メタル上帳簿ニ受印ヲナサシメ交付ス

第五条 第三条第二号乃至第六号ハ会計部ニ協議シ其指示ヲ待チテ  
ベシ

第六条

總テ物品ノ受渡ヲナストキハ相手方ノ証印ヲ要ス

第七条

臨時発生セシ事件ハ会計部又ハ庶務部協議ノ上処理スベシ

＊上納係事務章程・饗応係事務章程・直会準備係事務章程・  
直会神酒係事務章程・獻備品係事務章程略

祭典部事務章程

第一条

本部ハ臨時大祭典二閑スル總テノ事務ヲ總理ス

第二条

本部ニ左ノ役員ヲ置ク

第三条

部長一名 副長 若干名 部員 若干名

第四条

本部ニ左ノ諸係及役員ヲ置ク

神饌係 神職係 雅樂係 采女係 神樂係

神樂舞係 殿守係 殿内獻燈係

第五条

一 神饌ハ予算ニヨリ其係員ヲシテ之ヲ調達セシメ撤饌ハ  
係ヨリ会計部ヘ下渡ス可キモノトス

二 本部各係ヨリ物品買入借入ノ請求アルトキハ審査ヲ遂  
ケ必要ト認ムルモノニ限り品質数量ヲ定メ部長検印ノ

上其係ヨリ会計部へ請求スルコト

三 本部及各係中必要ノ人夫小使ハ会計部へ請求スルコト

四 祭典ノ時刻ハ其日ノ典禮三照会シ總裁局ヲ初メ各部諸係  
ヘ通知スルコト

但神樂係 雅樂係 采女係 神饌係ヘハ至急ヲ要ス

五 每祭總代擇者ノ員数ヲ定メ各係順次平等ニ配当シ其都度  
通知スルコト

六 殿内ノ清潔ヲ注意スルコト

七 日誌ヲ記録シ日勤簿其他必要ナル帳簿ヲ調整明記スルコ  
ト

八 本部ニ属スル各係ヨリ提出セシ普通事ノ外ハ總裁局ノ決  
裁ヲ経テ執行スルコト

第五条 予算外ノ神饌ヲ要スルトキハ係長副ノ検印ヲ以テ部長ノ承認ヲ受クベシ

第六条 神饌物調達ノ方法ニ関シテハ予メ部長ト協定スルモノトス

第七条 撤廻ハ会計部へ下渡ス可キモノトス

第八条 神饌受渡ノ際ハ神饌受渡簿ニ其品目数量ヲ明記シ受印ヲ要ス  
招請神社御分靈御遷幸ノ際ハ其撤廻ヲ供奉員ニ交付スルモノ

トス

第十一条 神饌ノ調理ニ從事スル者ハ毎日入浴シ清浄ノ衣服ヲ着用シ且  
覆面ヲ要ス

第十二条 神饌出来ノ都度神職ノ点検ヲ請求スベシ

第十三条 臨時發生セシ事件ハ祭典部及会計部ト協議ノ上処理スルモ  
ノトス

\* 神職係事務章程・雅楽係事務章程・神樂係事務章程・采  
女係事務章程・神樂係事務章程・殿守係事務章程・殿内獻  
體係事務章程略

### ①資料の解説

「臨時大祭事務章程」は、B5版四十八頁にわたる史料で小冊子となつて現存している。これは、臨時大祭執行の基盤となる大変重要なものである。役員構成や各部・各係の構成そしてそれらの職務内容を具体的に記述しており、これに基づいて臨時大祭が組織立てられ、運営されたと考えられる。

事務章程の構成は、事務所規程・庶務部事務章程・会計部事務章程・祭典部事務章程の四部である。

事務所規程は、臨時大祭執行の中核となる総裁・副総裁・相談役

などの役員の配置とその職務内容、実際の実務を執行するための組織として庶務部・会計部・祭典部の三部とそれぞれの部に属する係の設置について述べている。

庶務部事務章程は、庶務部全般が担当する仕事内容、部の役員と係の構成について述べ、統いて、庶務部に所属する御分靈送迎係事務章程を皮切りに十係の事務章程を順次記載している。

会計部事務章程は、会計部が会計事務全般の担当であると述べ、その執行に当たる役員、係の構成及び職務内容について具体的に記述している。統いて、会計部に所属する用度係をはじめ六係の事務章程が記載されている。

祭典部事務章程は、祭典部が臨時大祭の祭典の全ての事務を担当することを述べている。そして、その執行に当たる部長や係長などの役員の構成及び職務内容を具体的に記述している。統いて、会計部に所属する神職係をはじめ七係の事務章程が記載されている。

『神社議員集会日誌』によれば、臨時大会事務章程が正式に決定されたのは、大正十一年（1922）七月七日であると記録されている。これに基づき、同年十一月十一日に、總裁本田秋憲、副總裁渡邊一郎、顧問熊崎善門、同布勢又藏、同荒木秋崖が選任された。さらに、他の役員選考は、神職・總裁・副總裁・顧問に一任された。

その後、一任された神職・總裁らは、何度か会議を開き、大正十二年一月四日に、役員全員を決定した。同年一月五日に、臨時大祭の委嘱書及び依頼状が副總裁・顧問・正副部長・正副係長らの總員八十四名に配達された。さらに、一月十二日に古川町役場楼上にて、臨時大祭の役員大集会を開き、本田總裁より、事務章程の説明がなされた。

三 史料紹介(二) 臨時大祭御分靈招請状

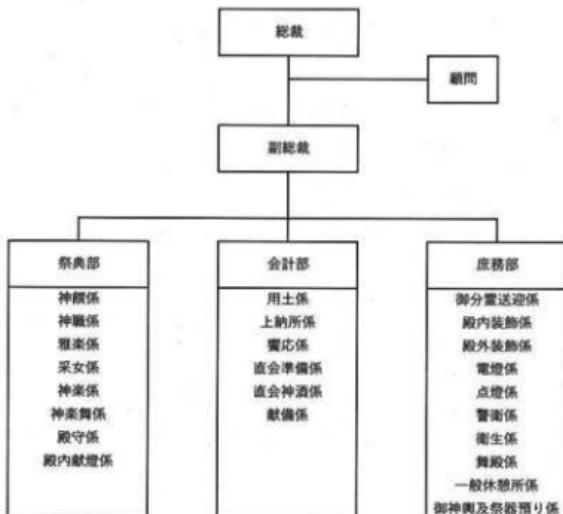


図2 臨時大会運営組織図



図3 臨時大祭御分靈招請状

### ①史料の解説

『神社議員集会日誌』によれば、御分盡招請状が発送されたのは大正十二年（1923）三月八日であると記録されている。招請神社は、二百三十社であった。対象となる神社は、吉城郡と高山町は全社、大野郡と益田郡は、郷社であると大正十一年（1922）七月五日に決定していった。

この招請状は、御分盡の招請と神輿供奉をお願いした内容である。

また、追記として、なるべく大祭初日の神輿供奉をお願いしている。この意図は、招請側としては大変であるが、賑々しく華やかな大祭を創出したいという願いからと推察される。

差出人は、神職二名、氏子代五名の計七名である。

神職天木喜久三は、社司・立田梅之助は細宜であった。臨時大祭中行われる本祭、夜祭などの祭主は天木喜久三、副祭主は立田梅之助が務めた。天木喜久三は、古川町布勢又藏家出身で明治四十三年（1910）から昭和四十一年（1966）までの五十六年間の大変長きにわたり社司・宮司を務めた。また、立田梅之助は神職の傍ら号を湯萬年と称し石材彫刻家として活躍し飛驒各地に作品を残している。大正十一年作成の氏子総代五名中、本田秋憲・田近文三郎・蒲八十彦・清水文七の四名は、古川町選出、和田助左衛門は、神社の所在地上気多選出となつてゐる。五名は、それぞれ臨時大祭の重要な役員に就任した。それは、總裁本田秋憲、祭典部長和田助左衛門、庶務部長田近文三郎、会計部長蒲八十彦、会計部副部長清水文七であった。臨時大祭は、この五名が中枢となり企画運営された。

左の史料は、郷社栗原神社（上宝村宮原）からの回答を記した葉書である。

### 四 史料紹介（三）御分盡供奉予定回答の葉書



図4 御分盡供奉予定事項回答の葉書（郷社栗原神社）「氣多若宮神社所蔵資料」

### ①史料の解説

葉書は、招請状と共に各神社に配布されと思われる。三月二十五日までに回答するよう求めている。大祭準備の基礎資料となる大変重要な情報を得る役割を担っていた。

- ・御分盡供奉の有無
- ・鎮座地の地名
- ・神社名

・着御  
・還御の日時  
・直会への出席人数

各神社からの回答を基に、各部が大祭を迎える準備を行つた。例えは、「御分靈入御還御記載簿」直会の料理、神酒の手配などである。また、「御分靈入御還御記載簿」等の資料を作成した部もある。その一例を次に紹介する。

五 史料紹介（四）「御分靈入御還御記載簿」

図5 「御分靈入御還御記載簿」

## ①史料の解説

この史料は、祭典部が作成したものである。各町村別に御分靈を入御・遷御した日時とその神社名が記載され一覽にしたものである。図5は、古川町のみを紹介しているが、吉城郡・大野郡の各神社別に同様にまとめられている。この記載簿を見ると、吉城郡から百社・大野郡から十二社合計百十一社が入御・遷御したことが分かる。

入御は、大会初日五月六日七十五社、七日十六社、八日六社、九日三社、十日一社となつてゐる。一方、還御は、六日三社、七日二十九社、八日十三社、九日五十七社、最終日十日十社となつてゐる。(図六及び資料3参照)

御分雪入御遠御神社数		
郡	町村	神社数
吉城郡	古川町	5
	国府村	23
	細江村	7
	小鷹利村	10
	河合村	6
	坂上村	3
	袖川村	9
	阿曾布村	17
	船津町	7
	上宝村	13
大野郡	高山町	5
	蓮村	1
	大名田村	1
	丹生川村	4
	宮村	1
	計	112

図6 御分靈入御還御神社数  
「御分靈入御還御記載簿」(「気多若宮神社所蔵資料」をもとに作成)

六 史料紹介（五）「庶務部日誌」

大祭執行に当たっては、事務章程事務所規程第六条に基づき各部各係は日誌と係員の出勤簿を整えることになっていた。史料紹介(五)では、

「庶務部日誌」を次の史料紹介(六)では、「殿外裝飾係日誌」を取り上げ部や係の具体的な動きや活動に迫っていくこととする。

日誌  
庶務部

上	上	上	上	上	上	六日
上	上	上	上	上	上	七日
上	上	上	上	上	上	八日
上	上	上	上	上	上	九日
上	上	上	上	上	上	十日
						備考
荒木福間	牛丸福間	天木福間	熊崎福間	渡邊副總裁	本田總裁	田近文三郎 川上弥兵衛 政井藤三 足立仁太郎 樹下代吉 田口鐵太郎 牛丸副部長

図7 「庶務部日誌」

五月六日晴天 各神社賑々敷御參着相成タリ  
本田總裁渡邊副總裁各係長以下部員出席セラル  
荒木顧問出席セラル  
郷社以上御分靈奉送迎之為各係へ警護派遣方通知セリ  
本日午後四頃より雨降トナル  
御分靈奉送迎之為通知セシ係名  
祭典部員一名 務務部員一名  
會計部員一名 殿外點燈係二名  
殿外點燈係二名 衛生係一名  
舞殿係一名 殿内裝飾係二名  
休憩所係二名 神職係二名  
殿守係二名 上納係三名  
用度係五名 献備係一名  
饗應係五名 直会係一名  
以上三十一名  
本日之本祭午後四時執行之旨通知アリタリ  
本日之夜祭午後七時半執行之旨通知アリタリ

図8 5月6日「庶務部日誌」

五月七日 雨降	田近庶務部長以下係員出席セラル
本日之報告祭午前九時執行之旨祭典部ヨリ通知アリタリ	本日本田總裁渡邊副總裁出席セラル
水穂神社 献備品奉納 品目并ニ町村名	古川町大字下氣多区 柳井二柳樽
左記之通り通知ス	
祭典部 会計部	
昨日御通知申上候貴部係員本日午前	
十一時迄ニ送迎係詰所テント迄奉迎之	
為御出被下可候	
飛驥總社氏子總代より御神輿□□□□	
申越ニ依り左通り回答セリ	
謹啓本日ハ雨路御苦劳様ニ奉存候ニ付	
甚も御苦劳ニ候得共日時迄人夫御出し	
被下可候	
県社飛驥總社午後零時御参着尔相成各	
部員係員全部奉迎申上賑々敷	
御參殿相成タリ	
天木 熊崎両顧問出席セラル	

図9 5月7日「庶務部日誌」

五月八日 雨降	渡辺副總裁牛丸忠次田近庶務部長
以下部員出席セラル	以下部員出席セラル
祭典部より本日之本祭午後九時之旨通知アリタリ	祭典部より本日之本祭午後九時之旨通知アリタリ
本日国幣小社水無神社午前十時三十分御参着之旨	本日国幣小社水無神社午前十時三十分御参着之旨
通知有之副總裁以下部員一同御出迎ヒ出場セラル	通知有之副總裁以下部員一同御出迎ヒ出場セラル
荒木顧問出席セラル	荒木顧問出席セラル
本田總裁各係長出席セラル	本田總裁各係長出席セラル
左記之通り通知相成タリ	左記之通り通知相成タリ
本祭午前九時 本祭日ノ神徳祭	本祭午前九時 本祭日ノ神徳祭
午後五時	午後五時
荒城神社御参着ニ付總裁以下部員奉迎セリ	荒城神社御参着ニ付總裁以下部員奉迎セリ
左記之通り祭典部より通知	左記之通り祭典部より通知
有之ニ付牛丸副部長出席セラル	有之ニ付牛丸副部長出席セラル
祭典之儀ニ付大急御協議申上度件	祭典之儀ニ付大急御協議申上度件
出来致候間御迷惑様な可ら直ニ祭典	出来致候間御迷惑様な可ら直ニ祭典
部迄御参加ニ成下可候	部迄御参加ニ成下可候
祭典部ヨリ左ノ通知アリ	祭典部ヨリ左ノ通知アリ
總裁ノ決裁ヲ經テ本日ノ神徳祭夜祭ヲ	總裁ノ決裁ヲ經テ本日ノ神徳祭夜祭ヲ
午後八時ニ合併執行可相成ニ付此段	午後八時ニ合併執行可相成ニ付此段
御通知ニ及ビ候也	御通知ニ及ビ候也

図10 5月8日「庶務部日誌」

五月九日 晴天

本田總裁 布施 熊崎両顧問田近部長

各係長及ヒ部員一同出席セラル

本日好天氣尔テ意外ノ人出爾テ境内

立雖之余地なく参拝者数万人

祭典部より本日の本祭午后二時執行

之旨通知アリタリ

祭典部より撤瀬之儀ニ付意見如何

之照会アリタリ

祭典部ヨリ本日ノ夜祭午后七時ヨリ執行可相成旨

通知アリタリ

總裁局ヨリ本日ハ参詣者多数ニ付キ特ニ各係員全

部夜祭終了後迄出務相成ル様各係へ通知方取計ワ

レタキ旨通知アリタリ

祭典部ヨリ撤瀬ハ如何イタシマセウ祭典部へ

話渡シガ有リマセンデ心配シテ居ル旨ニテ

意見承リタキ由照会アリタリ

祭典部ヨリ本日ノ本祭ハ午后二時執行可相成

旨通知アリタリ

庶務部長以下部員ノ集合ノ席ニテ終了日ニハ各部

青年有志ヨリソレク仁輪加其ノ他ノ催ヲナシ郷社

境内ヘニギクシク御集リライタシ度キ旨依頼状ヲ

明朝早区長へ発送スルコトニ決定セリ

五月十日 晴天

牛丸忠次 田近庶務部長 樹下 川上部員出席

昨夜ノ協議ニ基キ早朝左之通り依頼状ヲ發ス

記

本日ハ目出度キ大祭終了につき各部青年

有志にてそれく仁輪加其他の催にて気多

若宮神社境内ヘにぎくしく御集のほど御

歓迎申上候間貴区内青年へ御勧誘被下度

相申候

五月拾日

總裁局

各区長殿

二仲

招待せし各神社は殆ど御遠御に相成り

淋しさを感じ候間精々御勧誘相成度

申添候

本日ノ本祭午後二時執行可成旨祭典部

より通知アリタリ

田近庶務部長より各係長を招き係員慰労会の件

専付協議をなし左之通り決定セリ

十二日午後慰労会を催すへきよ定を変更し

図12 5月10日「庶務部日誌」

十一日取片付け後各係思いくニ催すこと

係員一人御酒二合、肴料五十錢宛呈すること

本日總裁田口副部長足立部員出席

大野郡清見村新宮より伊勢神楽來り

舞殿尔於てカグラ舞を催春

十二日慰労会折詰注文取消しを北平宇吉へ交渉スルコト

ヲ鈴木長三郎氏へ依頼ス

交渉の結果鈴及鳥貝ハ其れく準備後ニ付キ交渉纏マラズ

因テ不得止 錦照焼鳥貝□一ブルニ種薄板包ニ変交シテ

北平宇吉へ二百八十人前日下部儀太郎へ七十人前注文セ

リ慰労会ハ十一日午後四時ト決定ス

記念写真ハ大石段ノ所ニテ玉腰写真師

サツエー セシム

本日夜祭午后七時執行ノ通知アリタリ

#### ①史料の解説

庶務部日勤簿から庶務部は、田近庶務部長をはじめ庶務部員七名で構成されていたことが分かる。これらの部員に引き続き本田總裁、渡邊副總裁、各顧問の日勤簿が記載されている。このことから庶務部に總裁、副總裁・顧問が常駐し庶務部が、臨時大祭の本部の役割を果たしていたと思われる。この日誌で区長宛の依頼文の中で總裁局が出てくるが、總裁を中心とした本部名と考えられる。

庶務部として大祭の運営や進行状況を見極めながら、各部を指揮監督し、課題や問題に対し總裁らの判断や指示を受けながら活動を展開したと推察される

その例をこの日誌の中から取り上げると次のようになる。

・郷社以上の御分靈送迎への対応 各係から係員を動員して送迎した。

・飛驒総社への対応 飛驒総社からの照会に対し回答した。

・祭典部の祭典執行についての相談に対して回答した。

・各区長に対し青年の仁輪加参加への依頼状を発送した。

・慰労会の日時の変更や料理の変更を依頼した。

・記念写真の撮影を実施した。

次に、この日誌から大祭五日間の様子を捉える。

・五月六日は、晴で各神社が賑々しく参着した。

・五月七日は、降雨となり各神社雨路の中苦勞して参着した。

・飛驒総社の参着には、各部員各係総出で奉迎した。

・五月八日も降雨となつた。午前十時半頃国幣小社水無神社の奉迎を行つた。

・五月九日は、晴天となり神社へ多数の参詣者が訪れた。そのため、

各係は夜祭終了まで出役した。

・五月十日は、晴天となつた。各区長へ青年による輪軸が本日開催されるので神社へ参集して欲しいとの依頼状を出す。

また、十一日の慰労会の日時を変更し後始末の後十一日に開催することを各係に伝えた。

この「庶務部日誌」は、大祭当日の天候、各神社の参着と奉迎の様子、参詣者の状況や大祭に関わる係の動きが具体的に記述され生々しく當時の様子を伝えている。

### 七 史料紹介（六）「殿外装飾係日誌」

「殿外装飾係日誌」は、庶務部に所属し参詣路の装飾や町内の環境整備及び巡視等を担当した殿外装飾係の日誌である。

#### 殿外装飾係 日 記

四月二十二日

本日午后八時役場楼上ニ於テ係員打合を開ク 出席者全員

四月二十五日

本日午后八時小瀬宅ニ於テ打合会開催ス

出席者 岡田 政井 日下部 柚村

図14 4月22日・25日「殿外装飾係日誌」

協議事項 鳥御賀渡ノ件

大祭初日 全員七時 神田不動尊  
前二集会ノ事

懇人欠出勤スル中ハ出不足金式円  
徵收候決定ス

四月二十六日

本日午后一時ヨリ市中障害物不  
潔物ノ取拂調査ノタメ左記ノ者

巡回セシム

坂本芳之助 北村清太

袖村久太郎

本日関係区長へ左記ノ通り依頼  
状ヲ発ス

区長宛

殿外装飾係長

大正十二年四月二十六日

臨時大祭殿外装飾ノ件依頼  
拝啓 陳べ農繁ノ規節ト相成候段

今回臨時大祭舉行ニ付区長集会ノ節御協議  
相成居り候事トハ存シ候へ共左記事項御区  
内一段ヘ御注意芳々御通達置被下  
度此段重テ及依頼候也

一、氏子一般献燈ヲ出サシムル事  
左記

図15 4月25日「殿外装飾係日誌」

但拿ニハ先ニ花桜ヲ取付提灯竿  
 ハ構端石ヨリ一尺外側ニ立テ距離ハ  
 一定シ遠ク共四間以上離レサル様且  
 変度ナキ様御注意相成タシ  
 二、祭礼社旗ヲ立て旗下ヲ附ス事  
 三、各区ニ飾物ヲナス事  
 四、氏子ハ各戸簾ヲ懸ケ道路ヲ掃除  
 スル事  
 五、屋台ヲ裝飾シ屋台倉ニ飾リ置ク事  
 六、各道路及見安キ所ノ不敬物ニ渡ル  
 ヘキモノハ柳ヲ以テ十分覆ラナン  
 且肥料ノ溜桶等ハ通路ヨリ二十間  
 以上離シタル所ニ置ク事  
 但取扱期日ハ五月一日迄トシ若シ  
 期日迄ニ取扱ハザル時ハ係員ニ於  
 テ処分スル事  
 七、家屋前ニ荷車其他一切見苦シキモ  
 ノハ取扱ノコト

図 16 4月25日・5月1日「殿外裝飾係日誌」

五月一日	前日引継ぎ仕事ノタメ左記ノ者 出場ス
岡田 政井 平林 小邑 古田	野村 西野 打田
岡田 北村 坂本	午後 郷社道路杁垣破損シ候ノ 手直シノタメ左記ノ者出場ス
小瀬 岡田 政井 神出 田代	記名
田代 渡邊 坂本 平林 小邑	小瀬 岡田 政井 神出 田代
畠中 西野 柚村 古田 船坂	田代 渡邊 坂本 平林 小邑
五月五日 全員休ミ	五月四日
五月六日	本日午前市中巡視トシテ左記ノ 者出場ス
午前五時ヨリ九時迄郷社道路 杁垣修理及提灯二十一個増島 天満神社ヨリ借入新提灯拾個	岡田 北村 坂本

図 17 5月2日・4日・5日・6日「殿外裝飾係日誌」

午前九時詰所出場者	五月九日	午前九時　左ノ出場者 小瀬　□田	五月八日	午前九時　岡田政井	午前十時　野村古田	午前十時　北村渡邊	午下部　野村	出場者ハ　小瀬岡田政井	出場者ハ　小瀬岡田政井
				午前九時詰所へ　出場者	午前九時　岡田政井	午前九時　岡田政井	午下部　野村	係員全員出場セリ	本朝午前五時モール杉垣添付ノタメ
				午前九時詰所へ　出場者	午前九時　岡田政井	午前九時　岡田政井	午下部　野村		本朝午前五時モール杉垣添付ノタメ
				午前九時詰所へ　出場者	午前九時　岡田政井	午前九時　岡田政井	午下部　野村		本朝午前五時モール杉垣添付ノタメ
				午前九時詰所へ　出場者	午前九時　岡田政井	午前九時　岡田政井	午下部　野村		本朝午前五時モール杉垣添付ノタメ

図18 5月6日・7日・8日・9日「殿外裝飾係日誌」

午前九時詰所	出場者
小瀬 岡田 政井 北村	
日下部 田代 番中 平林	
日下部 田代 是重	
本夜午后七時 モール取扱ノタメ	
畠中 袖村 平林 西村 神出	
日下部 打田	
五月拾老人	
本日終了ノタメ取扱左ノ者	
渡邊 畑中 北村 柚村	
船坂 小邑 坂本 古田	
神出 7分是重 5分野村	
岡田 七分平林 小瀬	
臨時雇人夫	
柏原彦二郎 打田文一	
北平善太郎 官林徳三郎	
神出一郎 川仲末吉	
堀重	

図19 5月10日・11日「殿外裝飾係日誌」

諸支払	一、金五拾五円九十銭	モール代
	武円六十五銭	坂本芳之助
	武円武拾八銭	是重松之助
参円	小瀬立替	平林床三郎
十六円	自動車運賃	小邑庄助
参円	岐阜高山運賃	畠中松之助
参拾武円拾武銭三厘	太江諸費	西村松之助
六円六銭	青年団通計	柚村久太郎
八円九十八銭	丸太借貸	古田大吉
八十円	鳥御代金	船坂由五郎

図20 5月11日「殿外装飾係日誌」

計 武拾名

図21 5月11日「殿外装飾係日誌」

①史料の解説

殿外装飾係は、小瀬友吉係長以下二十名で職務を遂行していた。職務遂行に当たり、係として係員の出不足料として一円の徴収を決めているなど職務遂行への強い決意が窺われる。

大祭前に行っていた職務は、次の点が挙げられる。

- ・青年団実施の郷社参道に対する杉垣とモールによる装飾作業の義務を課し、提灯竿を建てる位置を具体的に指示するなど細かく依頼

- ・青年団実施の郷社参道に対する杉垣とモールによる装飾作業の義務を課し、提灯竿を建てる位置を具体的に指示するなど細かく依頼
- ・区長へ七項目の依頼
- ・監督

区長への依頼七項目を見ると、氏子には、家の前の環境整備や献灯の義務を課し、提灯竿を建てる位置を具体的に指示するなど細かく依頼

している点が注目される。また、区に対しては社旗を立てること、屋台や屋台の飾りを依頼している。これらのことから、各神社の御分盡供奉に対して不敬にならないよう市中全体に統一感のある綺麗な環境整備に係として細心の注意を払い努力していたことが分かる。

また、郷社参道の杉垣は、古川青年団総出で参道の両側四百間に渡り行われた。この作業の指揮監督に当たった。

大祭期間中の五日と六日は、早朝午前五時から出役し杉垣の補修や、提灯の飾りつけ作業に従事している。七日から十日は、午前九時に、詰所にて職務に当たった。さらに、後片付けとして、十日夜七時よりモール撤去、十一日に杉垣や提灯等の撤去作業を行つたと思われる。

「鳥御」についてその役割は、不明であるが縁起の良い飾りとして使用されたかもしれない。

## 八 おわりに

史料紹介を通して、大正十二年の臨時大祭は、氏子の理解と協力を得て氏子総代を中心とした組織的計画的に斎行されたこと、また、斎行中生じた課題や問題に柔軟に対応しながら、割り当てられた職務を部員・係員の熱意や努力により真摯に遂行されたことが捉えられた。

今回紹介した史料は、六点のみであり、臨時大祭の一断面を捉えたに過ぎない。深く臨時大祭の実相に迫るには、祭典部、会計部、各係の誌等を精読調査し総合的に考察する必要がある。

さらに今後の課題を挙げると次のようになる。

くりの一環とも推察される。今後さらに調査を深める必要がある。

・臨時大祭斎行に当たっての各係の配置図・境内の様子等の史料を見出し、直会会場、庶務部、各係の詰所などの位置を特定したい。

・各神社が参着後、どのような順序でどう係が対応したのか。各係の仕事の流れや、連携について明確にできればと思う。

・臨時大祭の收支についての検討を行い、金銭面から大祭を捉えること・も大切である。

\*参考資料として五点を次頁より記載する。

・資料1 大正十二年気多若宮神社臨時大祭の経緯概要

『神社議員集会日誌』『飛騨市行政資料』をもとに作成

・資料2 御分盡入御還御一覧表

『御分盡入御還御記載簿』『氣多若宮神社所蔵資料』をもとに作成

・資料3 大正十二年臨時大祭書類箱中に保管されていた史料名一覽表

『氣多若宮神社所蔵資料』をもとに作成

・資料4 大祭式典次第

『飛騨市行政資料』をもとに作成

・資料5 雅楽係日誌

『飛騨市行政資料』をもとに作成

資料1 大正12年気多若宮神社臨時大祭の経緯概要

NO1

年次	月	日	事項
大正6年 (1917)	11	23	・神社議員の集会において後藤新三郎より大正6年度において、7年度春季の臨時大祭を執行するか否かについて議決するよう緊急動議が出される。 ・11月26日まで各区長が区民の意見をまとめ、市中總代に報告し、28日有志の大会を開催し臨時大祭について協議することを決める。
大正7年 (1918)	11	23	・臨時大祭祭典は、大正9年度において執行することに決定。 ・時期及予算又は、委員等は町有識者大会にて決定する。 ・大祭典準備金として、金120円を本年度後期神社費に割賦すること。
大正8年 (1919)	3	28	・臨時大祭典費、本年度割賦積立は、下記の通りとする。 ・前期割 150円 臨時割 7月 500円 後期 300円
	11	23	・大正9年執行予定の臨時大祭を準備日数不足により大正12年度に延期する。
大正9年 (1920)	5	14	・臨時大祭期日の決定を予算案作成し、古川町氏子有志会を開き決める予定である。
	11	23	・区長全員一致の意思として12年度に大祭を執行することを氏子總代に伝える。
大正10年 (1921)	3	31	・本年度大祭準備金は、前年通り金1,000円徵収する。
大正11年 (1922)	1	16	・役員会にて大祭執行日は、5月1日より5日までと決定し、各区長に区民の賛否を投票により聞き報告するよう依頼する。
	2	7	・大祭執行日を氏子の多数により、5月1日より5日と決定する。
	3	31	・本年度大祭準備金は、前年通り金1,000円徵収する。
	6	27	・大祭準備調査のため、高山町總社神職伊藤社掌を招待することを決める。
	7	4	・高山町總社神職伊藤社掌を招き臨時大祭の準備について相談する。
	7	5	・臨時大祭の施行日在5月6日より10日までとする。2月7日の決定を変更する。 ・臨時大祭の幹部役員を略定する。 ・臨時大祭の事務所を古川町役場とする。 ・招聘する神社は、吉城郡全社、大野郡、益田郡郷社、高山町全社とする。 ・大祭の広告高札を四か所に設置する。(広瀬・杉崎・本光前・牛丸前)
	7	7	・臨時大祭事務章程を決定する。
	7	8	・各銀行及び会社へ臨時大祭神社器具の寄付をお願いする。
	12	11	・臨時大祭の幹部配役を全員一致で決める。總裁 本田秋憲 副總裁 渡邊一郎 顧問 熊崎喜衛門 布勢又蔵 荒木秋崖 ・他の役員の選考は神職・總裁・副總裁・顧問間に一任する。 ・大祭記念樹として、境内に200本桜を植える。
	12	26	・臨時大祭役員決め集会。(神職・總裁・副總裁・顧問)
大正12年 (1923)	1	3	・臨時大祭役員決め集会。(神職・總裁・副總裁・顧問)
	1	4	・臨時大祭役員決め集会。(神職・總裁・副總裁・顧問)参考人として、田近・清水絶代出席。役員全部決定。
	2	5	・臨時大祭帳託書及び依頼状を副總裁・顧問・正副部長・正副係長84名に配達する。
	2	8	・本田總裁宅にて、總裁・田近・清水で臨時大会予算案原案を作成する。

## 資料1 大正12年気多富神社臨時大祭の経緯概要

NO2

大正12年 (1923)	2	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神社議員会を開催し、大祭予算・準備事務内容を決定する。</li> <li>・臨時大祭支出予算金額4,200円に決定する。</li> <li>・大祭用神職宿・神楽宿・奏楽宿・采女宿4軒を借り上げ。</li> <li>・一般直会料理は、折詰・赤飯・酒とする。</li> <li>・来賓直会料理は、折詰・吸物・刺身・赤飯・菓子とする。</li> <li>・神職用夜具を20人前予約する。</li> </ul>
	2	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場棟上にて臨時大祭の役員大集会を開き、總裁より事務章程の説明をする。</li> </ul>
	2	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大祭費の徴収金1,500円、3月と4月に分けて集金する。</li> <li>・采女・神楽衣装を調整する。</li> <li>・神職の衣装調整に補助金を出す。</li> </ul>
	3	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大祭招請の神社に招請状を出す。招待神社は、230社。</li> <li>・大祭各係員の人選を各区長に依頼し12日までに清水まで報告するよう要請する。</li> <li>・大祭関係各神職に依頼状を出す。</li> </ul>
	3	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時大祭の幹部会を開催し、各係員の人選をし配役する。</li> </ul>
	3	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高山町八幡社の今村社掌を招き神樂・舞を船坂亦一宅で行う。</li> </ul>
	4	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷社参道に、大祭期間装飾提灯を設置する。</li> <li>・役員・係員の臨時控所の設置をする。</li> </ul>
	4	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本田總裁宅にて、水無神社・八幡神社・飛驒總社・日枝神社の御分靈供奉者の休憩所を検討する。</li> </ul>
	4	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大祭の来賓8名、寄付者29名に大祭招待状を発送する。</li> </ul>
	4	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員会で次の点を決定する。</li> <li>・記念樹は、4月25日に境内に植える。</li> <li>・境内清掃を、4月27日より4月1日まで20人で実施する。</li> <li>・区内例祭旗は、5月4日より10日まで建ててる。</li> </ul>
	4	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古川役場で臨時大祭係長会を開催する。</li> </ul>
	4	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大祭用臨時建物建設の入札をする。</li> </ul>
	4	29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直会用料理店5軒を集めて打合せ。直会客750人。</li> </ul>
	5	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前7時より、人足40人で境内掃除。</li> </ul>
	5	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前7時より、人足60人で境内掃除。</li> <li>・古川町・國府村・小鹿利村・細江村へ供米袋を配布。</li> </ul>
	5	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前7時より、人足60人で境内掃除。</li> <li>・殿内装飾。</li> </ul>
	5	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部正副部長・係長は事務所で準備と事務。</li> </ul>
	5	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・總裁以下總出で準備。</li> </ul>
	5	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増島神社は、一番に到着。78社の御分靈供奉到着。</li> </ul>
	5	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福越神社を先達として、24社が御分靈供奉到着。</li> </ul>
	5	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国津小社水無神社はじめ10社の御分靈供奉到着。</li> </ul>
	5	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・54社が還御。</li> </ul>
	5	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増島天満神社・貴船神社をはじめ他3社還御。</li> <li>・青年団の仁和加・伊勢神楽の余興。</li> </ul>
	5	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各係員の残務整理。午後3時より各係で慰労会。</li> </ul>
	5	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・殿内の器具の整理。</li> </ul>
	5	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏子総代会を開催し残務整理。</li> <li>・臨時大祭招待者の欠席者17人に記念品と菓子を送付。</li> </ul>
	12	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時大祭の決算を報告。総支出額5,380円99銭5厘。</li> </ul>

『神社議員会日誌』「飛驒市行政資料」をもとに作成

## 資料2 畜 分 畜 人 畜 量 年 計 數 清

NO.1

都 市 期	大字	神社名	入庫						出庫						
			5月6日	5月7日	5月8日	5月9日	5月10日	5月11日	5月12日	5月13日	5月14日	5月15日	5月16日	5月17日	
古川町 5時	西町	幡島天御前社	8:35												16:30
	上野	奥原神社		13:35										11:30	
	田代	大庭神社		13:35										16:25	
	豊島	健船神社		13:35										16:30	
	下北条	佐藤神社		13:35										12:10	
	赤内	日枝神社	9:00											10:00	
葛西町 23時	舟町	山王神社					10:00							16:10	
	橋本	山王神社												14:00	
	今	稻荷神社			10:00									8:45	
	八日市	稻荷神社		13:35										10:30	
	山本	小幡神社		12:00										15:00	
	牛久工	旗杆神社		12:00										11:30	
	山瀬町	江瀬神社		15:35										12:00	
	今	江瀬神社		15:35										12:00	
	二日町	伊豆神社			10:00									10:10	
	新町	恵之介神社				8:00								11:30	
	牛沼	猪平神社			10:00									16:05	
	穴村	荒城神社			14:35									15:00	
	新富町	阿多古土神社			10:00									16:00	
	新宿	旗杆神社		10:00										10:00	
	上北原	葛谷神社		8:00										11:00	
	今	加茂神社		8:45										11:00	
	舟山	荒神社				9:00								10:15	
	穂積	山王神社				11:00								16:15	
	長島	白山神社				12:00								16:20	
	今	荒尾神社				12:00								16:20	
	旗杆	旗杆神社				12:00								16:20	
	名瀬	水無神社				12:00								16:15	
小国町 10時	赤	白山神社		12:45										12:00	
	岱町	旗杆神社		12:45										12:30	
	上野	柳树神社		12:45										14:00	
	明治	葛谷神社		14:20										11:00	
	下野	葛谷神社		12:45										14:00	
	岱町	白山神社		12:00										13:00	
	赤内	藤田神社		12:45										15:00	
	岱町	五社神社		13:00										10:30	
	岱町	荒土神社		13:00										12:00	
	岱町	八幡神社		12:00										12:00	

前回2番 分 削 入 仰 葵 深 足 細 選										N.O.2													
番	町	大字	被化番	八月					九月					十月					十一月				
				午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後				
新江戸 7社	御内	高麗白山神社	930																	830			
	今	白山神社	930																	830			
	今	稻本神社	930																	830			
	松原	大鹿神社	1130																	1620			
	大三	高田神社	1530																	1200			
	御前丸	御前丸神社	1330																	1830			
	大高	美高白山神社																		1420			
	今林	御里白山神社	1230																	1420			
	毛田	白山神社	1030																	1420			
	西	金野神社	1230																	1420			
新江戸 別	森之内	白山神社	1230																	1200			
	大寺	白山神社	1030																	900			
	御子室	御明神社	930																	900			
	松代	二井神社	1230																	1930			
	高山	伊太郎御家神社	1030																	1420			
	上山	望岳神社	1230																	1420			
	御内	北洞院神社	1030																	910			
	高	坂下定富神社	1430																	1100			
	毛田	白山神社	1230																	1230			
	下之庄	御朝神社	1230																	800			
吉田郡 阿賀野町	御内	稻本神社	1430																	630			
	毛田	白山神社	1430																	3000			
	大寺	白山神社	1430																	3000			
	山内	白山神社	1030																	1100			
	小曾	白山神社	1430																	1330			
	麻生野	麻生野神社	1530																	910			
	東田	稻本神社	1030																	1330			
	佐野主郎	佐野主郎神社	1530																	910			
	野中主郎	野中主郎神社	1530																	910			
	野重	御朝神社	1430																	1350			
上三河 13社	毛田	白山神社	1730																	800			
	高木	白山神社	1730																	930			
	高木	白山神社	1730																	930			
	高木	白山神社	1730																	930			
	高木	白山神社	1730																	930			
	高木	白山神社	1730																	930			
	高木	白山神社	1730																	930			
	高木	白山神社	1730																	930			
	高木	白山神社	1730																	930			
	高木	白山神社	1730																	930			

## 第2回 分 割 入 手 症 情 記 集 書

8/3

都 市 町 村	大字	神社名	八月					九月											
			5月6日		5月7日		5月8日		5月9日		5月10日								
			午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後							
高知県 16市	長岡村	神明神社	12:00										8:45						
	佐用町	山川神社		13:30									8:30						
	須崎市	須崎神社					22:00						9:20						
	高岡町	高岡神社		12:30							14:00								
	高岡町	高岡神社				16:00							10:30						
	須崎市	須崎神社			23:00								14:30						
	木田村	木田神社	25:15								14:30								
	南国市	山川神社	8:00								12:00								
	大林村	大林神社			8:00							15:00							
	須崎市	須崎神社	10:30								11:00								
高知県 7市	高岡町	高岡神社		14:00									10:30						
	須崎市	須崎神社		23:00									12:00						
	須崎市	須崎神社				14:00							8:30						
	須崎市	(須崎・木ノ下・シタムラモノ)						9:00					9:00						
	土佐市	(須崎・木ノ下・シタムラモノ)					9:00						9:00						
	高岡町	高岡神社(須崎・木ノ下・シタムラモノ)																	
	土佐市	山川神社											12:00						
高知県 12市	高岡町	高岡神社	14:30																
	高岡町	日高神社		22:00							14:00								
	二万石村	神明神社		22:00							14:30								
	七日町	御嶽神社		13:00							14:30								
	須崎市	須崎神社		11:00							14:30								
	須崎市	辻子森神社				16:00							17:00						
	須崎市	須崎神社	25:00																
	須崎市	須崎神社	21:00								14:00								
	須崎市	須崎神社	14:00								13:30								
	須崎市	須崎神社(須崎・木ノ下・シタムラモノ)						9:00					9:00						
大野郡 12村	大野町	大野神社					10:00						10:30						
	上野村	上野神社																	
	上野村	辻子森神社					16:00												
	上野村	須崎神社	25:00																
	井手川村	井手川神社	21:00								14:00								
大野郡 4村	大野町	須崎神社	21:00								13:30								
	須崎村	須崎神社	14:00										12:00						
	大野村	大野神社				10:00							10:30						
	大野村	大野神社																	
大野郡 1村	近藤村	元善神社	14:00								15:00								
	近藤村	水無神社				13:30						16:00							
合計	112村		10	14	7	9	2	4	13	2	6	3	11	10	2	20	37	7	3
			75	16	9	6	13	3	29	13	57	10							

「得分者入選登録結果表」(「東多賀町神社氏族資料」)をもとに作成

資料3 大正12年臨時大祭書類箇中に保管されていた史料名一覧表

N O 1

作成年次	西暦	月	日	作成者	受取者	文書等史料名
1 大正12年	1923	11				臨時大祭書類(總一)
2	1923	2				第7区 第11区 第六号 領收書 本路全員新調 御神輿修繕費寄付金
3 大正12年	1923	5	4	櫻社往吉神社氏子綱代	氣多若宮神社氏子 綱代本店秋寒	書簡
4 大正12年	1923	4	23	武州火薺片販賣社 坂武次外一同	櫻社氣多若宮神社 社務所	書簡
5 大正12年	1923	4	30	村社日輪神社 綱代里住松太郎	櫻社氣多若宮神社 社務所	書簡
6 大正12年	1923	4	27	船津町荒坂區氏子綱代	櫻社氣多若宮神社 社務所	書簡
7 大正12年	1923	4	7	船津町東造山 区長高林信太郎	櫻社氣多若宮神社 社務所	書簡
8 大正12年	1923	5	4	米澤白山神社氏子綱代	櫻社氣多若宮神社 社務所	書簡
9 大正12年	1923	5	2	河合村角川櫻社 新明神社社務所	櫻社氣多若宮神社 社務所	第7区 第11区 第六号 領收書 本路全員新調 御神輿修繕費寄付金
10 大正12年	1923	5	5	横谷区	北若宮神社社務所	書簡
11 大正12年	1923	3	16	櫻玉神社氏子綱代	氣多若宮神社臨時 大祭事務所	書簡
12 大正12年	1923	5	2	櫻社高田神社社務所	櫻社氣多若宮神社 臨時大祭事務所	書簡
13 大正12年	1923	5	24	坂上村西忍村社神明神 社氏子綱代	櫻社氣多若宮神社 社務所	裏書
14 大正12年	1923	5	5	益田郡下呂村櫻社 往吉神社司久津秀一	氣多若宮神社 社務所	裏書
15						印鑑 3個
16 大正12年	1923					報託書
17 大正12年	1923					印影
18 大正12年	1923					封筒 (一つ)
19 大正12年	1923					貯蓄券
20 大正12年	1923					大祭紀念品 (總一)
21 大正12年	1923					永瀬吉郎 裏書
22 大正12年	1923					裏書 (附会)
23 大正12年	1923	5	2	湯村松本往吉神社 氏子綱代	櫻社氣多若宮神社 臨時大祭事務所	裏書
24 大正12年						櫻社氣多若宮神社 臨時大祭事務所 (出次席回答)
25 大正12年	1923					櫻社氣多若宮神社臨時大祭事務事務
26 大正12年	1923					社務所新築費指定書引額
27 大正11年	1922	3				古今庵乃登母加端
28 大正12年	1923					神器振り延弘
29 大正12年	1923					神社創建名 送立除
30 大正12年	1923					神器振り延弘配灘請書 御分靈送立除
31 大正11年	1922					大正拾壹年年度 皆都市三上正之助店
32 大正12年	1923	5	13	神山良助	田辺文三郎 田辺文三郎	御器注文紙会帳類及計算書據込分 櫻社社務所
33 大正12年	1923					係札 (付) 清算目
34 大正12年	1923					係札 (送迄済)
35 大正12年	1923					日勤簿
36 大正12年	1923					大正拾貳年五月 臨時大祭典用諸書類
37 大正12年	1923			古川町櫻社 氣多若宮神社		參照書
38 大正12年	1923					臨時大祭案内状
39 大正12年	1923					大正拾貳年五月 櫻社氣多若宮神社 臨時大祭事務事務
40 大正12年	1923					臨時大祭案内

資料3 大正12年臨時大祭書類中に保管されていた史料名一覧表

41	大正12年	1923			御社氣多若宮神社 臨時大祭事務所	臨時大祭出欠届葉書
42	大正12年	1923				酒券
43	大正12年	1923				大祭に関する令状等の墨書き
44	大正12年	1923	3	22	坂上村小谷 八幡神社・氏子組代	御宿 (大祭参加への断り状)
45	大正12年	1923			丹生川村町方千歳寺 白山神社・氏子組代	御宿 (大祭参加への断り状)
46	大正12年	1923			丹生川村町方千歳寺 氏子組代荒川兵四郎	御宿 (大祭参加への断り状)
47	大正12年	1923			船津町東澤山 紙金山神社・氏子組代	御宿 (大祭参加への断り状)
48	大正12年	1923			坂上村落合 区長岩牧市三郎	御宿 (大祭参加への断り状)
49	大正12年	1923			大庭市三島一郎	氣多若宮神社大祭 事務所
50	大正12年	1923	6	12	玉舎春輝	御宿 (札状)
51	大正9年	1920	1		御社氣多若宮神社 会計部	領收書 牡桂所新樂密附金控 石玉坦寄金押 大正九年春月 大正十二年貳月
52	大正9年	1920	3		御社會計部	賦課印半 寄附金玉坦石接種收還
53	大正12年	1923	5	1		調物帳
54	大正12年	1923	5		臨時大祭殿外施設部	質物帳
55	大正12年	1923	5		御社氣多若宮神社 神楽棚	調物帳
56	大正12年	1923			御社氣多若宮神社 臨時大祭舞殿係	通
57	大正12年	1923	5		御社氣多若宮神社 臨時大祭事務所某女係	通
58	大正12年	1923			御社氣多若宮神社 臨時大祭上納部	物品借入帳
59	大正12年	1923			御社氣多若宮神社 臨時大祭事務所	大祭調査
60	大正12年	1923				通
61	大正12年	1923			大村屋信義森	吉川町監 記
62	大正12年	1923				送り狀
63	大正12年	1923				丸人信入明経書
64	大正12年	1923				支拂アマスル受書
65	大正12年	1923	5	11	送迎係長	請求書
66	大正12年	1923	5	5	横水治八	会計部 記
67	大正12年	1923				記載用
68	大正12年	1923			御社氣多若宮神社 会計部	先遣品通知書
69	大正12年	1923			係長	御品請求書
70	大正12年	1923	5		柳下善左	氏子組代清水文七 殿
71	大正12年	1923			村坂兼造	氏子組代清水様 記 (ねじ切り手間代)
72	大正12年	1923			会計部	送迎係 記
73	大正12年	1923			吉川町氣多若宮神社 事務所	史祿神社氏子組代 中
74	大正12年	1923			御社氣多若宮神社 臨時大祭事務所	墨書き (2枚)
75	大正12年	1923			係長	御品請求書 (未使用)
76	大正12年	1923			御社氣多若宮神社 会計部	先遣品通知書 (未使用)
77	大正12年	1923			御社氣多若宮神社 会計部	大正十二年十一月 臨時大祭領收盡帳
78	大正12年	1923			御社氣多若宮神社 臨時大祭會計部	大正拾貳年五月自六日到十日 解納金及供米費統收入簿底会算及 賑應受渡書
79	大正12年	1923				目録
80	大正12年	1923			臨時大祭各部・係	臨時大祭日誌 (度務部・祭典部・衛生係・電灯並殿外点灯係 ・一般休憩係・運送係・采女係・殿守・殿内点灯係・神靈係 ・神祇係・上納係・用土係・警備係・殿外警衛係・獻僧品係 ・神幸係・儀会準備・御食事酒添・御奉靈道迎係)
81	大正12年	1923	5		会計	第一号 勉納簿 (氣多若宮神社所藏資料) をもとに作成

## 資料4 大祭式典

祭典次第	
第一号令	祭主以下係員一同着後儀ヲ受ク
第二号令	祭主以下一同退場ニ看ク
次	裁主 神主前ヲ參ス (北門 同平伏)
次	大麻 道場ヲ行フ
第三号令	神來起ル
祭主以下一同所定ノ座ニ着ク 神來止ム	
次	所役職者ス
次	所役職者ア祭主ニ達ム
次	祭主前御前ヲ間違ヘシ候ス (北門脇邊官事後儀ヲ參ス)
次	所後儀ア神主ヲ設ク
次	靈廟起ル
次	靈廟前御前女神御ヲ禮供ス 神來止ム
次	後取紙ア神キ説詞禮ヲ設ク
次	所役職生ニ祝詞ヲ達ム
次	祭主祝詞ヲ參ス (北門 同平伏)
二點	神來起ル
次	所役職者ヨリ祝詞ヲ受ク
次	所役職ア神キ玉串奉手ヲ設ク
次	祭主玉串ヲ參手ニ達ム
次	所役職者ヨリ玉串奉手ヲ設ク
次	未吉吉備五串ヲ奉戴件札
次	一四
三點	
次	持盃酒ア神ス (此持神祭 神來前ヲ參ス)
次	持盃ア神ス (此持神祭 神來前ス)
次	進茶
次	獻酒前御前女神御ヲ禮ス 重奏止ム
次	所役職者前ヲ設ス
次	祭主前御前ヲ間違ヘシ候ス
次	所役職者ヨリ御禮ヲ受ク
次	所役職者ヲ設ス
次	神來起ル
次	祭主以下一同退場
神來止ム	

## 資料5 雅楽係日誌

雅楽係	
五月五日	午後四時 祭典次第ノ配布ヲ受ク
	出仕。退出ヲ神樂ヲ奏スルノ趣ハ東側二付正ノ要求シタル結果
	祭祭ノ本式ニ奉シ夜祭ノ略式ア以テ出仕。退出ノ來ハ神樂ヲ奏
	セシムル事トナセリ
	午後六時 会計部ヨリ酒一斗五升、御火百廿五個ヲ受領シ草履十足
	ヲ受領セリ
祭典第一日 午前 五月六日	
	八時 係員黒木藤太郎 布谷友次郎 井西市太 邱 東井作 諸
	所へ出勤 十時小野川たづ子 全上
	伴人 神員出席
出仕 雅楽	
	五音奏
開鑼	曾口(○)(○)酒 (鑼頭)
鼓譟	春鑼(○)(○)(○)
口歌	神京 (○)(○)
敲撃	羅王
退団	八仙急
	午後八時執行 九時四十分終ル
	午後十時係員一同帰宅セシム
出仕 加賀急	
開鑼 伊勢ノ海	
鼓譟 早良州	
口歌 西班子	
退団 納骨利	
	以上第一日午前祭典歎美ノコトニ決ス

午前八時 係員一同出席

第二日

午後二時本学執行二付左ノ通り獻茶請決定

出仕

平早甘瀬

開幕

衣更

就職

入祓

散席

口口

儀舞

天口口

退出

胡蝶茶

第三日

夜祭

午後八時執行

出仕

五常茶

口口

開幕

八雲立

就職

春雲口口

路人口入祓

散席

春日山

儀舞

胡蝶酒吸

退出

柳花酒

伶人之内後藤三四郎欠席ス

午後十時終ル  
十一時明八日午前九時執行ノ通知ヲ受ク左ノ

第三日

五月八日

雨

午前九時

係員一同出席

出仕

太平茶

道行

開幕

神口

青海波

散席

春合季破

退出

祭天茶

午前十時開幕不係

水無神社古川御御者之通知ニ依リ奉迎の為メ九時半迄ニ出席口口

通知シ出仕とて出席車田宅兼ニ於テ獻茶一回  
着社獻茶請子本祭執行

第三日

夜本祭

出仕

老君子

伊勢ノ海

開幕

默頌

北庭茶

儀舞

春日山

散席

竹林

退出

胡蝶茶

午後十時祭典終ル

明日午前九時重祭執行今通知ヲ受ク

第四日

晴れ

午前八時半

係員一日出席

出仕

越天

就職

貢税急

出仕

曾口か奴通

散席

風詠

天口口

儀舞

海青茶

退出

放頭

越天

五常茶

開幕

衣更

早甘瀬

散席

天口口

儀舞



# 天保二年（一八三二）と推定される「定式」を読む

本水 義博

## はじめに

この「定式」は、縦十三センチ、横五十三、五センチの小さな一枚ものである（図1）。昭和四十八年（一九七三）四月、大野政雄氏が『北飛タイムス』に読み下し全文を掲載したこと、世に知られることになった。翌年の「古川祭の変遷」という論文では写真も紹介している。以後、大野氏は古川祭に関する論文や著書に何度もこの「定式」を紹介しており、古川祭を考察する上で非常に重要な資料となっている。

しかし、私自身は長く实物の所在が確認できなかったが、先年飛驒市所蔵の「中村家・上原家文書」を整理中にやつと発見することができた。この「定式」の宛先は「二ノ三丁目 与頭 善兵衛殿」となっているが、「善兵衛」は中村家の第五代または第六代にあたると考えられるが、「善兵衛」は中村家の第五代または第六代にあたるといふことだろ。当時はこの「定式」を読んでも意味がよくわからなかつたが、一昨年から古川祭についての調査に携わるようになり、祭の全容が少し理解できるようになったことで、「定式」に書かれている言葉の意味も段々と理解できるようになってきた。

江戸時代の古川祭資料が少ないために明治時代初期の祭資料と比較しながらの考察になる。天保二年から明治時代初期まで四十年余り経過しているが、これまでの古川祭調査から祭の様相はそれほど大きく変化していないと考えられるからである。

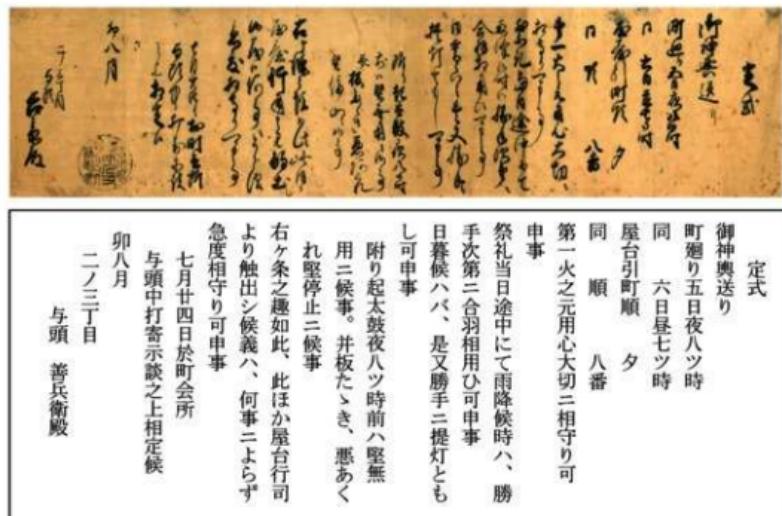


図1 天保2年のものと推定される「定式」(飛驒市蔵「中村家・上原家文書）

## 一 「定式」を天保二年と推定した理由

この「定式」の年代を特定することはなかなか難しい。「卯八月」としか書かれていないからである。しかし、ある程度のヒントはある。

以下、いくつかのヒントを検討しながら、この「定式」を天保二年（一八三二）と推定するに至った理由を述べる。

### （一）屋台巡行に関する取り決め

今のことろ古川祭の屋台に関する資料は、安永五年（一七七六）のもとの（金龜台新造入用金割合帳）が最も古い。その六年後の天明二年（一七八二）には九台の屋台が見えている（林墓『飛驒美屋計』）ので、古川祭の屋台巡行は安永・天明の頃に始まつたと考えられる。

「定式」はその屋台巡行に関する取り決めなので、どんなに早くとも安永・天明期を遡ることはない。また、屋台巡行に関する取り決めで今のところ確認できている最も古い資料は弘化二年（一八四五）の「御神事屋台儀式」であるが、「定式」よりずいぶん丁寧な形式になつていて、ので、「定式」はそれより前のものであることは確かである。

従つて、この「定式」の年代は少なくとも安永五年と弘化二年の間の約七十年にうちに入る。この間の卯年は六回で次の年になる。

- ・天明三年（一七八三）
- ・寛政七年（一七九五）
- ・文化四年（一八〇七）
- ・文政二年（一八一九）
- ・天保二年（一八三二）
- ・天保十四年（一八四三）

このうちどの年なのか。ヒントとなるのは文中の「町会所」（二ノ三三）

丁目「与頭 善兵衛」である。だが、後述するように「町会所」と「二ノ三丁目」から年代を特定することはむずかしい。そのため、ここでは「与頭 善兵衛」をヒントに「定式」の年代を考えることにする。

### （二）与頭 善兵衛

善兵衛は「二ノ三丁目」の与頭（組頭）で、二ノ三丁目とは武之町三丁目のことである。

武之町三丁目で「善兵衛」を名乗つたのは中村家である。中村家は、善吉慶安二年（享保十三年）を初代とし、昭和まで約三百年続いた名家だった。三代常房から八代信夫まで代々「善右衛門」を襲名しているが、この内、五代善右衛門（通平 安永六年～天保十二年）と六代善右衛門（宣文 寛政十年～嘉永六年）は「善兵衛」とも名乗つていた。（古川町史 史料編二 103号「中村家譜」）。また、六代善右衛門は、文化・文政年間の一時期、古川町方村名主加藤氏に代わり名主を勤めた（堀祥岳『中村家・上原家文書目録・近世史料』一〇一 飛驒市）。

この二人が生きた年代は、安永六年（一七七七）から嘉永六年（一八五三）までの間で、候補となる六回の卯年が全部入る。ただし、天明三年と寛政七年は五代善右衛門でもまだ若く（寛政七年で18歳）、与頭（組頭）とするには適当ではない。

「善兵衛」が与頭（組頭）だったことを確認できるのは天保四年（一八三三）（古川町史 史料編二 649号）と天保五年（古川町史 史料編二 653号）の二回だけである。天保二年に「善兵衛」が武之町三丁目の与頭（組頭）だったという確実な証拠はないが可能性は非常に高い。この頃、五代は50代半ば、六代は30代半ばなので、どちらにも与頭（組頭）だった可能性はある。

残る文化四年、文政二年、天保十四年について検討してみる。

このうち、文化四年（一八〇七）の組頭に関する資料はないが、この

年の年齢は五代が30歳、六代が9才である。五代が与頭（組頭）だった可能性はないわけではないが低い。

文政二年（一八一九）については、金龜台組古川祭資料（文政式年卯十二月日 屋台修復金預方勘定留帳）から、この年の式之町武丁目と三丁目の組頭は無雁屋文吉と越前屋藤左衛門であることが確認できることで、文政二年は除外である。

残る天保十四年（一八四三）について、組頭が誰だったかわかる資料はない。ただし、金龜台組古川祭資料で天保十一年と十二年の与頭（組頭）は確認できる。式之町武丁目と三丁目の組頭は、

天保十一年が山下屋権次と無雁屋清四郎（天保十一庚子年八月 新屋台造立規定）、

天保十二年が要次郎と清四郎（天保十式辛丑年閏正月規定 屋台造立月譜錢取帳）である。

しかし、「これによつて天保十四年の与頭（組頭）を推定することはできない。天保十四年は、五代が66歳、六代は45歳である。六代が組頭であった可能性は残る。

以上の検討から、善兵衛が組頭だったのは天保二年と天保十四年のどちらかであると考えられるが、可能性としては天保二年の方が高い。この「定式」を最初に紹介した大野政雄氏は「この『定式』は、天保二年のものと推定される」（古川祭の屋台「北飛タイムス」昭和四十八年四月十五日）と述べているので、私もそれに倣つて「天保二年と推定される」とした。天保二年の可能性は非常に高いが断定はできず、天保十四年の可能性も少し残るという意味での「推定」である。

## 二 「定式」の内容を読む

この「定式」について、大野政雄氏は「後の『御神事屋台儀式』に発展する前の資料として貴重」（北飛タイムス 昭和四十八年）であるとして、その重要性を強調している。

そこで、この「定式」に書かれている事項について、不十分ながらも読み解いてみたいと思う。江戸時代の古川祭資料が少ないので、祭の様相がそれほど変わっていないと思われる明治初期の資料を使いながら項目を設けて読み解き、「定式」の全容をつかみたい。

### （一）「御神輿送り」

#### ① この頃の御神輿

氣多若宮神社には現在二体の神輿があり、うち一体は万治二年（一六〇〇）に高顯院（高山藩四代藩主金森頼直の妹）が寄進したものとされている（図2）。

もう一体の御神輿は明治三年（一八七〇）の新築

の「定式」を最初に紹介した大野政雄氏は「この『定式』は、天保二年のものと推定される」（古川祭の屋台「北飛タイムス」昭和四十八年四月十五日）と述べているので、私もそれに倣つて「天保二年と推定される」とした。天保二年の可能性は非常に高いが断定はできず、天保十四年の可能性も少し残るという意味での「推定」である。



図2 高顯院が寄進した御神輿

（気多若宮神社）

② 御神輿行列

御神輿がどのような行列を組んで町場へ入って来たかを確かめる江戸時代の資料はない。最も古いものは明治五年（一八七二）の「氏神御祭典式萬格記」（飛騨市蔵）にある「御神輿順列」（図3）である。御神輿を挟んで旗が五本（御神号旗と四神旗）、猪子（獅子）、遠見、榦、神楽のほか神主が付き添っている。一番最後に「奥丁」とあるのは御神輿を担ぐ人のことである。

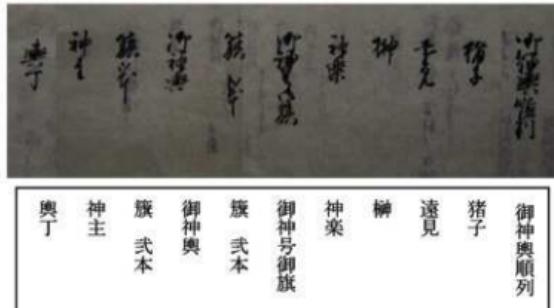


図3 明治5年の御神輿行列（飛騨市蔵「明治5年氏神御祭典式萬格記」）

現在の神輿行列と比べて非常に簡素で

あるが、現在も受け継がれているものばかりである。

猪子（獅子）、榦、神楽は現在気多若宮

神社のある上気多の宮本組が担当している。当時は遠見、旗持ち、御神輿担ぎも含めて宮本組が担当していたのかも知れない。天保二年頃の御神輿行列も、明治五年とそれほど変わっていないのではないかと思つている。

③ 「御神輿迎え」と「御神輿送り」

「定式」には「御神輿送り」しか書かれていないが、「御神輿迎え」もあつたはずである。与頭善兵衛には「御神輿迎え」の役は与えられず、「御神輿送り」の役が与えられたということだと思つ。

江戸時代の古川祭について定めた「御祭事屋台儀式」や「御祭事屋台儀式」がいくつか残っているが、そこには「御神輿迎え」や「御神輿送り」のことは記されていない。しかし、明治初期になると「御祭事屋台規式」や「氣多若宮神社例祭附則」に具体的に記されるようになる（表1）。

明治二年（一八六九）の「御祭事屋台規式」に初めて御神輿迎えが登場する。翌三年の『上北村後風土記書き上げ（下巻）』（古川町史 史料編二、498号）には「（御神輿を）御迎のときは町長等つかえ奉り、御送りの折も同じ」と記され、御神輿の迎えも送りも町長（まちおさ）組頭のことと思われる）が行つてていることがわかる。

「御祭事屋台規式」などにもつと細かく記載されるようになるのは明治四年（一八七一）からで（表1）、その年の御神輿迎えについては「十九日前第八時、惣代之内両三人為御迎東岡江罷越、御神輿警衛仕御旅所江出張ニ相成候」と記されている。すなわち、惣代の内、二、三人が御神輿を迎えて東岡（神社のある地名）へ行き、警衛しながら町場の御旅所へ迎え入れることである。この場合、惣代とは組頭のことと指すものと思われる。

明治九年（一八七六）以降、迎えの人数が増えて「組長一同」となる。それまで二、三人だったものが、町場の十人の組長全員で神社へ御神輿を迎えて行か、警衛しながら御旅所まで迎え入れるわけである。

年	御神輿迎え	御神輿送り
天保2（1831）	記述なし	御神輿送り
弘化2（1845）	記述なし	記述なし
弘化3（1846）	記述なし	記述なし
嘉永5（1852）	記述なし	記述なし
安政2（1855）	記述なし	記述なし
安政5（1858）	記述なし	記述なし
明治2（1869）	5日（御神輿を）組々より御出迎ひ警固仕り	記述なし
明治3（1870）	記述なし	記述なし
明治3年『上北村後風土書き上げ』「（御神輿を）御迎のときは町長等つかへ奉り、御送りの折も同じ」		
明治4（1871）	19日前第8時懇代之内両三人為御迎東岡江罷越 御神輿警衛仕御旅所江出張二相成候	21日前8時御神輿還御之節者懇代一同附添警衛可致事
明治5（1872）	5日九時組頭之内両三人為御迎杉本江罷越御神 輿警衛仕御旅所江出張二相成候	7日前朝御神輿還御之節ハ役前一同附添警衛可致事
明治7（1874）	19日前12時半頃之内三、四人為御迎東岡へ罷越 御神輿警衛仕御旅所へ御神幸ニ被相成候	21日前朝御神輿還御之節ハ役前一同附添警衛可致事
明治8（1875）	19日前12時組代井当番之内両三人為御迎確定時 氣多若宮江罷越御神輿警衛仕御旅所へ出張二相成候	21日前朝御神輿還御之節ハ役前一同附添警衛可致事
明治9（1876）	19日前第8時懇代一同為御迎東岡へ參候。御神 輿警衛仕御旅所へ出御相成候	21日前8時御神輿還御之節ハ懇代一同附添警衛可致事
明治11（1878）	19日前第8時組長一同為御迎東岡江参候。御神 輿警衛仕御旅所へ出御候	21日前8時御神輿還御之節ハ組長一同井ニ当番 附添警衛可致事
明治12（1879）	19日前第8時組長一同為御迎東岡江参り。御神 輿警衛仕御旅所へ出御候	21日前8時御神輿還御之節ハ組長一同井ニ当番 附添警衛可致事
明治13（1880）	19日前第8時組長一同為御迎東岡江参り。御神 輿警衛仕御旅所へ出御候	21日前8時御神輿還御之節ハ組長一同井ニ当番 附添警衛可致事
明治14（1881）	19日前第8時組長一同為御迎東岡江参拝シ。御 神輿警衛仕御旅所江出御候	21日前8時御神輿還御之節ハ組長一同井ニ当番 附添警衛可致事
明治15（1882）	18日前第8時組長一同御迎ニ東岡へ参り。御神 輿警衛仕御旅所へ御着之上	20日前第8時御神輿還御ノ際各組長及当番附添 上氣多組境マデ奉送シ。上氣多組ハ三番叟。主事 尚組ニテ警衛可致事
明治16（1883）	18日前第8時組長一同御迎トシテ東岡へ参拝 シ。御神輿警衛仕御旅所江出御相成候	20日前第8時御神輿還御ノ際各組長当番一同附 添ヒ幕社新道迄奉送可致事
明治17（1884）	前祭19日前10時組長一同参拝 御神輿御旅所 渡御19日午後2時各組長交番警衛	神輿上氣多組へ渡御 21日前9時 市中組長一 同上氣多組境マデ奉送
明治18（1885）	前祭19日午前10時組長一同参拝 御神輿御旅所 ～渡御19日午後2時各組長交番警衛	神輿上氣多組へ渡御 21日前9時 市中組長一 同上氣多組境マデ奉送
明治19（1886）	前祭17日前10時組長一同参拝 神輿御旅所工 渡御19日午後2時各組長交番警衛	神輿上氣多組へ渡御 19日午前7時 市中組長一 同上氣多組境マデ奉送
明治20（1887）	前祭16日前10時組長一同参拝 神輿御旅所へ 渡御16日12時各組長交番警衛	神輿上氣多組境マデ奉送

表1 御神輿迎えと送り 〔資料の出典〕弘化2年、3年「御神事屋台儀式」、嘉永5年、安政2年、5年は「御祭礼屋台儀式」、明治2年～明治13年、15年、16年は「御祭礼屋台規式」、明治14年は「御祭礼規定」、明治17年～20年は「氣多若宮神社御祭禮規則」

「御神輿送り」については明治三年（一八七〇）の『上北村後風土記書き上げ』（下書）に「御送りの折も同じ」と記されているので粗頗などが御神輿送りに出役したことがわかる。以後、毎年の「御祭礼屋台規式」や「気多若宮神社例祭附則」に「御神輿送り」と記載されるようになる（表一）。

注目したいのは、明治十五年（一八八二）で、この年の「御祭礼屋台規式」には「上気多組境迄奉送シ」、三番夏組と主事組は上気多組内の御神輿巡幸に付き従つことが記されている。ただし、この条項はこの年だけで、以後組長一同は上気多組の境まで御神輿を送つて行くだけにならる。

問題は、江戸時代も含めた明治十四年以前はどこまで送つて行つたかということである。実は、古川祭の三日目は上北村（上気多）の祭で、御神輿は三日目の朝町場の御旅所を出御するが、そのまま神社へ帰るのではなく、上北村（上気多）内を巡幸する。従つて、町場の組頭などがすつと御神輿に付き添うのは不自然な面がある。  
推測の域を出ないが、明治十五年以前も上気多組の境までしか御神輿を送らなかつたのではないかと思つてゐる。

二二「町廻り五日夜八ツ時

同六日昼七ツ時

町廻りに関しては江戸時代後期

御神事屋台儀式

古儀式」や明治時代初期の「御祭

古屋吉輔

二、明治五年（一八七二）

「氏神御祭典定式萬格記」之上

て町廻りの内容が明らかになる

(図4)。

明治五年（一八七二）の「町廻」

ウは吉祭日目の八月五日

真かツ時（十二時）から三日目の

四十奇聞、二奇聞交代で行つ

町廻りを担当したのは十二

人の組頭と二人の行司で、二人ま

たは三人一組になつて、組頭は三

回すつ、行司は一回すつ出役して

卷之三

三四十年前の天保二年（一八三

のと考えられる。武之町三丁目

の与頭（組頭）であつた善兵衛は、

の与頭（組頭）であつた善兵衛は、

図4 明治5年の町廻り（飛騨市蔵「明治5年氏神御祭典式萬格記」）

祭一日目の八月五日夜八ツ時（午前二時頃）と祭二日目の八月六日丑七ツ時（午後四時頃）に町廻りの役を担つたということであろう。八月五日夜八ツ時は祭の実態から六日の午前二時頃のことだと思われる。町廻りは二回なので、明治五年の三回より少ないと、天保二年にも二回した町廻りが組頭を中心に行われていたのである。

明治五年の町廻り表の最後に、「右之刻限相組之通り無怠慢町端隅々火元用心万端心ヲ付相廻り可申候事」（図4）と記されているので、町廻りの一番の目的は「火元用心」であったことがわかる。天保二年の「定式」（図1）にも、「第一火之元用心大切ニ相守り可申事」と記されており、祭礼中の火の用心には特別の注意が払われたことがわかる。

図5は、古川祭に関する最も古い証文で、元禄八年（一六九五）のものである。祭礼を例年通り実施することを許可していただいたことへのお礼を述べた後、火の用心を堅く守り、喧嘩口論や博奕諸勝負一切させぬよう祭礼中は油断なく見廻ると記されている。すでにこの頃から祭礼中の町廻りが行っていたことがわかる。組頭による組織的な町廻りがいつごろから行われるようになったかは不明だが、元禄八年（一六九五）に行われていた町廻りが、百三十六年後の天保二年（一八三二）には見事に組織化され、さらに四十一年後の明治五年（一八七二）にも強化された形で続いているのである。古川祭の有様は、江戸時代後期にはほぼ確立され、大きく変わることなく明治時代に引き継がれていると考えることが出来そうである。



図5 元禄8年「差上ケ申証文之事」(個人蔵)

差上ケ申証文之事  
一古川郷上北村杉本明神祭礼先規之通り八月十六日より同十  
八日迄、当年祭社度旨奉願候處に其通被仰付難有奉存候。  
然上者火用心堅仕、其外喧嘩口論無之様に仕、勿論博奕諸  
勝負一切為致申間敷候。尤拙者共儀、祭礼之中見廻り無油  
断申仕候。為其証文差上ケ申候。仍如件。  
伊奈半十郎様  
御役人衆中

元禄八乙亥八月三日

肝煎 九兵衛  
亦七郎 次右衛門  
組頭 祢宜

(三) 「屋台引町順 タ

同 順 八番」

祭礼中、各屋台は列をなして町場を巡回し、名主や組頭などの家の前で芸（からくりや子供歌舞伎など）を行った。このことは天保二年（一八三二）より五十年近く前の天明二年（一七八二）の記録にも見ることができる。近江の俳僧林算が書き残した紀行文「飛驒美屋計」である。

古川祭は八月六日なり。引き山九ツあり。是もやたいといふ。此祭ハ杉本明神の氏子也。御本地天照太神といふ。祭の日深見亭の前に引き山の芸などあり。又深見より御輿にそなへ物あり。神主兩人つき来りて、いろいろの式あり。

〔古川町史 史料編二 793号〕

また、「同 順 八番」は、式之町武丁目と三丁目が共同で所有する金龜台の屋台順が八番目ということである。天保二年（一八三二）に屋台が何台あったかはわからないが、天明二年（一七八二）にすでに九台の屋台があつたことから考えて、それと同じかそれ以上の屋台があつたものと思われる。

(四) 「祭礼当日途中にて雨降候時ハ、勝手次第二合羽相用ひ可申事。日暮候ハバ、是又勝手二提灯ともし可申事。」

ここで重要なのは「勝手次第二」「勝手二」という言葉である。祭礼中に雨が降つたら屋台組の判断で合羽を用いても良い、日が暮れたら屋台組の判断で提灯を灯してよいということである。

この二つは特例で、それ以外のことはこの年の町場の祭を取り仕切る屋台行司（後の主事）の指示に従うことが求められた。「定式」の最後の方に「此ほか屋台行司より触出シ候義ハ、何事ニよらず急度相守り可申事」と記されているのはそのためで、祭を支障なく運営するために屋台行司には強大な権限が与えられていた。

(五) 「附り起太鼓夜八ツ時前ハ堅無用ニ候事。井板たゝき、悪あくきあがる。れ堅停止ニ候事。」

今のところ確認できる「御神事屋台儀式」で最も古いものは弘化二年（一八四五）に作成されたもので、そこには屋台巡回の町順とともに組頭前で芸を行ふことや屋台順も記されている。

こうした資料から判断して、天保二年「定式」にある「屋台引町順タ」は、式之町三丁目組頭の前を屋台が通るのは（八月六日）夕方で、そこで屋台の芸が行われる予定であることを示している。

起し太鼓に関する初出資料である。前述の天明二年（一七八二）「飛驒美屋計」には屋台が九台あつて芸をすることが書かれているが、起し太鼓のことはまったく触れていない。大野政雄氏は「起し太鼓は廻つたのかかもしれないが、まだ特筆されるほど著しい祭事ではなかつたのだろう」と述べている（大野政雄「古川祭の起し太鼓」「北飛ニュース」昭和五十三年四月十五日）。

しかし、それから約五十年後の天保一年（一八三二）の「定式」に、わざわざ「附り」として起し太鼓を規制しなければならないほど大きな行事になっていたと考えられる。

規制の一つ目は「夜八ツ時前ハ堅無用ニ候事」である。夜八ツ時（午前七時頃）より前は起し太鼓を禁止ということなので、それより早い時

間から起し太鼓が独自に行動するという実態があつたのだろう。

規制の二つ目は「板たゝき、悪あくれ堅停止ニ候事」である。起し

太鼓だけでなく、板をたたいたり、悪ふざけ（悪あくれ）をしたりする行為が目に余るようになつたようである。本来、起し太鼓は祭礼当日氏子を眠りから覚まし、祭の開始を告げる合図としてたしかれた。重要な祭礼行事の一つで、御神輿や屋台の動きと連動して行われるものであつたが、起し太鼓の勝手な振る舞いが多かつたことを物語ついている。しかし、こうした規制にもかかわらず、その後も問題が相次いだようである。

安政二年（一八五五）の「御祭礼屋台儀式」には、わざわざ「起し太鼓

之義、行司屋台之外より決而出申間敷候事」と書いた紙を表紙の裏に貼り付けている（郷土文化 古川祭 昭和二十八年）。行司屋台（後の主事）以外は起し太鼓を出してはいけないという意味だが、それぞれの屋台組の太鼓が勝手に行動していたという実態があつたと思われる。

明治時代になつてもこうした規制がたびたび行われる。明治七年（一八七四）の「御祭礼屋台儀式」には、「起し太鼓ハ年行司組ヨリ外丁ハ決而出申間敷候。勿論市中一通り廻り候ハバ、夜明ニ相成位ニ出し、猥之儀無之様可致事」として起し太鼓の規制を行つてある。本来は年行司組（後の主事組）だけが起し太鼓を出すことができるのに、それ以外の組からも起し太鼓が出て統制が取れなくなつてゐる実態が浮かびあがる。しかも、起し太鼓は原則として夜明け前には引き上げることになつ

ていたが、それを無視して太鼓を打ち鳴らすという実態があつたのだろう。起し太鼓が祭を構成する主要な行事として形を整えるまでにはこうした規制がたびたび行わられたのである。

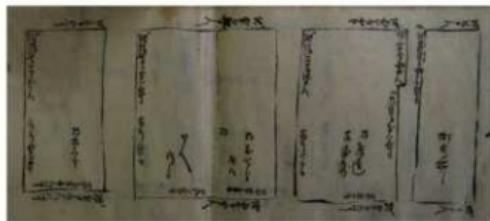
#### （六）「町会所」

「町会所」は、今のところこの「定式」が初出資料である（『飛驒古川歴史をみつめて』）。

「与頭（組頭）が集まって相談し、「定式」をまとめた場所が「町会所」であったことがわかる。町会所は町場の組頭中の拠点として明治初期まで続いたが、その場所についてはこれまでよくわからなかつた。

ところが、最近になつて「中村家・上原家文書」（飛驒市蔵）の中に次ページのような絵図（図6）があり、「町会所」は武之町にあつた可能性が出てきた。

しかし、「町会所」と書かれた地所は、奥行は12間5尺5寸（約23メートル）もあるが、表口が三尺（約90センチ）、裏口が四尺（約120センチ）しかない。建物を建ててにはあまりにも狭い。しかも、左三ヶ所の地所には表口のところに「家〇間〇尺」などと書かれていて家がついていたことがわかるが、「町会所」と記された地所には家の存在を示す記述がない。従つて、ここは「町会所」が所有する土地であつて、建物はなかつたとも考えられる。



「町会所」と書かれた地所は、表口「地三尺」、裏口「地四尺」、奥行「地拾式間式尺五寸」と書かれている。

図6 武之町の絵図(『中村家・上原家文書』 飛騨市編)

「町会所」の存在と場所を示す資料がほかにもある。古川祭の御神輿を先導する屋台の進行ルートの中に「町会所」という場所が出てくるのである。明治七年（一八七四）の「御祭礼屋台規式」には次のように記されている。

（屋台は）武之町を引上り大区長殿前相済し、次に町会所二面副長半頭等役前相済し、祠官殿前相済し候ハバ武之町上り・・・まず、「大区長」は、筑摩県第二十九大区の大区長後藤重泰のことである。自宅は武之町にあった。さらに「祠官」とは河合賀一郎のことと思われる。河合氏も武之町の住人であった。屋台進行ルートでは町会所は後藤

町会所

（個人宅）

（個人宅）

（個人宅）

### （七）二ノ三丁目

「二ノ三丁目」とは武之町三丁目のことで、天保二年の与頭（組頭）は善兵衛であった。この頃、古川祭を構成する古川の町内は十二あり、それぞれに組頭がいた。それぞれに組頭がいた。

- ・志之町（志丁目、武丁目、三丁目、四丁目）
- ・武之町（武丁目、三丁目、四丁目）
- ・三之町（三丁目、武丁目）

### ・向町

いつから「〇丁目」と呼ばれるようになったかはわからないが、古く

は寛政八年に「二ノ壱」「二ノ二」「武ノ三」「二ノ四」の町名が見える

（『古川町史 史料編』202号）。また、明治二年にも「武ノ町壱丁目」「武ノ二丁目」「武ノ三丁目」「武ノ四丁目」とある（『古川町史 史料編』171号）。

明治六年（一八七三）に「武丁目」と「三丁目」が合併して「武之町

大区長宅と河合祠官宅の間にあることになるので、武之町にあつたことは間違いないよう思うが、場所が特定できない。図6の絵図にある「町会所」の場所とも微妙に違う感じがする。

中組」となるまで武之町三丁目という名称が使わされてきた。

ちなみに古川祭の屋台はこの町内ことに一台ずつ所有されているが、  
堀之町武丁目と三丁目、武之町武丁目と三丁目はそれぞれ合同で一台の  
屋台を所有していた。従つて、屋台は全部で十台である。

### おわりに

最初にこの「定式」を見た時、残念ながらほとんど意味が分からなか  
つたが、古川祭の調査が少しずつ深まるにつれて、内容が見えてくるよ  
うになった。とりわけ、明治五年（一八七二）の『氏神御祭典定式萬格  
記』に出会ってからは一気に理解が進んだ気がする。天保二年の内容が  
明治五年にもそのまま通じたからである。実は明治五年は天保二年から  
四十年しか経っていない。その間、祭りの実相にそれほど大きな変化が  
なかつたのだと思う。というより、古川祭の仕組みはもう天保二年には  
かなり確立されていたと考えた方が良いかも知れない。

# 古川祭史編集委員会の経緯

はじめに

飛騨市では、古川祭が二〇一六年度にユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機に二〇一七年度より古川祭の変遷を調査し、記録に残す作業を行ってきた。その転換期は二〇二一年である。当該年度より打ち合わせ会議、次年度より古川祭史編集委員会を月一回程度実施し、各台組等の協力員を通じて借用した史資料の調査を確実に進め、その蓄積を各台組への資料調査報告会や市民講演会で公開してきた。本事業の主体は飛騨市教育委員会事務局であり、調査主体は古川祭史編集委員会（以下、委員会という）である（資料二）。

本稿では、現在の方向性に定まった二〇二一年から二〇二三年一二月までの事業と検討事項の経緯について報告したい。

## 一、事業に至る経緯

古川祭の起し太鼓・屋台行事は、飛騨市古川町に所在する気多若宮神社の祭礼に関わる行事である。毎年四月一九・二〇日に執行される。一九七一年九月、「古川祭」として記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択され、一九八〇年一月一八日に国重要無形民俗文化財に指定された。保護団体は、古川祭保存会である。

文化財としての特徴は、「一九・二〇日の兩日にわたり神輿の渡御に合わせて二二台組の氏子が行列し、九台の屋台が曳きそろえられる「屋台行事」、また一九日の夜間に太鼓を打ちながら町内を練り歩く「起し太

## 三好 清超

鼓」である。江戸時代後期に発達した祭屋台の形態をよく備え、この種の祭礼行事の代表的な事例の一つとして、国重要無形民俗文化財に指定されている。

このような保護の経緯を持ち、町内の氏子等においては、今も昔も変わらず一年の中心におかれる行事である。この祭礼行事が二〇一六年には「山・鉾・屋台行事」の一つとしてユネスコ無形文化遺産代表一覧表に記載された。飛騨市では、この動きに連動し、無形民俗文化財としての現在までの変遷を記録した「古川祭史」の編纂を行なう方針が固まり、事務局を教育委員会事務局文化振興課とした。その後、担当職員に中齋洋平と田端徳弘（二〇二二年度）を採用した。また、二〇二〇年の『飛騨市総合政策指針』では「ユネスコ無形文化遺産登録された古川祭の史実調査・研究を推進」するとした。  
<https://www.city.hida.gifu.jp/uploaded/attachment/9857.pdf>。

## 二、事業の経緯

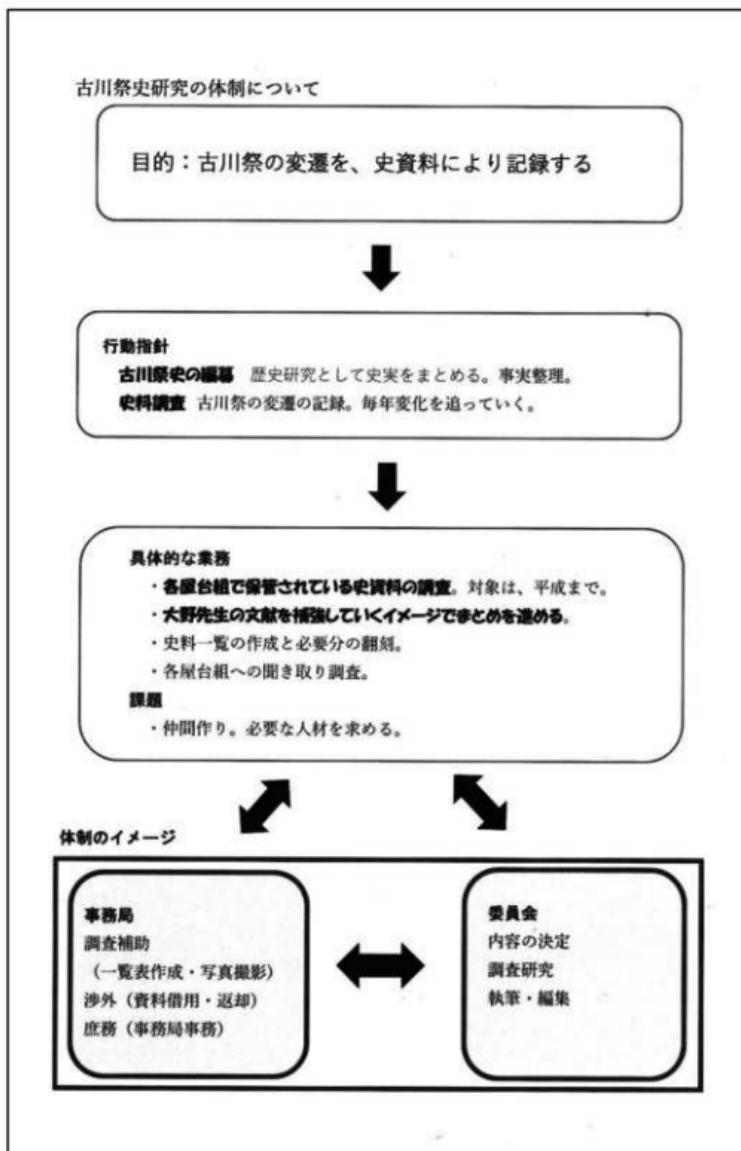
### （一）古川祭研究事業にかかる打ち合わせ会議

二〇二一年三月より二〇二三年三月まで、委員会の候補メンバー一出席いただき九回の打ち合わせ会議を行った。

第一回（三月一五日）二〇一七年に古川祭研究事業について打合せを行つてから現在までの経緯について説明し、『（仮称「古川祭史」）の刊行に向け、委員会を設立して進めたいと説明した。出席者からは、「これまでの事業の進め方について改めるよう意見があり、舵取り役を担う人物を委員長として決定すべき」と意見があった。

第二回（四月七日）古川祭史の編集方針について審議した（資料二）。今後の進め方について福井重治氏・本永義博氏に事前に相談

## 資料1 古川祭史研究事業の体制



## 資料2 『(仮称) 古川祭史』の概要と編集方針

### 『古川祭史』の概要

事業年度：2021準備、2022～23調査、2024執筆・刊行

#### ●『古川祭史』発刊の目的

江戸時代にほぼ現在の形が出来上がり、今まで続いている古川祭。古川の方々の生活変化に合わせ、徐々に形態を変容させながら守り伝えられてきた。また、全国的には「(前略)江戸時代後期に発達した祭屋台の形態をよく備えており、(中略)この種の祭礼行事の代表的な事例の一つ(後略)」という価値も有し、国重要無形民俗文化財に指定され、ユネスコ無形文化遺産を構成する祭りの一つと評価されている。

以上のような背景を踏まえ、具体的な史資料を明示しながら、今日の形態に至った由来と内容を適切に把握できる記録を作成する。それにより、現在の市民と情報を共有することに加え、未来の市民とも内容を共有することができる。

大きな目的としては、

- 1) 大野政雄氏の文献を補強していくイメージで進め、記録を共有。
- 2) 各台組、町内(個人)、神社などで保存管理されている史料の把握。
- 3) 古川祭の現状に至る変遷を把握する。

#### ●調査の方針と体制(案)

①古川祭の研究史の整理→明らかになっていること、積み残しの把握。

②歴史的証言(聞き取り調査)及び屋台藏所蔵史料の把握調査。

現在の祭の動きを認識して、平成元年以降の変遷を把握。

その過程で、台組に協力体制を求め、事業趣旨を周知し、浸透させたい。

→図1 調査体制のとおり。今年度のうちに事業周知を目指す。

③気多若宮神社の歴史

④近世・近代・現代の古川祭についての史資料の整理

→平成元年と比較する形で令和5年の姿を記録する。平成元年以降の変遷を知る。

⑤起し太鼓行事の変遷

⑥屋台行事の変遷

⑦祭礼行事の記録

→これまで神輿など祭礼行事全体に関する記録が抜けている。

40ヶ所で祝詞をあげるのは他の同規模の祭礼では見られない。

金森時代から領主の厚い庇護を受けている。棟札や船馬も調査対象とする。

⑧史料の把握

#### ●資料集の作成

神社や各台組等で収集してきた史料一覧表を作成し、写真撮影を行う。

収集した史料を基にした史料の分類。

古写真的收集。

→『平成元年の古川祭』で撮影した写真。飛騨市役所の広報担当が所蔵する写真。『懐かしの古川』で収集した写真。新たに写真を撮影する。市中文書の所在を出来る限り確認したい。

#### ●執筆要項(細かいところの考え方を今後委員会で相談)

章、節、項の順。

版の大きさ→A4で良い?

横組みで良い? 資料集は縦書きで良い?

現代仮名遣いによる口語体、常用漢字の使用(固有名詞はこの限りではない)

句読点「、」「。」

算用数字の使用

して会議に詰るスタイルをとることとなつた。

第二回（八月一八日） 市長より改めて方針の説明を行つた。そこでは「ユネスコ無形文化遺産登録（を契機として）（中略）研究事業をしつかりやりたい。それから古川祭を世の中の皆さんに紹介する」事業の一環として、飛驒古川まつり会館のリニューアル・街中の電線地化と合わせた三本柱の一つとして古川祭史研究事業を位置付けている旨を述べられた。さらに具体的には、古川祭を変化の歴史と捉え、「過去の

変化をきちんと歴史として資料としてまとめ上げることを行いたいと述べられた。出席者全員、事業の趣旨について賛同を得た。また、体制について審議され、福井氏・本永氏に陣頭指揮を依頼することとなつた。

第四回（九月一〇日） 今回の会議により、審議は福井氏により進行されることになった。会議では調査の方針と内容について審議され、台組所蔵資料以外に個人所有の資料についても調査できるよう、広く協力が得られるような体制が求められた。また、「平成元年の古川祭」で使用した写真なども所在を確認するよう意見があつた。

第五回（一〇月一五日） 前回に引き続き調査の方針と体制について協議された。また、各台組に資料調査を行うために、総代と区長への説明会を実施すること、また借用資料については全て写真撮影を行い、一覧表を作成する方針が示された。

第六回（一月一五日） 資料調査協力依頼は一月に行うこととする。各台組には協力員の他に写真係を求める、撮影計画をたてる、こととなつた。

第七回（二月二〇日） 総代や区長への説明会を一月二四日に行うこととなつた。写真撮影は、台組・神社へ依頼し、区長には資料調査の協力を依頼することとなつた。

第八回（二月一八日） 古川祭史作成にかかる説明会の結果を報告した。新年度から本格的に委員会として活動するにあたり、設置要綱について意見交換した。

第九回（三月二二日） 古川祭史編集委員会設置要綱の確認を行つた。現状では委員会は六人構成であるが、今後増員について検討できるよう、その都度依頼していくようにする。福井氏より、書籍の内容・構成等について案が示された。

## （二）古川祭史編集委員会

正式に古川祭史編集委員会を発足させた（資料三・四）。以降、二〇一二年一二月までに第一回の委員会を開催している。

### ・二〇一二年度

第一回（五月十一日） 委嘱状の交付。委員長に福井氏、副委員長に本永氏を選出した。データの保存について、通常作業用にハードディスクと長期保存用にブルーレイディスクへの保存を事務局案で提案し、今後も検討課題があると認識しながら今の体制で進めることになった（資料五）。また、祭史のサンプルとして、各委員が所属する台組に関する資料を作成し、次回に全体を統一する議論を行うこととした。さらに、各台組から協力員を選出してもらい、調査写真の撮影等の協力を依頼することとし、五月三〇日に協力員説明会を実施することとした。

第二回（六月一十八日） 三年かけて通史、別立てで令和五年の古川祭、資料編を作成という方針を確認。撮影対象を「平成元年の古川祭」に掲載していない片付けの事務や夜祭、付け太鼓縛り等も入れることとし、撮影計画を確認した。

資料3 飛驒市古川祭史編集委員会設置要綱

飛驒市古川祭史編集委員会設置要綱

(設置)

第1条 古川祭の一連の祭事や歴史、由来を調査研究し、古川祭史を執筆、刊行するため、飛驒市古川祭史編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、古川祭に関する次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 古川祭の現状の調査、研究
- (2) 古川町内に残る古文書等の調査
- (3) 古川祭史の執筆、刊行
- (4) 前各号に定めるもののほか、古川祭の調査研究に必要となる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名するものとする。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委員長が特に認める場合は、この限りでない。

(謝礼等)

第7条 委員の謝礼及び費用弁償は、飛驒市意見聴取等のための各種委員会等委員の謝礼及び費用弁償の支給に関する基準（令和2年飛驒市訓令第20号）の定めるところによる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会事務局文化振興課に置く。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

#### 資料4 飛驒市古川祭史編集委員会名簿

駒 侑記扶	飛驒市古川町	市内有識者	
直井 隆次	飛驒市古川町	市内有識者	
福井 重治	高山市	有識者	委員長
茂住 修史	飛驒市古川町	市内有識者	
本永 義博	飛驒市古川町	有識者	副委員長
森下 純雄	飛驒市古川町	市内有識者	

#### 資料5 古川祭史編集事業におけるデータ保存について

### 古川祭史事業に関する調査データの保存について

#### ①通常業務のデータ保存

普段の業務は、歴史文化調査室のハードディスクに保存していく。

このハードディスクへの保存は一時利用という考え方。

(想定されるデータ)

- ・史料写真データ
- ・古写真スキャンデータ等

※資料写真の撮影は、文字だけでなく上野端まで移るように意識する。

#### ②データの複製

ハードディスク内のデータで、資料写真等の画像データは整理された段階で複製を作成。

画像データを整理した段階で、長期大量データ保存が可能なM-DISCへ。

M-DISCへの複製も、正副2枚を作成。この作業は教育委員会事務局で行う。

1枚は歴史文化調査室、もう1枚は教育委員会事務局で保管。

この段階で、資料写真等の画像データは、歴史文化調査室のハードディスク、歴史文化調査室のM-DISC、教育委員会事務局のM-DISCの3つに複製がある状態。

#### ③データの利用と保存

歴史文化調査室の業務で資料写真等の画像データを使用する場合は、ハードディスクのデータを使用する。

M-DISCは通常のPCで読み込み可能。委員の皆さんでデータ確認が必要な場合など、歴史文化調査室のM-DISCそのものをやり取りする。

教育委員会事務局のM-DISCは、保存用とする。

第二回（八月二日） 各台組の協力員への依頼内容の確認。本の構成を説明しながら撮影ポイントを説明することとする。今後、資料を借用した台組への説明会と、市民を対象とした調査報告会、協力員への説明会を開催していくこととする。

第四回（九月六日） 借用資料の返却の際に台組へ報告会を行う。報告会では事務局より借用資料の点数等の事実報告、委員長・副委員長から資料から判明したことの報告、最後に最も大切なこととして意見交流を実施し、実態を開くこととした。時期は、すでに借用している金亀台は十月、龍笛台は十一月に開催し、あとは二ヶ月に一回程度のベースで行うことと決定した。また、市民向けの講演会は一月に開催し、半年に一回程度のベースで成果を公表していくこととした。

第五回（一〇月三日） 龍笛台組への調査報告会の内容を審議。各台組へ降雪前に連絡を取り、資料借用の段取りを行うこととした。気多若宮神社の文書を大量に借用し、時間を要することを報告した。

第六回（一月四日） 一〇月二三日に実施した金亀台組報告会の振り返りを行い、龍笛台組報告会の報告内容を確認した。また、協力員説明会を二月に行うこととし、協力員による撮影写真の著作権については、教育委員会に譲渡してもらう方向で調整することとした。

第七回（二月一日） 一月七日に実施した龍笛台組の報告会の振り返りを行った。協力員説明会の報告内容について、協力員撮影の写真を「令和五年の古川祭」と「古川祭史」に使用すること、著作権譲渡書の内容を審議した。また、市民講演会を一月中旬か二月上旬に古川町公民館か飛驒市文化交流センターで実施することとした。事務局からの状況報告として、市中文書と三区有文書の調査状況を報告した。

第八回（一月一日） 一月二三日に実施した協力員説明会の振り

返りを行った。そこでは、各台組への協力について前向きに受け取っていたが、起し太鼓主事としても依頼する必要が語られ、玄武組宛にも改めて依頼することとした。事務局からの状況報告として、麒麟台組文書の調査状況を報告した。

第九回（二月一〇日） 一月一日に実施した市民報告会の振り返りを行った。女性や若年層が多いことが評価され、一方アンケート結果をもとに回覧をもう少し早く行うことが求められた。宮本組（二三区）への報告会は二月二十四日とし、福井委員長が江戸時代の史料について、本永副委員長が宮本祭と走り太鼓について話すことになった。令和五年の古川祭が一部縮小されると判明したため、祭史の中で特集することとし、その後に普通に行われた時に改めて作成する方針となつた。事務局からその状況報告として、三番叟台組の資料はなく一五区資料を借用することを報告した。

第十回（三月一日） 二月二十四日に実施した二三区報告会の振り返りを行った。三番叟台組への報告会は三月九日とし、福井委員長が屋台の順番について、本永副委員長が幟旗と秋葉様について話すこととなり、台車とからくり人形と屋台の台輪について意見を開くことになった。令和五年の古川祭は通常通りの開催とはならない方向性だが、古川祭史に掲載するために写真撮影は依頼することとした。写真専門でお願いする方のために、撮影ポイント一項目を決定し、併せて起し太鼓の打ち出しもし撮影してもらうこととなつた。事務局からの状況報告として、麒麟台組文書の整理は三割が終了し、気多若宮神社文書は五月に報告会を開催できるよう進めていることを報告した。

第一回（四月六日） 三月九日に実施した三番叟台組報告会の振り

返りで、一五世帯中一四世帯に出席いただいた上、報告会後に新たに資料提供を受けた繋がりができたことを確認した。令和五年の古川祭の撮影スケジュールと、例年との変更点を確認した。

第一二回（五月一日） 令和五年の古川祭の振り返りにて、協力員・写真係のおかげで、古川祭全容を把握できたことを確認した。

第一三回（六月一日） 五月一八日に実施した気多若宮神社資料調査報告会の振り返りを行った。また、麒麟台組資料調査報告会と市民講演会の内容を確認し、第三回については委員長と副委員長以外の委員の講演を打診した。

第一四回（七月三日） 六月九日に実施した麒麟台組資料調査報告会の振り返りから、平成に入ってからの資料調査が不足していると指摘を受けた。六月二九日に実施した第二回市民講演会の振り返りにて、満足度四・五点（五点満点中）であることを確認した。『（仮称）古川祭史』の内容について、祭りの変遷と特集記事の構成で編まれることを確認した。

第一五回（九月六日） 七月二九日に実施した三光台組資料調査報告会での振り返りで、全世帯が出席されたことを確認した。八月二〇日に実施した鳳凰台組資料調査報告会での振り返りで、高校三年生が積極的に意見する頗らしい姿勢を確認した。

第一六回（一〇月一日） 『（仮称）古川祭史』の内容及びスケジュールについて相談し、委員会を令和七年度まで、刊行を令和八年度でないと間に合わないことを確認した。会議後に委員会で市長面談を行い、新しいスケジュールを確認した（資料六）。令和五年の古川祭の写真は合計七〇〇〇枚をリスト化し、いつでも見ることができるように状態になったことを報告した。また、第三回市民講演会を一月に実施することとし、

その前の一二月に協力員報告会を行ふことを確認した。

第一七八回（一一月一八日） 古川祭の写真撮影で不足分を把握する作業が必要であることを確認した。協力員への説明会は、事実整理をした田端と、まとめた本永から行うこと、また協力員からも一言ずつ意見を頂戴したいことを確認した。

第一八回（一一月二八日） 一一月一四日に実施した白虎台組資料調査報告会での振り返りで、欠席した家にも報告会資料を配布したことにより、報告会終了後にも意見があつたことを確認した。令和五年の例祭がコロナ禍で変則的になつたため平成元年と単純比較できなくなつた状況を確認した。その上で、令和六年度の歴史文化調査室報に「令和五年の古川祭」をまとめる、市民講演会で報告することになった。第三回市民講演会では、委員会からの説明のほか、起し太鼓主事と屋台主事にも発表を依頼することとなつた。福井委員長より、『（仮称）古川祭史』の構成案が提示された。

## 資料6 スケジュール（2023年10月）

スケジュール案6（2023年10月現在）

### 調査対象

・計社、吉田台組・鹿鳴台組・三番叟台組・櫻鏡台組・宜本組・鳳凰台組・三光台組

・末：赤中文房、まつり会館所蔵品、各台組（青龍台組・鶴鳴台組・白虎台組・神龍台組・龍勢堂組）

### 調査スケジュール

年	月	資料調査 (中古)	資料調査 (田端)	参考図集	台組説明会・ 市民講演会ほか	委員会
令和4年度	~4	金龜 (1270点) 阪田 (477点)			計4回の市民講演会(平成29年2月、令和3年3月～令和4年3月) (委員会)、令和4年4月 (説明会)、令和4年4月	計13回の準備委員会 (令和3年3月～令和4年3月)
	5					第1回
	6					第2回
	7					
	8					第3回
	9	赤中文房(407点)	神社 (1180点)			第4回
	10				少龜 (10名)	第5回
	11	櫻鏡 (877点)	宮本 (144点) 三番叟 (16点)		櫻鏡 (20名)	第6回
	12				竜力説明会 (34名)	第7回
	令和5年	1			第1回市民講演会 (80名)	第8回
	2				宮本 (19名)	第9回
	3	青龍・黒龍			三番叟 (14名)	第10回
令和5年度	4	鳳凰				第11回
	5	三光	BS豊可真 (7163点)		神社 (20名)	第12回
	6	三光 (231点)	曲輪		櫻鏡 (30名)	第13回
	7	鳳凰 (308点)			三光 (15名)	第14回
	8	神楽	白虎		青龍・鳳凰 (13名)	
	9		白虎 (422点)			第15回
	10	神楽	まつり会館		鶴鳴	第16回
	11	鶴鳴堂	まつり会館		白虎	第17回以降の委員会
	12				第18回市民講演会 写真撮影協力自報書	
令和6年度	1					第3回市民講演会
	2		(清暉)		神楽	
	3	(青龍)			岡島家	
	4	資料再調査 (個人所有文書、平成以前の文書)	資料再調査 (個人所有文書、平成以後の文書)	執筆・復元・独立	櫻鏡会	
	5					
	6				第4回市民講演会	
	7				(片鱗)	
	8				(青龍)	
	9				第5回市民講演会	
	10					
	11					
	12					
令和7年度	1				第6回市民講演会	
	2					
	3					
	4~12					
	令和8年	1~3	*	*	*	委員会終了
	4				印刷・原本用印・校正	
	5~6				*	
	7				刊行	

\*刊行スケジュールを経験する理由：各台組からの資料を多く譲りたい。

②複数会などを通じて、個人所有等の追加資料の提供があった。

③平成以前の資料が分割しており整理するのに時間がかかる。

※全体を把握するため、令和5年度の各台組の写真撮影を実施したところ、膨大な撮影画像が蓄積された。

### 三、調査の方法

以上のように検討を行う土台を整備し、その後に調査方法も検討しつ進めた。

#### (一) 記録の作成

古川祭の変遷を整理するため、各台組・氣多若宮神社・氏子所有等の関連文書を借用し、全点写真撮影を行つて一覧表を作成した。また文書類には祭関係以外のものも含まれるが、全て調査対象とした。資料借用にあたり、台組総代及び協力員に対応いただいた。

#### (二) 台組報告会での意見交流

資料を借用した台組等には調査内容を報告する資料調査報告会を実施した。その中では、調査を通じて明らかとなつた不明点を地元の方に聞き取りをする交流の時間を持つた。また、報告会後に新たに資料を提供する台組や個人の方もいた。

#### (三) 市外の関連調査

古川祭の関連資料調査及び記録作成のため、市外でも調査を行つた。具体的には、「高山山王祭行列絵巻」等の飛騨高山まちの博物館所蔵資料の撮影、田中鉄工所での屋台車輪締めの見学、井波彫刻協同組合での聞き取りなどである。

#### (四) 令和五年の古川祭の写真撮影

古川祭の関連資料調査及び記録作成のため、市外でも調査を行つた。具体的には、「高山山王祭行列絵巻」等の飛騨高山まちの博物館所蔵資料の撮影、田中鉄工所での屋台車輪締めの見学、井波彫刻協同組合での聞き取りなどである。

### (五) 撮影機材

資料や祭礼の記録は同時並行で行われるため、デジタルカメラは複数台が必要となる。十分な機材が準備できなかつたため、委員会や協力員等に對しては個人所有のカメラ機材を使用いただいた。そのため画素数等の統一はなされていない。データはUSBを準備し、提出いただくこととした。なお、祭礼の撮影協力に対して、各台組等に謝礼を準備して対応した。

### 四、検討事項の経過

台組資料等をもとに毎会議後に意見交換を行つた。また、各台組報告会でも、氏子の方々と意見交流を行つた。ここでは、そのテーマの内容を概述する（敬称略）。

#### (一) 令和二年年度

- ・「一月一五日 福井「元禄八年の杉本明神祭礼の資料について」、『弘化三年の屋台儀式資料について』
- ・「二月二〇日 中齋「金龜台組所蔵文書」、本永「八月五日向町御神事について」、「天保二年（一八三二）と推定される「定式」」
- ・「一月二四日 古川祭史作成にかかる説明会を開催。区長には区民への周知協力を依頼した。台組総代には祭資料の有無や撮影、連絡調整にご協力いただく協力員を台組と委員会とで決定したい旨を依頼した。
- ・二月一八日 中齋「起し太鼓主事太鼓の借用について」、金龜台組の場合一、本永「大旗（織）・額提灯・大提灯について」
- ・三月三日 本永「災害と古川祭」「金龜台および三光台の人形について」

#### (二) 令和二年年度

・五月一日 本永「令和四年の古川祭について」

・六月一八日 福井「祭とは」、直井「開闢業設立の経緯」、森下三光  
台組

・八月三日 福井「近江の僧林算が見た古川の里と祭」〔幕末・明治の  
古川祭屋台〕、茂住・清曜台の古写真〕〔氣多若宮神社本殿下の古墳につ  
いて〕

・九月六日 福井「江戸時代の神事屋台儀式」、本永「屋台曳きについて」  
〔神楽台組の「曳組」について〕、「風巻台の車輪〔明治二四年廃台〕」  
〔古川祭屋台の車輪について〕、田端「神社費の徴収について」

・一〇月三日 福井「屋台の再建」「起し太鼓のはじまり」、本永「金龜  
台組の戸数と祭当番人数」「神輿行列」「車輪外周の金輪について」  
・一〇月一三日 金龜台組資料調査報告会 一〇名参加。

・一月四日 福井「氏子とそのくらし」「付け太鼓の源流」「付太鼓禁  
止から容認へ」、本永「龍笛台の新築と修繕」「武之町中組〔金龜台組〕  
の変遷」「白虎台組の子供歌舞伎」

・一月一七日 龍笛台組資料調査報告会 一〇名参加。

・二月一日 福井「氏子とそのくらし2」「奉行の祭礼取締り」、本永  
〔明治一九年龍笛台新築〔熊崎家文書より〕〕、「金龜台組の彫刻」「青龍  
台組の木偶」  
・二月一日 福井「増島城と杉本社」、本永「御祭礼中町廻り時刻」  
〔祭礼規則書〕

・二月一日 古川祭史市民講演会 福井「江戸時代の杉本大明神祭礼」、  
本永「天保二年（一八三二）の祭礼のようす」、八〇名参加。

・二月一〇日 福井「増島城下の杉本社」「古い祭礼記録」「祭のこつ  
お」〔上北村の祭礼記録〕、本永「天保二年（一八三二）の祭礼のようす」

「屋台先芝居・人形踊り」「田中鉄工所における「輪縫め」見学の報告」

・二月四日 二三区資料調査報告会 一九名参加。

・三月一日 福井「屋台の売買」「八七七〔明治一〇〕年、關取のは  
じまり」、本永「上北組釜ノ上はどこか？御神輿行列の通り道」

（三）一二〇三年度

・四月六日 福井「現存する古い屋台と人形」、本永「三番叟台組調査  
報告会で話題になったこと」「三番叟台組の追加資料」「祭を支える提灯」、  
田端「令和五年度氣多若宮神社祈念祭・抽籤祭」「清曜台組調印式案内  
状配布の取材」

・五月一日 福井「杉本社から氣多若宮神社に」「社殿の整備」「明治  
の県社昇格運動」、中齋「麒麟台組所蔵文書」、田端「氣多若宮神社所蔵  
文書」

・五月一八日 気多若宮神社資料調査報告会 一〇名参加。

・六月一日 福井「高山から来た屋台」、本永「屋台の設計図」「祭の履  
物〔白猪草履・下駄・足袋〕と令和五年の古川祭における履物」

・六月九日 麒麟台組資料調査報告会 三〇名参加。

・六月二九日 第二回市民講演会 福井「杉本社から氣多若宮神社に」、  
本永「神様を迎える神輿の巡幸と当番会所・塙の道」、七〇名参加。

・七月二九日 三光台組資料調査報告会 一五名参加。

・八月三〇日 鳳凰台組資料調査報告会 一三名参加。

・九月六日 福井「一七三四〔享保一九〕年、杉本宮祭場での刀傷沙  
汰、茂住「古川祭屋台の創建について」、田端「氣多若宮神社所蔵絵馬・  
額について」

・一〇月一日 福井「大祭のはじまり」、本永「太鼓取りと付け太鼓」  
〔古写真から読み取れる起し太鼓の変遷〕、「起し太鼓の神紋」「旧麒麟台  
組」

「龍の刺繡幕」について、駒「増島の郷 古川祭起し太鼓集録」、直井「古川祭史 開闢業に関する掲載項目」、中齋「氣多若宮神社例祭細則」、田端「白虎台組所藏文書」

- ・一月一日 福井「一九三三（昭和八）年の屋台沿革調査」「白虎台の記録」、本水「白虎台の製作年代について」「古川祭屋台の井波彫刻」
- ・「龍笛台の下段彫刻について」、中齋「明治一年（一八七八）九月一〇日「御届所」（神楽台組所藏）」「例祭規則、例祭細則よりみる起し太鼓」
- ・一月一四日 白虎台組資料調査報告会 一〇名参加。

- ・一月二八日 本水「白虎台組の台紋（根株と毬電胆）」「白虎台組屋台の天井繪」「白虎台組獨々紺幕のオランダ文字」
- ・二月七日 令和五年古川祭写真撮影等調査報告会 一二名参加。

#### おわりに

本稿では、一〇二二年度以降の委員会が立ち上がりから一〇二三年一二月現在までの事業と調査の経緯について述べた。その特徴は、委員会と事務局の立ち位置と体制から議論し、確認しつつ事業を進めはじめたことと言える。

その上で、協力員を通じて資料を借用し、借用資料は一点ずつ写真を撮影し、一〇二三年四月の例祭では各台組で撮影が満遍なく行われた。しかし、今回はこのような調査手法については触れることができなかつた。また、一〇二七～二〇年度までの経緯についても触れることができなかつた。これらについては、今後別稿にて詳述したい。

## 飛驒市歴史文化調査室報 第5集

---

発行日 2024年3月29日

編集・発行 飛驒市教育委員会  
〒509-4292 岐阜県飛驒市古川町本町2番22号  
TEL (0577) 73-7496

印刷・製本 有限会社 竹本写植  
〒509-4254 岐阜県飛驒市古川町上町140番地5  
TEL (0577) 74-0082